

2021/3/29

点検・評価報告書

2021(令和3)年度

公益財団法人大学基準協会 大学評価

新潟青陵大学

新潟青陵大学点検・評価報告書

目次

序章	1
第1章 理念・目的	6
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	27
第4章 教育課程・学習成果	32
第5章 学生の受け入れ	43
第6章 教員・教員組織	50
第7章 学生支援	57
第8章 教育研究等環境	71
第9章 社会連携・社会貢献	84
第10章 大学運営・財務	96
第1節 大学運営	96
第2節 財務	106
終章	110

序章

1. 新潟青陵大学の自己点検・評価の目的

新潟青陵大学はその建学の精神「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」に立脚した社会の切実な要請に応えるべく、保健・看護・福祉・心理の分野で地域に貢献できる高度専門職業人の育成を目指し、2000年4月に4年制大学として発足した。看護系では県内最初の4年制大学として今日に至るまで多くの人材を地域社会に輩出してきた。2006年4月には研究教育水準の向上発展を意図として、大学院臨床心理学研究科(修士課程)を発足させた。さらに、開学から13年経った2014年4月に、看護教育の新たな進化を求める社会的要請に応えるべく、これまでの教育・研究・実践の実績を踏まえ大学院看護学研究科を開設した。その後、2015年4月には、より「高度な」専門的職業人養成の教育型大学として地域における専門的な「知の拠点」となるべく、看護学部と福祉心理学部に学部を分離改組した。

本学が率先して遂行する自己点検・評価は、大学の教育・研究・管理等の質を担保すべく現状への厳しい自己点検・評価を自らに課し改善・改革に努めるものであり、本学の堅実な発展の重要な契機として位置づけられる。本学の自己点検・評価は、学長諮問委員会である「自己点検・評価委員会」主導の下、全教職員が関わる形で実施している。

2. 前回の大学認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動の概要

2. 1. 努力課題について

1) 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

「教育課程の編成・実施方針について、学部・研究科ともに教育内容、教育方法に関しての基本的な考え方というよりも、学習後の学生の到達目標に近い内容となっているため、適切な内容となるよう改善が望まれる。」との指摘を受けた。大学全体として、学長を委員長とする教学改革推進会議において、3つのポリシー相互の関係性を明確にし、教育の質的転換を図ることとした。2015(平成27)年度第6回教学改革推進会議において、改善に向けた方針として、3つのポリシーの策定の法令的義務付け、及び中央教育審議会3つのポリシーの「策定及び運用に関するガイドライン」に沿った改善を行うことが確認された。2016年度第2回教学改革推進会議において3つのポリシーの見直しとその方向性が「新潟青陵大学教育イニシアティブ」で示され、抽象的な表現ではなく、リアリティーのある具体的なポリシーとすることとした。特に教育課程の編成・実施方針(CP)に関しては、地域の「知」を育むために、基本教育課目と専門教育科目等を体系的に編成し、学士・修士課程教育を行うこととした。合わせて、PDCAサイクルの起点となる卒業認定・学位授与の方針(DP)を確定させた。また、特に入学者受け入れの方針(AP)の中に入学時の「学力の3要素」を含ませることとし、5回の会議を経て、2017年2月9日開催の第7回教学改革推進会議において承認された。DPとカリキュラムの対照表も併せて作成した。

2) 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

「教育内容・方法等の改善に向けた取り組みに関して、大学全体では「FD委員会」によって行われているが、臨床心理学研究科及び看護福祉心理学部独自のFD活動が行われていないため、改善が望まれる。」との指摘を受けた。まず、臨床心理学研究科では、個々の教員間の情報共有は行っていたが、具体的な教育内容・方法の改善に向けた独自のFD活動は行われていなかった。2016年度第1回大学院臨床心理学研究科委員会において、教員の力量向上のためには、自らの研究や体験、研修で学んだことを他の教員と情報共有することが重要であることが確認され、大学院研究科独自のFD研究・事例発表会を年度毎に組織的に計画・実施することを決定し、授業改善等に繋げている。

学部教員と研究科教員がともに参加するFD委員会が主導し、全教職員による課題・情報の共有を所管事項として「アクティブ・ラーニングを考える」、「GIS (地図情報システム)の現状と将来」、「情報教育の将来」、「授業支援アプリ (ロイロノート・スクール) 講習会」、「発達障害を持つ学生の理解と支援の方法」、「職場におけるポジティブマネジメント」、「これからのAIリテラシー教育のために」などの研修会を開催し教育方法・授業改善に繋げている。

3) 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

「看護福祉心理学部福祉心理学科において、1年間に履修登録できる単位数の上限が50単位 (半期各25単位) と高く、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。」との指摘を受けた。これに対しては、いち早く2014年1月開催の第11回教務委員会において、履修規程の修正について協議し、各学期の履修登録の上限を原則25単位と定めるとともに、GPAの基準により履修登録の上限を調節する修正案 (CAP制) が策定された。その後、2014年2月開催の第14回教授会において審議し承認され、履修規程第3条に「第3項」及び「第4項」を追加した。修正された履修規程は、学生便覧及び学生ポータルサイト「N-COMPASS」のインナーWEB「GPA分布」において学生に周知している。

4) 教育内容・方法・成果 (4) 成果

「臨床心理学研究科では、学位論文審査基準について、あらかじめ学生に明示されていないので、『学生便覧』等で明示することが望まれる。」との指摘を受けた。臨床心理学研究科において、教員間では修士論文審査基準に関する情報共有は行っていたが、明文化にはいたっていなかった。2018年7月開催の第6回大学院臨床心理学研究科委員会において、大学院生にも解り易い内容での修士論文審査基準について審議し承認された。大学院生へは7月中に基準を公開し、毎年度9月に開催される後期オリエンテーションにおいて再度周知することになっている。

5) 学生支援

「ハラスメント防止のための措置については「就学、就労若しくは教育環境の整備に関する規程」に定め、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」の作成をしているが、セクシャル・ハラスメント以外のハラスメントに対する学生・教職員への周知が十分ではないので改善が望まれる。」との指摘を受けた。以前は、教職員の間でハラスメントに関する

情報共有は行っていたが、明文化にはいたっていなかった。2018年3月開催の学内理事会において、ハラスメント防止・対策規則等の整備について審議了承され、2018年4月開催の第1回全学教員会議において報告、同年4月1日から施行した。当該規則等は、本学ウェブサイトの公開情報に掲載し、学生教職員への周知を行っている。

2.2. 更なる向上をめざしたもの

1) 教員・教員組織の点検・評価と改善・向上

さらなる教育の質向上を目指して、2018年度に「ティーチング・ポートフォリオ実施規程」を定めるとともに、「教員評価規程」を学長制定により制定した。教員評価については、2019年度からは、「FDポートフォリオ」を使って全教員が、教育活動、研究活動、大学運営、地域・社会貢献の4つの側面から、年度ごとに自己評価を行い、所属長との面談を通して次年度の計画・目標を立てる仕組みを構築した。さらに、2020年度には、これまで明文化されてこなかった「大学が求める教員像と教員組織の編成方針」を作成し、これに照らし合わせながら教員評価を行うとともに、教員組織の点検・評価並びに改善・向上を行う道筋を立てた。

2) アセスメント・ポリシーの策定

ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、機関レベル（大学全体レベル）・教育課程レベル（学部・研究科レベル）・科目レベルの3段階で、学修成果等を検証するために、アセスメント・ポリシーを策定した。機関レベル（大学全体レベル）では、学生の進路状況（就職率、就職先、資格・免許の取得状況等）、卒業時の各種調査（満足度調査等）から、学生の学修成果の達成状況を検証、教育課程レベル（学部学科・研究科レベル）では、卒業要件達成状況、単位修得状況、GPA、ジェネリック・スキルテスト等から、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を検証、科目レベルでは、シラバスで提示された授業科目の学生の学習（行動）目標に対する評価や学生の授業アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を検証することとしている。

3) ディプロマ・ポリシーの達成状況を確認するためのアセスメント

ディプロマ・ポリシーの達成状況を確認する一つの方策として、2018年度から卒業年次の学生を対象にアンケート調査を行い、教育課程の編制方針を検討する際の基礎資料の一つとして活用することを始めている。2020年度以降からは、2019年度入学生から適用された新カリキュラムの検証として、2年生を対象に同様の調査を行っている。また、卒業後のアセスメントも行うことを検討中である。

4) 学習成果の可視化の試み

上記のディプロマ・ポリシーの達成状況を確認するためのアセスメントに加えて、ディプロマ・ポリシーごとの科目数やGPA、7つの身に付いた能力に関する自己評価を、学生1人ずつに対して、本人のスコアと学科平均スコアをレーダーチャートにして示す方法で、学習成果の可視化を試みている。2020年度現在では、2年生と4年生だけを対象にしておこなっているが、今後は1・3年生も分析の対象とすることを検討中である。

5) 障がいのある学生支援

こころやからだの支援が必要な学生に対して、2017年度に「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針」を学長制定により定め、これに基づいて学生生活全般に渡り合理的配慮を行う仕組みを構築した。入学予定者や受験生を含む学生からの申請に基づき、入試広報課、学部入試委員長・教務委員長・学生委員会、アドバイザー、健康管理センター職員等で必要な支援を検討し、その内容を大学運営会議に諮り支援内容を決定し、学内各部署や授業担当者などが連携することで、必要な援助が得られるようにした。

6) 国際化・国際交流

「両学科の教育目的に共通なキーワードとして、「国際」とあるが、それを意識したプログラムの展開を期待したい。」との助言を受けた。本学は長・中期目標の基本項目VII「国際交流」で「看護・福祉・心理学分野のグローバル化への対応」を掲げ、「海外の大学間協定締結拠点大学との国際学術交流促進」を推進している。中でも韓国コットンネ大学と2010年11月22日に交流協定を締結以来（2016年3月に交流協定更新）、コットンネ大学からの研修旅行受入を5回（基本的に隔年）、本学学生のコットンネ大学への研修旅行を4回（基本的に隔年）、コットンネ大学学生や関係者と本学学生との合同でのフィリピンにおけるボランティア活動を7回（基本的に毎年）実施している。また、共同研究や、互いの大学の学術的集会への研究者の派遣、互いの文化活動への講演・演奏者の派遣、学長の相互訪問等の活動を実施してきた。また、中華人民共和国北京師範大学珠海分校と2018年3月27日に短期プログラム協定を締結した。これに基づき、北京師範大学珠海分校が2018年7月に本学において短期研修プログラムを実施し、日本語の研修及び日本文化に対する理解を深める研修を行った。このように、全学をあげて「国際」を意識したプログラムを展開してきた。

7) COVID 19 への対応・対策

本学では、2020年1月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、全学的に感染症の危機管理レベルを判断し対策を検討する体制をいち早く取った。この対策本部で決定された内容は、教職員にはメールやZoomミーティングにより、学生に対しては一斉メールや学生ポータルサイトN-COMPASSを通じて速やかに周知されている。

授業については、非常勤講師を含めたすべての教員を対象としたオンライン講習会がFD委員会主導により実施され、対策の周知と遠隔授業の手法や技術を理解してもらう機会を提供してきた。学生は、幸い開学当初から全入学生にノートPCを貸与し、積極的にネットワークを利用した情報提供や教育を行っていたために、遠隔授業に移行する素地は備えていた。2020年度前期は、ほぼ全面的に遠隔授業の形態で授業を実施したが、後期からは、全学生をAとBの2グループに分け、隔週で登学させることで、感染対策を十分取りながらキャンパスでの対面授業の機会も確保しつつ、同時に遠隔授業も提供できる体制で授業を実施した。これら教職員・学生一丸となって感染症対策に取り組んでいる結果、2021年3月1日現在でも学内から感染者は発生していない。

2021年度からは、大学が求める感染症対策や方針を学生に遵守してもらうだけでなく、学生の意見を積極的に反映させた感染症対策にしたいと考えている。現在、学生が昼休み中に

学内を巡回することで問題点を発見し、改善策を検討、実施するための体制を計画中である。

今回の自己点検・評価を通じて明らかになった問題については、これから受ける認証評価での助言・指摘事項と合わせて、次期中期計画の中に落とし込み、改善に取り組む予定である。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては学部、学科ごとに、研究科においては研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性
--

新潟青陵大学は、学校法人青陵学園建学の精神である「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」(根拠資料 1-1 p.1) に則して「実学教育」を基調として、以下のように目的を学則第1条に掲げ、2000年に、看護福祉分野で地域に貢献しうる人材育成を目指し、看護福祉心理学部を設置・開学した。

新潟青陵大学(以下、「本学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

2006年には、時代と地域の要求に合わせ、「心の専門家」の育成を目指す大学院臨床心理学研究科(臨床心理学専攻修士課程)を、2014年4月には、看護教育の新たな進化を求める社会的要請に応えるべく大学院看護学研究科(看護学専攻修士課程)を開設し、大学院教育を行ってきた。

2015年には、開学時に比して理論と実践の両面において我が国の看護・福祉領域における研究水準が飛躍的に向上しているという社会背景と、地域福祉の分野においては地域社会におけるリーダーの役割を担いうる総合的な視野と高いレベルの専門的知識を持ったエキスパートが、看護の分野では経験豊富で高い専門知識を有する看護師が求められているという社会的需要に対応するため、より「高度な」専門的職業人養成のための教育型大学として、地域における専門的な「知の拠点」となるべく、看護福祉心理学部を看護学部と福祉心理学部の二学部に分離改組した。

大学の理念：「こころの豊かな看護と福祉の実践」

大学の目的：「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」

教育上の理念：「生命尊厳・人間尊重」

教育の目的：「国民の健康と福祉を支える実践的な人材を培う」

(根拠資料 1-2)

これらに基づき、本学の2研究科及び2学部(3学科)では、研究科並びに学部、学科ごとに教育目的、教育目標を定めている。たとえば、研究科についてみると、看護学研究科で

は教育上の理念「生命尊厳・人間尊重」を踏襲し教育研究における基盤として、「ケアのこころ」と「実践知」の2つのキーワードを掲げている。学部については、両学部とも「生命尊厳・人間尊重」の理念に基づき教育上の目的を設定し、看護学部看護学科では教育目標につなげ、福祉心理学部では特色・使命を掲げている。また、社会福祉学科並びに臨床心理学科においても教育上の理念「生命尊厳・人間尊重」に基づく教育目標を設定している。

以上のように、本学は建学の精神に基づき理念を掲げ、時代と地域の要求に合わせて、全学的な教育研究上の目標を見直しながら、組織も発展させてきた。また、研究科・学部の目的・目標は、大学の理念・目的に基づき適切に設定しており、従って、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されていると判断できる。

②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学においては、研究科及び学部・学科ごとの教育研究上の理念や目的等を主に学生便覧に明示している。特に、両学部の学則に大学の「教育上の理念」を明示し、それに基づくそれぞれの「教育上の目的」を掲げている。

大学構成員全体に毎年度配布している学生便覧に、本学の理念・目的、特色、研究科・学科ごとの目的が詳細に記載されている。学部学生に対しては、入学時に必修科目として設定されている「フレッシュマンセミナー」の中で、この学生便覧をテキストとして、しっかり時間をかけて学ばせている。また、新たに着任した教職員には新入生とともに、このセミナーを受講するようにしている。

社会に対しては、本学ウェブサイト「大学の教育上の目的」を掲載するとともに（根拠資料 1-3【ウェブ】）、両研究科は「教育目的」と「教育目標」を、両学部の各学科は、「学部の教育上の目的」と「学科の教育目標」を掲載し、明示している（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】）。

また、オープンキャンパスや本学主催学校説明会において、建学の精神、大学の理念・目的、教育理念・目標、教育課程の特色等について学長等から説明を行っている。

以上のことから、大学院においては研究科ごとに、学部においては学部、学科ごとに、設定する人材育成及び教育研究上の目的等を設定しているものの、学則にすべて明示していないが、便覧や刊行物、ウェブサイトを通じて、教職員並びに学生及び社会に、理念・目的、学部・研究科の目的等を周知及び公表していると判断できる。

③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は、長・中期目標・計画を設定している。背景は以下の通りである。

本学においては、2010年の本学設立10周年を機に、高度専門職業人の育成を目指した大学院看護学研究科を新設し、2015年には看護福祉心理学部（看護学科と福祉心理学科）を2学部（看護学部と福祉心理学部）、3学科（看護学科、社会福祉学科、臨床心理学科）に分離改組した。その際、大学の理念、目的、他のポリシーの全体的な統一を図り、「こころの豊かな看護と福祉の実践」を大学の理念、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の目的、「生命尊厳・人間尊重」を教育上の理念、「国民の健康と福祉を支える実践的な人材を培う」を教育の目的とした。

加えて、多様な社会のニーズや学問の進歩に、受身ではなく半歩先に先行して柔軟な対応が可能なシステム構築が、強く求められていることを受け、ビジョンは大学の地域の「知の拠点」づくりとし、長期的にはイノベーションセンターづくり、中期的には“「新潟青陵学」を育てるプラット・ホームづくり”と、その立つ位置を明確にした。これは、進行中の文科省の大学教育の質的転換を目指す新方針に沿い、本学の看護学、福祉学、心理学を協働して教育できる特徴を踏まえた教育の基本的な考えへと繋がっている。地域の「知の拠点」として2学部が連携し、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指すため、長・中期計画を設定した（根拠資料1-7）。

長・中期計画の活動基本項目として、6項目（「組織・運営基盤」、「入試」、「教育（教学）」、「研究」、「学生支援」、「社会連携」、「国際化」）を定めた。これらの基本項目に沿って、学部、研究科、事務局と、それらに属する各種委員会の諸活動を、PDCAサイクル方式を毎年繰り返して内部質保証を推進・履行する方式も併せて導入した（根拠資料1-8）。長・中期計画は2015年度から開始し、2018年度までの活動を中間評価し、2021年度に最終評価を実施するとともに次の中期目標を定める予定である（根拠資料1-9）。

これまで長・中期計画の施策として、特に基本項目VI「社会連携と生涯学習」では中期目標「看護・福祉・心理学などの分野と関わるステークホルダーとの協働による地域振興・活性化」を掲げ、その実現を検討してきた。その中心は、2015年度に採択された文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」の『ひと・まち・しごと』創生を循環させるNIIGATA人材の育成と定着」事業であり、それに参加校として加わり、協働する大学、自治体、企業等との繋がりを強固にした（根拠資料1-10【ウェブ】）。

その間、本大学は、地域貢献や学術研究などに関する地域との包括連携協定を積極的に結んだ。すでに締結していた地元新聞社及び自治体に加えて、阿賀町（新潟県）2015年3月、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立妙高青少年自然の家（新潟県）2015年5月、新潟市（新潟県）2015年6月と包括連携協定を結び、長・中期目標の達成に努めてきた（根拠資料1-11【ウェブ】）。

以上のことから、本学は長・中期目標・計画に基づき、学部の分離改組を行い、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」や地域との包括連携協定により、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

（２）長所・特色

本学は学園建学の精神に基づき理念を掲げ、時代と地域の要求に合わせて、全学的な教育研究上の目標を見直してきた。研究科・学部の目的・目標は、大学の理念・目的に基づき適切に設定しており、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されていると判断できる。

また、大学の理念と近年の社会のニーズや学問の進歩から、地域の「知の拠点」として二学部が連携し、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指すため設定した長・中期計画は、特に「社会連携」の分野で「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」や複数の包括連携協定締結など高い実績を生んでいる。

（３）問題点

2010年の本学設立10周年を機に、大学の理念、大学の目的、教育上の理念、教育上の目的を整理し、全体的な統一を図ったが、このことが学内外で、まだ十分理解・浸透したとはいえない。また、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」は、新潟青陵学会主導のもと、学術集会の開催や学会誌の発行で、一定の成果を上げているものの、その意義づけが広く認知されていないのが現状である。これらについては、これまでの長・中期計画を総括した上で、次期中期計画の中で見直しを行い、より広く学内外で理解・周知されるように考えて行く必要があるだろう。

（４）全体のまとめ

本学は学園建学の精神に基づき理念を掲げ、時代と地域の要求に合わせて、全学的な教育研究上の目標を適切に掲げている。特に、本学設立10周年を機に、大学の理念、目的及び教育の目的を見直し、他のポリシーの全体的な統一を図った。

また、大学の理念と「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指すため設定した長・中期計画を掲げ、「社会連携」の分野で高い実績を生んできた。

しかしながら、これらが学内外で十分理解・周知されたとは言えないので、次期中期計画（2021～2027）の中で、検討し直し、学内外でのより一層の理解・浸透を図りたい。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学の規則集第2編 組織・管理（Ⅱ）の中の「6.新潟青陵大学自己点検・評価・FDに関する規程」（根拠資料 2-1）において、内部質保証に関する基本的考え方を「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」とし、本学の教職員にこの目的を達成するために、自己点検・評価の実施に協力を求めている。「新潟青陵大学自己点検・評価・FDに関する規程」が収められている規則集は、学内ファイルサーバーに掲示されており、だれでもいつでも閲覧できるようになっている。

この「自己点検・評価・FDに関する規程」は、2000年の開学と同時に制定され、2005年に現行のように改訂された（根拠資料 2-1）。さらに、本学の内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示するために、「新潟青陵大学内部質保証の方針」（根拠資料 2-2）を2020年12月の評議会で審議し、決定した。この中で、「大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、継続的に質の向上を目指した恒常的な改善・改革を推進する」を本学の内部質保証の基本的な考え方として明記した。そして、最終的には「内部質保証について、組織内の理解を促し、組織的文化として定着をはかる。」（根拠資料 2-2）という目標を明確に掲げた。「新潟青陵大学内部質保証の方針」は、本学ウェブサイトに掲示されている。

また、この方針では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、評議会及び教育改革推進会議としている。評議会は、本学を構成する2研究科及び2学部、全学の委員会、分野毎の部会等における点検・評価内容について、全学的観点から検証、支援並びに助言を行う。評議会は、新潟青陵大学学則第1章第4節第7条3項（根拠資料 2-3）にて、「(3) 大学改革推進の基本方針に関する事項を審議する。」役割を持つ。①教育及び研究、②事業計画・予算、③教育研究環境の整備、④学則その他学内諸規程の制定改廃、⑤教員人事、⑥学生の定員に関する事項、⑦学生の試験及び成績、⑧学生の生活・身分及び⑨その他大学運営、に関する重要な事項に関する内部質保証の責任を負う。

そして、内部質保証の対象となる事項のうち、特に、全学共通の教学に関する活動に関しては、教学改革推進会議が行うこととしている。本学は、教学運営の重要事項を検討するとともに、教育の質向上を目指す全学的な教学改革を遂行することを目的として、新潟青陵大学教学改革推進会議を2014年度から置いている（根拠資料2-4）。教学改革推進会議は、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上について、「新潟青陵大学教学改革推進会議規程」の中で「教学運営の重要事項を検討するとともに、教育の質向上を目指す全学的な教学改革を遂行するため、①教育課程の全学的な方針策定に関すること、②教学改革に関する政策形成及び制度設計の検討並びに提言及び③その他教学運営の重要事項に関する教学に特化することを検討し、企画・立案する方針を掲げている。

教学改革推進会議による内部質保証の例は、2012年度に一貫したものとなるように整理・修正を加えた大学の理念・目的、教育理念・目的及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について、2016年度に再び、これら3つの方針の策定のための基本方針を明らかにし、見直しが行われた（根拠資料2-5）。さらに2020年度は、自己点検・評価結果に基づきアドミッション・ポリシーをより分かりやすく追記する検討に入った（根拠資料2-6）。この自己点検・評価結果は、「新潟青陵大学内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価委員会が教学改革推進会議に報告した。自己点検・評価委員会は、学部・研究科、全学の委員会、分野毎の部会等における点検・評価を推進するため、学長の諮問機関として設置されており（根拠資料2-7）、この委員会において、学部・研究科、全学の委員会、分野毎の部会等における自己点検・評価の実施、結果及び改善について検討し、その結果を評議会及び教学改革推進会議に諮っている（根拠資料2-2）。

本学の内部質保証の体制としては、二階建てを想定している。内部質保証の整備には、まずそのための核となる重要な活動である自己点検・評価と、その自己点検・評価結果に基づく改革・改善の二層が必要になる。本学では、自己点検・評価委員会を自己点検・評価を主導する一階部分、自己点検・評価の結果を改革・改善に繋げる活動を担う評議会並びに教学改革推進会議（教学関係）を二階部分としている。

この体制が固まるまでは、本学の内部質保証システムの適切性に関する定期的な点検・評価により変遷してきた。前述の新潟青陵大学委員会規程第3章により、一階部分の自己点検・評価委員会は自己点検・評価の推進に責任を負う組織として一貫して担当している。その上の二階部分に相当する改革・改善を主導する全学的な組織を、当初は教学改革推進会議としていた（根拠資料2-8）。これは、主に2研究科・2学部が自己点検・評価する対象基準である①理念・目的、②教育課程・学習成果、③学生の受け入れ及び④教員・教員組織という教学関係の基準に焦点を当てていたためである。その後、教学以外の基準について自己点検・評価委員会からの報告を審議して改革・改善につなげる全学的な組織を、新潟青陵大学学則（根拠資料2-3）に基づき評議会とすることにした（根拠資料2-9）。

前述の通り、自己点検・評価委員会は2研究科・2学部、全学の委員会、分野毎の部会等を管轄する学長諮問機関として組織された委員会であり、それらにおける自己点検・評価の実施、結果及び改善について検討し、その結果を評議会及び教学改革推進会議に諮る役割を担う。

実際には、自己点検・評価委員会は、図2-1に示すように、本学の「中期目標」から派生する「中期活動目標」に合わせた「実施計画」を2研究科・2学部、全学の委員会、分野毎

の部会等において毎年度当初設定し、その成果を年度末に自己点検・評価する活動を主導している（根拠資料 2-10）。

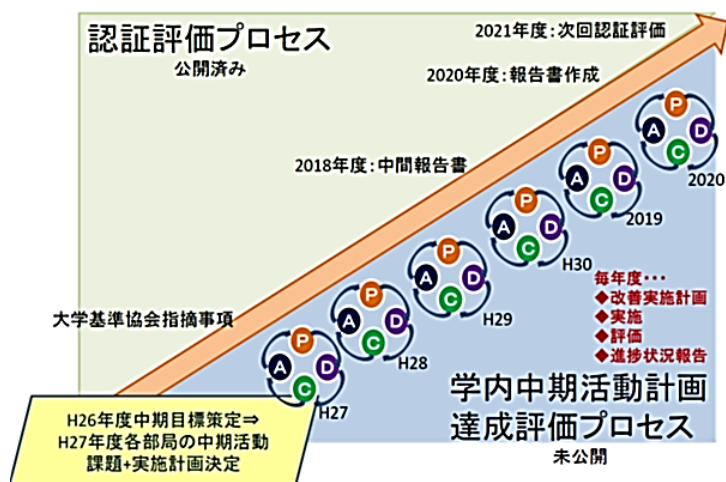


図 2-1 学内中期活動計画達成評価プロセス（根拠資料 2-10）

自己点検・評価委員会は、2 研究科・2 学部、全学の委員会、分野毎の部会等が自己点検・評価する共通の PDCA サイクルシートを管理し（根拠資料 2-11）、毎年度末に自己点検・評価委員会において、2 研究科・2 学部、全学の委員会、分野毎の部会等の PDCA サイクルシートを用いた点検・評価結果と「中期目標」とを照合した資料を作成し、教学改革推進会議において、その資料に基づき「中期活動課題」及び「中期活動目標」を評価している（根拠資料 2-12）。

特に、2 研究科・2 学部については、①理念・目的、②教育課程・学習成果、③学生の受け入れ及び④教員・教員組織に焦点を当て、図 2-2 のような体制を組んでいる。2018 年度に本学が自主的に実施した中間評価において（根拠資料 2-13）、外部評価を受け、その中で「内部質保証システムの機能の有効化については、PDCA サイクルでの課題について具体的な改善や成果をわかるようにしておく」との指摘を受けた（根拠資料 2-14）。それを参考に、2 研究科・2 学部では、PDCA サイクルシート上の課題に関する改善・成果一覧表を作成し、成果や改善点を自ら明らかにするようにした（根拠資料 2-15）。

そして、認証評価周期 7 年間の中間に中間評価を、最終年度に最終評価をすることとし、2 研究科・2 学部、全学の委員会、分野毎の部会等の報告書を自己点検・評価委員会でとりまとめ、点検・評価し、その結果を評議会並びに教学改革推進会議に報告し（根拠資料 2-16）、それらの場で点検・評価内容について、全学的観点から検証並びに助言を行っている（根拠資料 2-17）。

現在の「新潟青陵大学内部質保証の方針」（根拠資料 2-2）の下での本学の内部質保証の方針及び手続きについて説明したが、現在新中期目標を現在策定中であり、その過程で内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割を見直し、当該組織と内部質保証に関わる他の組織との役割分担をさらに検討する予定である（根拠資料 2-18）。

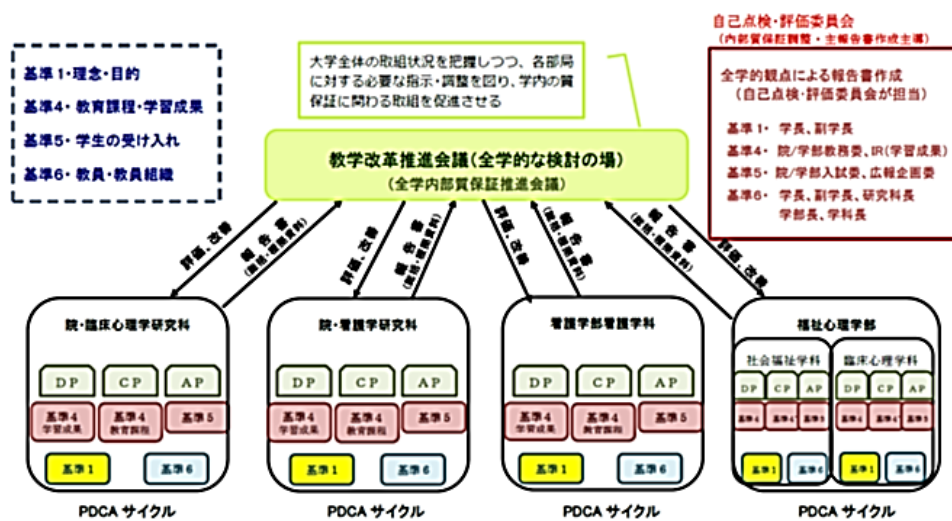


図 2-2 2 研究科・2 学部における内部質保証プロセス（根拠資料 2-8）

以上のことから、本学では内部質保証のための全学的な方針を明確にしており、その中で内部質保証に関する大学の基本的な考え方、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる 2 研究科、2 学部及び他組織との役割分担を明示している。また、方針並びに議論の過程は学内の誰もが容易に参照できるよう本学ウェブサイトや学内ファイルサーバーで共有している。従って、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示していると判断できる。

なお、本学の COVID-19 への対応は以下の通りである。

2020年1月16日に国内で初めて COVID-19 の患者が確認された後、2020年1月22日にまず、学生・教職員に海外渡航について注意喚起し、1月28日に COVID-19 が指定感染症に指定される見通しを受け、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、1月29日第1回対策本部会議を開催した（根拠資料2-19）。第1回対策本部会議では、2009年度新型インフルエンザ対応の経験を踏まえ、対策本部の役割などについて確認し、のちに組織図を整備していった（根拠資料2-20）。組織図の指揮命令系統の下、県内外の感染症状況に迅速に対応しながら、2020年内に計9回の対策本部会議を開催し危機管理レベルを判断して来た（根拠資料2-21）。対策本部会議での決定事項等は、前期後期各1回の FD・SD 研修会により、学内に周知された。

この体制と取組により、COVID-19 による諸活動への影響は最小限にとどめることができ、一部の実習等を除き、ほぼ全ての授業及びその他の予定を実施することができた。2020年度前期の遠隔授業については、授業評価実施の運営を担当する大学 FD 委員会が、学生及び教員にそれぞれ前期遠隔授業アンケートを実施し（根拠資料2-22）、その結果を教学改革推進会議にて報告し、後期授業に生かすため、学生のニーズとそれに教員が応えるべき事項を共有した（根拠資料2-24）。

このような対応の中、本学の内部質保証システムは、COVID-19 によって特別な変更を加える必要はなく、例年通り 2 研究科、2 学部及び他組織における PDCA サイクルの運営や内部質保証に関する手続をほぼ実行できた。今後、本学の内部質保証システムの中で、COVID-19 への対応・対策を検証していく予定である。

②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

上述のように、本学の内部質保証は、そのための核となる重要な活動である自己点検・評価とその自己点検・評価結果に基づく改革・改善の二層であることに基づき、本学では、自己点検・評価委員会を自己点検・評価を主導する一階部分、自己点検・評価の結果を改革・改善に繋げる活動を担う評議会並びに教学改革推進会議（教学関係）を二階部分としている。

自己点検・評価の推進に責任を負う全学的な組織である自己点検・評価委員会を、新潟青陵大学委員会規程第3章に基づき設置している（根拠資料 2-7）。自己点検・評価委員会が取り扱う事項を、

- (1) 自己点検・評価の基本方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) その他自己点検・評価に関すること。

としている（第11条）。

自己点検・評価委員会が対象とする自己点検・評価項目は、

- (1) 大学の教育理念及び目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員・教員組織
- (4) 教育内容・方法・成果
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 学生支援
- (7) 教育研究等環境
- (8) 社会連携・社会貢献
- (9) 管理運営・財務
- (10) 内部質保証

としている（第12条）。

この詳細は、「新潟青陵大学自己点検・評価・FDに関する規程」（根拠資料 2-1）において定めている。

学長の諮問機関である自己点検・評価委員会の構成メンバーは、

- (1) 学部長
- (2) 各学部を代表する委員 各2名
- (3) 教務委員長及び教務副委員長
- (4) 事務組織を代表する委員 2名
- (5) 学長が必要と認める者

と規程で定められている。

実際の構成メンバーは、

- ・看護学研究科長
- ・臨床心理学研究科長

- ・看護学部 学部長+2名
- ・福祉心理学部 学部長+2名
- ・教務委員長、教務副委員長
- ・入学試験委員長、学生委員長
- ・事務組織 2名
- ・学長が認める者

となっており、実務に精通しているメンバーで構成されている（根拠資料 2-25）。

また、内部質保証の責任を負う組織を評議会としている（根拠資料2-2）。評議会は、以下の事項を審議することになっている（根拠資料2-3）。

- (1) 教育及び研究に関する基本的事項
- (2) 大学及び各学部の事業計画・予算原案の事項及び事業計画・予算の執行に関する事項
- (3) 大学改革推進の基本方針に関する事項
- (4) 教育研究環境の整備に関する事項
- (5) 学則その他学内諸規程の制定改廃に関する事項
- (6) 教員人事に関する事項
- (7) 学生の定員に関する事項
- (8) 学生の試験及び成績に関する基本的事項
- (9) 学生の生活、身分に関する重要事項
- (10) 学部及びその他の機関の連絡調整に関する事項
- (11) 学長が諮問する事項
- (12) 理事会が諮問する事項
- (13) その他大学運営に関する重要な事項

これらの事項に関する内部質保証を含めるべく「新潟青陵大学内部質保証の方針」（根拠資料 2-2）を制定した。

評議会の構成メンバーは、「学長、副学長、学部長、学部より選出された評議員 3 人、教務委員長、入学試験委員長、学生委員長、事務部長をもって組織する。ただし、必要ある時は、その他の教職員を加えることができる」としている（根拠資料 2-3）。

実際の構成メンバーは、

- ・学 長、副学長、学部長、大学院研究科長、学科長
- ・大学院研究科より選出された評議員：各研究科 1 名
- ・学部の教授より選出された評議員：各学部 3 名
- ・教務委員長（正・副）、入学試験委員長（正・副）、学生委員長
- ・大学事務部長
- ・その他必要な教職員（評議会所管委員会委員長、大学・短期大学部附属機関の館長・室長・センター長）
- ・陪席（職員：課長、主幹）
- ・学園学事顧問

となっており、全学的な観点から審議できるメンバーで構成されている（根拠資料 2-25）。

特に教学に関する内部質保証の責任を負う組織に、2014年度に「新潟青陵大学教学改革推進会議規程」を制定し設置した教学改革推進会議を充てている（根拠資料2-4）。教学改革

推進会議では、教育課程の全学的な方針策定に関する事、教学改革に関する政策形成及び制度設計の検討並びに提言を主な目的に掲げ、学長のガバナンス強化と教学の強化推進を図ることで、大学教育の質的転換、自己点検・自己評価と内部質保証等の大学の改善・改革を求めることとしている。教学改革推進会議は以下の者をもって組織している。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 大学事務部長
- (6) その他学長が委嘱する専門スタッフ(教職員) 若干人

実際に、議長を学長及び構成員を評議会委員とし、評議会同様、全学的な観点から審議できるメンバーで構成している(根拠資料 2-25)。

評議会、教学改革推進会議及び自己点検・評価委員会の構成員には、各研究科、各学部、各学科及び各組織の長が入っており、その他各研究科及び各学部選出の構成員が加わっている。特に研究科長並びに学部長は、担当する研究科及び学部にて内部質保証の方針及び手続を全教職員が共有するよう主導している。

さらに、内部質保証に関わる組織として、本学は IR 推進室を設置している。IR 推進室は、両大学の保有する各種データ及び外部データを収集・管理し、分析することで両大学の経営方針及び教育改善に資することを目的としている(根拠資料 2-26)。

IR推進室の業務は、

- (1) 学内情報の収集、データベースの整備及び管理・運営
- (2) 第三者評価に向けた自己点検評価プロセスに必要な情報の収集・分析と提供
- (3) 学生意向調査、エンrollment・マネジメント研究等に関する事
- (4) 学内外情報の分析による意思決定、政策決定の支援に関する事

となっている(根拠資料 2-26)。

現在進められている新中期目標の策定の中で、内部質保証における IR 推進室の位置づけと役割を見直す予定である(根拠資料 2-18)。その策定過程での活動及び方針は以下の通りである(根拠資料 2-27)。

卒業 5 年目までの卒業生へのアンケート調査を毎年計画・実施し、分析結果を主に教育課程、学習成果及び学生支援の自己点検・評価とその後の改善に生かすため、全学科に返している(根拠資料 2-28)。卒業生アンケート結果は、「アセスメント・ポリシーに基づく具体的な検証」の「機関レベル(大学全体レベル)」に活用されており、例えば看護学部では、「アセスメント・ポリシーに基づく具体的な検証」の「教育課程レベル(看護学部)」の指標に用いている(根拠資料 2-29【ウェブ】)。

また、IR 推進室では、2 研究科・2 学部、全学の委員会、分野毎の部会等の内部質保証に資する各種データの集積解析を支援する計画を周知し、依頼のあった分析を行っている。例えば、大学看護学部の依頼である「入試区分ごとの評価方法」の分析を行った(根拠資料 2-30)。大学学生委員会と連携し、退学者の背景と対応を解析し、退学者の早期発見・対応を支援するため、同委員会の依頼を受けて、「休学、退学した学生の傾向分析」に必要なデータを収集し、提供した(根拠資料 2-31)。福祉心理学部から昨年度依頼があった希望を引き

続き分析し、社会福祉士国家試験合格者（精神保健福祉士合格者を含む）の要因に関する結果を返した（根拠資料 2-32）。さらに、内部質保証のための分析を一層推進するために、2 研究科・2 学部が独自に実施している調査等のデータをまとめた「学内保有データ一覧表」を作成した（根拠資料 2-33）。

今後は、すべての教職員が活用しやすい学内データ管理分析システムを IR 推進室にて検討する予定である。

以上のことから、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は全学的な基本方針に沿って制定されており、またその組織は全学的なメンバーで構成されており、適切に内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- | |
|---|
| 評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 |
| 評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 |
| 評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による 2 研究科、2 学部及び他組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み |
| 評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 |
| 評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 |
| 評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 |
| 評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保 |

教学に特化した重要事項を検討し、教育の質向上を目指す全学的な教学改革を遂行することを目的とする、教学に関する内部質保証の責任を負う組織である教学改革推進会議を中心に、2015 年度以来、高大接続システム改革会議「中間まとめ」による 3 つのポリシーに基づく大学教育の実現のための方策に基づき、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを検討してきた。これは、前回認証評価にて、当時の一部の大学院研究科と学部において、カリキュラム・ポリシーの内容が教育内容、教育方法の基本的な考えを表したものになっていない点が努力課題との指摘を受けたことへの対応として開始された。

2016 年度に、中央教育審議会大学分科会大学教育部会から公表された『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』を踏まえた 3 つのポリシー作成の方向性が学長から示され（根拠資料 2-34）、学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを見直した（根拠資料 2-35）。

3つのポリシーの見直し作成に際しては、抽象的な表現ではなくリアリティーのある具体的なものを作成しなければならない、全学的なポリシーに関しては教学改革推進会議で議論し、学部・学科のポリシーは各学部・学科で見直していく方針が示された(根拠資料 2-34)。その後の教学改革推進会議においては、ディプロマ・ポリシーの作成は学位プログラム単位とすること、学生、保護者、地域社会の方々がポリシーを読んで理解できる、わかりやすいものになること、ポリシーの記載方法にばらつきがないよう、文体・分量などの記載の枠組みを統一すること、全学的に共通した編集・整理が必要であることが確認され、学長責任のもと学部長・研究科長と一ヶ月以内でディプロマ・ポリシーの最終的な調整を行うことが示された(根拠資料 2-36)。

また、方針策定のための全学としての基本的な考え方として、「新潟青陵大学は看護学、福祉学、心理学が協働して教育できる特徴を踏まえ、地域の「知」の拠点として本学が「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」を醸成し獲得する事を、教育の基本目標と定め、学部・研究科の共通した3つのポリシーとする」方針が提示され(根拠資料 1-2)、教学改革推進会議で3つのポリシーを承認した。

その後、2018年度に作成した本学独自の自己点検・評価中間報告書、その外部評価結果及びその後の経緯内容をもとに行った2020年度第4回自己点検・評価委員会での全学的観点からの自己点検・評価(根拠資料 2-37)及びその結果に基づき2020年度第6回教学改革推進会議で実施した全学的観点からの自己点検・評価結果審議の結果(根拠資料 2-38)、アドミッション・ポリシーの再検討の必要性が確認された。自己点検・評価結果による再検討内容は、高校生にアドミッション・ポリシーをわかりやすく丁寧に説明する説明責任が求められ、2016年度にアドミッション・ポリシーを作成する過程で議論されていたがアドミッション・ポリシーには盛り込まなかった内容(「多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方」「入学前に学習しておくことが期待される内容」)をアドミッション・ポリシーに含めるということである。2研究科・2学部及び学部入試委員会・院当該委員会にて、2022年度入試に間に合うように整備することとしている(根拠資料 2-6)。

2研究科・2学部、全学の委員会、分野毎の部会等は、自己点検・評価委員会が主導し、それぞれが自己点検・評価に取り組んでいる。特に、設立が新しい大学院は、大学院運営に資するため、それぞれ研究科長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、点検・評価を行っている。(根拠資料 2-39)。

それぞれの組織は、毎年度その下部組織の諸活動について、共通のPDCAサイクルシートを用い、それに基づいて自己点検・評価を継続して行っている。各組織は、前年度の自己点検・評価結果を基に立てた次年度の実施計画を年度当初にPDCAサイクルシートに記入し、年度末にその達成状況を根拠資料と共にPDCAサイクルシートに記載し、自己点検・評価している(根拠資料 2-11)。必要なデータ分析をIR推進室に依頼するシステムとなっている(根拠資料 2-30、根拠資料 2-31、根拠資料 2-32)。PDCAサイクルシートには、次年度に向けての改善点を記載する欄があり、各組織にて改善点を協議している。その上に、2研究科・2学部では、所有するPDCAサイクルシートに記載されている成果及び改善課題の一覧表を作成し、各組織の中で総括している(根拠資料 2-15)。

本学の長・中期目標達成への取り組み及び評価・改善は本学自身の責任である。その過程で本学が獲得した成果を、本学の独自性として社会にアピールしていくことが求められる。

従って、本学が7年に一度受審している大学基準協会の認証評価の機とその中間年度に、長・中期目標とその達成に向けた本学の諸活動を自己点検・評価して改善する内容を報告書にまとめ、その都度外部評価を受けることにしている（根拠資料 1-9）。

そのため、本学のPDCAサイクルシートでは、各組織の毎年度の実施計画と中期目標の基本項目ごとに設定された「中期活動課題」及び「中期活動目標」とを連動させるようになっている（根拠資料 2-11）。毎年度末には、自己点検・評価委員会にて、長・中期目標の「中期活動課題」及び「中期目標」と各研究科・学部の自己点検・評価結果とを照合する表を作成し、全学的な活動を確認している（根拠資料 2-12）。例えば、2研究科・2学部における3つのポリシーに基づく教育活動の検証及び改善・向上は、本学の中期目標のうち「基本項目Ⅲ.「教育（教学）」の中期目標：教育の質的転換と教育環境整備」の中期活動目標と2研究科、2学部及び他組織における教育活動とを関連付けて、教学改革推進会議において検討する中で明らかになるようになっている。さらに、今回の大学評価後に、その評価内容と「中期活動課題」及び「中期目標」と各研究科・学部の自己点検・評価結果とを照合する表を基に、現在の長・中期目標の達成度を評価し、新中期目標につなげる検討に入る予定としている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対しては、事項内容に係る部署に対応を依頼することになっており、たとえば、教学に関する指摘事項については、教務委員会が検討し、その検討結果を教学改革推進会議で協議する。その協議結果を評議会で決議し、各教授会で報告される。前回の大学評価では、5つの事項を努力課題として指摘され改善を求められた。これに対しては、自己点検・評価委員会にて努力課題の総括と対策を検討した（根拠資料 2-40）。その後、努力課題のうち、カリキュラム・ポリシー修正の必要性といった大学全体に関わる指摘に対しては、前述のように、教学改革推進会議において、学長のガバナンスのもと、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと合わせて改善を進めた。もう一つの大学全体に関わる努力課題であったセクシャル・ハラスメント防止の明示と周知の不十分さについては、自己点検・評価委員会の審議を受け、学長に改善の手続きを委託し、2017年度に学内理事会においてハラスメント防止・対策規則等について了承され、2018年度第1回全学教員会議（合同教授会）において報告し、同年4月1日から施行した（根拠資料 2-41）。当該規則等は、大学ウェブサイトの公開情報に掲載し、学生教職員への周知を行っている（根拠資料 2-42【ウェブ】）。

前回の大学評価後は、2018年度末に中間報告書を完成し、この間の諸活動の自己点検・評価を行い、長所と課題を明らかにした。中間報告書は本学ウェブサイトに公開している（根拠資料 2-29【ウェブ】）。中間報告書の作成に当たっては、当時内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としていた教学改革推進会議と自己点検・評価委員会との合同会議を開催し、2研究科・2学部で作成した自己点検・評価中間報告書の内容を基に、基準毎に全学的観点から検討を行い、自ら明らかにした課題と改善点を共有した（根拠資料 2-43、2-44、2-45、2-46）。

中間報告書は、外部識者による評価を受けることにより、本学の点検・評価における客観性及び妥当性の確保に努めている（根拠資料 2-47）。

各外部識者の評価結果を自己点検・評価委員会にてまとめ（根拠資料 2-48）、それはその後の自己点検・評価委員会における自己点検・評価及び評議会・教学改革推進会議における全学的な改善に向けた議論の資料となり（根拠資料 2-37、2-38）、今回の大学評価資料作成

に繋がっている。

以上のことから、本学の内部質保証の方針及び手続に従った内部質保証活動を、2 研究科・2 学部、全学の委員会及び分野毎の部会等において定期的実施し、それらの点検・評価結果に基づき改善・向上を計画的に実施しており、方針及び手続に基づき内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

なお、本学では、COVID-19 に対して必要な対応・対策をとってきたが、本学の内部質保証システム上では、2研究科、2学部、全学の委員会及び分野毎の部会等におけるPDCAサイクルの運営や内部質保証に関する手続を例年通り行い、その中でCOVID-19 に関する事項を加えることでほぼ実行できる見通しである。今後、本学の内部質保証システムの中で、COVID-19 への対応・対策を検証していく予定である。

④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学は、高等教育機関としての地域社会に対する説明責任を果たすため、教育・研究活動などに係る様々な情報を本学ウェブサイトや各種刊行物さらに公開講座等を通じて、広く市民等に提供し、情報公開に努めている。

教育研究活動として、毎年度、新潟青陵学会誌（根拠資料 2-49【ウェブ】）と新潟青陵大学大学院臨床心理学研究を発刊しその成果を公表し、教育職員の担当科目、研究テーマ、最近の教育研究業績・代表的な業績、専門領域での活動等を本学ウェブサイトにて公開（researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構））している（根拠資料 2-50【ウェブ】）。県内では新潟県大学図書館協議会において新潟県地域共同リポジトリ（NIRR）に参加して、学内の研究成果を公開している（根拠資料 2-51）。

前回認証評価での自己点検評価結果は、2014 年度に大学基準協会の評価を受け、適合と認定された。この点検・評価報告書（2013 年度）については、本学ウェブサイトに公開するとともに、印刷物として文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団など関係機関に送付するなど社会に公表している（根拠資料 2-29【ウェブ】）。その他、2007 年度の認証評価結果も掲載し公表している。これらの認証評価の間の 2018 年度には、大学基準協会による認証評価に準拠した独自の自己点検・評価中間報告書を取りまとめており、その中間報告書も本学ウェブサイトに併せて公開している。

年度ごとの財務情報の閲覧については、「学校法人新潟青陵学園財務情報公開に関する規程」（根拠資料 2-52）により対応し、財産目録等の閲覧に関する必要な事項を定める。同時に、本学ウェブサイト「公開情報」にて公表している（根拠資料 2-42【ウェブ】）。

その他の諸活動を含め、公表の状況は以下の通りである。

1. 本学ウェブサイトでの公開情報

1) 大学総合案内：建学の精神、沿革、教育理念、教育目標、大学 長中期目標、役員一覧、法人事務組織図、学生数&教職員数、自己点検評価及び外部評価、交流協定大学、公開情報、地域との連携協定、公的研究費の管理、施設の耐震化の状況。中でも「公開情報」には、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 で公開が義務付けられている教育情報等を、以下のように集約している（根拠資料 2-53【ウェブ】）。

2) 公開情報（重複事項は省略）

(1) 教育情報(学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係)に関わる情報

①大学の教育研究上の目的に関すること

- ・教育理念、教育目標
- ・大学、学部、学科、研究科ごとの名称及び教育目的・教育目標

②教育研究上の基本組織に関すること

- ・法人事務組織図

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・組織図、教職員数（年齢別・職階別）
- ・各教員が有する学位及び業績

④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・入学に関する受け入れ方針
- ・入学者数、収容定員、在学者数
- ・卒業(修了)者数、進学者数、就職者数
- ・就職先の情報

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・講義概要（シラバス）

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・成績評価・卒業要件・取得可能学位
- ・ポリシー

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・施設設備
- ・キャンパスマップ
- ・交通アクセス
- ・図書館

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・奨学金
- ・キャンパスライフサポート室
- ・キャリアセンター
- ・健康管理センター

- ・障がいに関する相談
 - ・ハラスメント防止について
- (2) 教育研究上の基礎的な情報
- ①専任教員数
 - ②校舎等の耐震化率
 - ③寄附行為、役員名簿、役員等報酬等規程
- (3) 修学上の情報等
- ①教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
 - ・講義概要（シラバス）
- (4) 財務情報
- ①前年度の収支計算書
 - ②前年度末の貸借対照表
 - ③前年度末の財産目録
 - ④前年度の事業報告書
 - ⑤前年度の決算に対する監事の監査報告書
- (5) その他の教育研究・財務に関わる情報
- ①教育条件（教員一人当たり学生数、収容定員充足率）
 - ②教育内容（専任教員と非常勤教員の比率）
 - ③学生の状況（入学者推移）
 - ④国際交流社会貢献等の概要（海外の協定相手校、社会貢献活動、大学間連携）
 - ⑤財務状況を全般的に説明する資料
 - ⑥経年推移の状況が分かる資料
 - ⑦財務比率等を活用して財務分析をしている資料
 - ⑧学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料
- (6) 高等教育の修学支援新制度に関わる情報
- ①機関要件確認申請書様式第2号関係
- (7) 教育の質の客観的指標に関わる情報
- ①授業アンケート集計結果
 - ②学生の学修時間・学習行動調査集計結果
 - ③学生の学修成果に関するアンケート調査集計結果
 - ④資格取得実績
 - ⑤就職者数及び就職率
- (8) その他の情報
- ①学びのポイント
 - ②YEARBOOK（データ集）
 - ③事業報告及び事業計画書
 - ④長・中期目標・計画
 - ⑤教員養成の状況について
 - ⑥新潟市からの補助金について
 - ⑦共同研究費採択一覧（大学）

- ⑧健康経営宣言
- ⑨新型インフルエンザ対策行動計画
- ⑩健康管理センターパンフレット
- ⑪省エネ・地球環境保全に関する提言
- ⑫新1号館竣工について

また、関連施設（図書館、臨床心理センター、ボランティアセンター、社会連携センター）の紹介・活動内容を掲載している。

2. 刊行物での公開情報

刊行物での公開内容は以下の通りである。

- 1) 新潟青陵学会誌、新潟青陵大学大学院臨床心理学研究：教員の研究活動に関する成果（根拠資料 2-49【ウェブ】、2-54）
- 2) YEARBOOK（イヤーブック）（毎年度1回発行）：各学科の状況、教員の研究成果、図書館等附属機関の活動、資格取得実績や就職実績、財務の概要等を掲載した1年間活動記録（根拠資料 2-55【ウェブ】）
- 3) 大学・大学院案内（パンフレット）（毎年度1回発行）：大学・大学院・学部概要、カリキュラム、学生生活等大学・大学院紹介を作成し配布し、本学ウェブサイトにも掲載し、広く社会に公表（根拠資料 2-56【ウェブ】）
- 4) 新潟青陵ニュース（年3回発行）：新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部のトピックを掲載し、保護者、企業、施設等ステークホルダーに配布し、併せて本学ウェブサイトに掲載（根拠資料 2-57【ウェブ】）
- 5) その他：主に志願者・学生用に学生募集要項、CAPMPUS GUIDE、図書館利用案内等を毎年度作成・配付し、学生募集要項及び図書館利用案内は、本学ウェブサイトにも掲載し、広く社会に公表している。

以上のことから、本学は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務及びその他の諸活動の状況等を、年度ごとにその情報を更新して公表し、情報の正確性及び信頼性を保ちつつ適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

なお、本学のCOVID-19への対応に関する情報発信は、2020年2月に入ってから本格的に開始し、「学生向け（N-COMPASS、メール）」、「学外向け（本学ウェブサイト）」及び「教職員向け（学内メール）」にて周知してきた。現在は、本学ウェブサイト上にて「新型コロナウイルス感染症への対応について」というバナーを開き、対策本部会議での決定事項を中心に、本学の対策状況（主な行事開催・注意喚起など）の最新情報を随時周知し、適宜更新している（根拠資料2-58【ウェブ】）。

掲載内容は以下の通りである。

1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への本学の対応について

- 1) 最新のお知らせ
- 2) 感染拡大防止のための行動指針
- 3) キャンパスへの入構基準
- 4) 学生・教職員に関すること
 - (1) 直ちに大学へ連絡が必要な場合について

- (2) 授業の公欠について
 - (3) 感染防止対策について
 - (4) 受診・相談の目安と流れ
 - (5) 海外渡航について
 - (6) 県外への移動について
- 5) 【学生の皆さんへ】「新しい生活様式」で日常生活を過ごしましょう
- (1) 移動について
 - (2) 外出について
 - (3) アルバイトについて
 - (4) 学友会、部活動、サークル活動について
 - (5) 感染予防について
 - (6) 登学について
 - (7) 情報収集について
 - (8) 心配事相談について
 - (9) 差別、偏見の防止
- 6) 図書館について
- 7) 臨床心理センターについて
- 8) 感染拡大防止のための学内の対策
- 9) 参考・関連リンク

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部質保証システムの適切性の定期的な点検・評価は、以下のように行っている。まず、学外からの視点による点検・評価として、2015年度の大学基準協会による大学評価に引き続いて、2018年度に作成した中間報告書の外部識者による評価を行った。そして、前述したように、その外部評価結果や中間評価から現在までの活動とそのPDCAサイクルシートによる各組織の自己点検・評価結果をもとに、改善・向上に向けた取り組みを内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織で検討した（根拠資料2-16、2-17）。

その成果として、本学の内部質保証のための全学的な方針及び手続を「新潟青陵大学内部質保証の方針」（根拠資料2-2）として明文化し、本学の内部質保証の基本的な考え方を学内で共有することができた。またこの方針により、本学の内部質保証の体制は二階建てとし、本学では、自己点検・評価委員会を自己点検・評価を主導する一階部分、自己点検・評価の結果を改革・改善に繋げる活動を担う評議会並びに教学改革推進会議（教学関係）を二階部分とする体制が固まった。

今回（2021年度）の大学評価の結果を受けて、次の本学の内部質保証システムの適切性の定期的な点検・評価を行う予定である。その際、今後設定を検討する新中期目標の議論と合わせて、本学の内部質保証体制と内部質保証の方法を改善する計画である。

以上のことから、本学の全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の点検・評価は、適切な根拠（資料、情報）に基づいて定期的に行われており、その点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

（2）長所・特色

本学では、内部質保証システムを有効に機能させるために、2015年度前回認証評価及び2018年度中間評価の成果として、「新潟青陵大学内部質保証の方針」を明文化し、本学の内部質保証のための全学的な方針及び手続と、二階建ての内部質保証体制（一階部分：自己点検・評価委員会、二階部分：評議会並びに教学改革推進会議（教学関係））を固めることができた（根拠資料 2-2）。

内部質保証の実際は、中期目標と連動した共通の PDCA サイクルシートを用いて、学内の各組織で毎年度自己点検・評価をしており、その点検・評価は、本学の中期目標と各研究科及び学部並びに学内の各組織の活動とを照合する表にまとめられ、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織にて審議する内容となっている。また、特に教学に関する内部質保証の責任を負う組織として、教学改革推進会議を設置しており、その長である学長のガバナンスにより、大学教育の質的改善及び自己点検・自己評価と内部質保証等の大学の改善・改革を追求している。

今後、計画の中の新中期目標設定の議論と合わせて、本学の内部質保証体制と内部質保証の方法をより効果的なものとするよう、新しい内部質保証の責任を負う組織の学内における位置づけと役割を明確にする向上策を講じていく。

また、本学内部質保証システムは COVID-19 の影響を受けることはなかった。

（3）問題点

前回の認証評価後に IR 推進室を設立した。しかし、IR 推進室による学内各組織への内部質保証支援はまだ不十分であり、今後は内部質保証の責任を負う組織と IR 推進室との連携を整える必要がある。

教員の教育研究業績は researchmap を導入し進めたが、本学ウェブサイトに掲載している内容の更新が教員によりまだ差があるので、これを改善する方策を検討する必要がある。教員評価を担当する FD 委員会との協働が必要である。

（4）全体のまとめ

「現状説明」に記述したように、全体として、新たに明文化した方針に即した内部質保証が展開されており、共通の PDCA サイクルシートや学内各組織の毎年度の自己点検・評価結果と中期目標とを照合する表などを活用する内部質保証活動が定着してきている。公式

な大学評価及び本学独自の中間評価や外部評価の折に、本学の全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の点検・評価を、適切な根拠に基づいて行っていると言える。

今後は、長所・特色で挙げた新中期目標設定の議論と合わせた本学の内部質保証体制と内部質保証の方法の再構築について、これを一層有効なものとするべく、2021年度中に新しい内部質保証の責任を負う組織の学内における位置づけと役割を明確にすることで、本学の「内部質保証について、組織内の理解を促し、組織的文化として定着をはかる。」という目的のさらなる実現に努めていく。

一方で問題点もあり、中でも内部質保証機能とIR機能との連携については課題として早急に改善すべく、2021年度の新中期目標設定の議論の中で、新しい内部質保証の組織図を描き、さらなる内部質保証の推進に大学として取り組んでいく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の教育研究組織は、大学の理念：「こころの豊かな看護と福祉の実践」、大学の目的：「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」に沿って設置されている。開学当初、看護福祉心理学部の特色は、固有の専門領域である医療看護学系、社会福祉学系、心理学系を軸に、両学科各コースそれぞれが幅広い領域において連携できる職業的専門家の育成を目的としたものであった。看護学科と福祉心理学の学生が可能な限り福祉、看護の共通領域を学べるようにし、他方で専門的職業人の育成を目的にしている以上不可欠な個々の国家資格試験対策等のセミナーなど少人数教育を重視してきた。

しかしながら、両学科の専門教育がより高度化・多様化するに従い、3・4年次における両学科間を横断的に学ぶ科目の設定や、両学科間の科目の相互乗り入れ等による科目を履修することは、実質的に困難な状況となり、特に看護師、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、教員免許資格取得のための実践的教育は学外における数多くの実習を必要とし、資格に対応した専門的なカリキュラムの学修を強化する方向性が求められるようになった。つまり教育面において、「看護学科と福祉心理学との連携の下に教育・研究を行い、医療福祉面での人材の養成」という教育理念・目標を看護福祉心理学部という単一学部の枠内において実現することについて一定の見直しが求められることになった。他方において研究面では、開学後の10数年間において我が国の看護・福祉領域における研究水準は飛躍的に向上し、地域福祉の分野においては地域社会におけるリーダーの役割を担う総合的な視野と高いレベルの専門的知識を持ったエキスパートが求められ、地域医療の分野では経験豊富で高い専門知識を有する看護師が求められるようになった。そうした社会的需要に対応するためには、より「高度な」専門的職業人養成の教育型大学として地域における専門的な「知の拠点」として誇りうる研究成果が求められることになった。

そのため、「生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、国民の福祉と健康を支え、全人的な視点からこれを保証する社会の要請にこたえと共に、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上を実現」という教育理念を堅持しつつ、看護福祉心理学部という単一学部下における看護学科・福祉心理学という2学科間における「連携の下に教育・研究を行い、医療福祉面での人材の養成」を、看護学部と福祉心理学部という2学部間及び福祉心理学部内に設置する2学科間における「連携の下に教育・研究を行い、医療福祉面での人材の養成」に発

展させることを目指し、2015年4月に、学部を分離分割した（根拠資料3-1）。

2017年4月現在、本学は2学部（看護学部、福祉心理学部）、2研究科（看護学研究科（修士課程）、臨床心理学研究科（修士課程））で構成されている。看護学部には看護学科1学科、福祉心理学部には社会福祉学科・臨床心理学科の2学科を設置し、学部と大学院との緊密な連携のもと医療・福祉分野において特色のある教育研究組織の整備を図っている。なお、大学院臨床心理学研究科（修士課程）は、公益社団法人日本臨床心理士資格認定協会第一種指定校であるので、附属機関として臨床心理センターを設置し、大学院生の臨床心理実践・訓練の場であるとともに、地域に開かれた相談施設としている。

現在、福祉心理学部では、認定こども園化の進行により、保育士と幼稚園教諭両方の資格取得へのニーズは、地域からの要望・在学生の進路状況の調査・高等学校からのヒアリング等により、年々高まっていることが認識されていることから、社会福祉学科子ども発達サポートコースを、子ども発達学科として学科新設の申請を2021年3月に行う準備を進めている。併せて、社会福祉学科の学びの体系の見直しを行い、学部名称を、福祉心理子ども学部に変更する予定である（根拠資料3-2）。

また、これらの学部・学科・研究科に加え、円滑な学生生活と学生及び教職員の教育研究活動の支援のため、以下の附置機関を併設の新潟青陵大学短期大学部と共同で置いている（根拠資料3-3）。

【附置機関】（併設の新潟青陵大学短期大学部との共同機関）

図書館	図書館は、教育・研究・学習に必要な図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びその他の資料を収集、組織管理し、学生並びに教職員の利用に供するとともに、利用者の求めに応じ、学術情報の提供を行うことを目的としている。詳細については、基準8で述べる。
社会連携センター	地域と共に学ぶ大学としての立場をより明確に打ち出し、“大学から知を発信する”のみならず、“地域社会から大学が学ぶ”という双方向のベクトルを持つものへと転換し、さらなる発展を目指すため、2019年4月1日に、それまでの地域貢献センターを社会連携センターに名称を変更した。これは、これまで地域貢献センターという名称で、「だれもが主役になれる地域社会とその担い手の育成」を目指して様々な取組みを行ってきた中で、地域社会との双方向の教育の実践を可能にする中心として機能することが求められてきたことによるものでもある。一般市民向けの公開講座や専門職向けの講座の企画運営に加え、地域の企業・団体及び地方自治体との連携事業全般を所管し、本学を含む新潟市内7大学で構成される「新潟都市圏大学連合」、県内大学等と共同で採択された文部科学省補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に関連する取組みについてもセンターが学内において中心的役割を担っている。詳細については、基準9で述べる。

キャリアセンター	<p>キャリアセンターでは、就職支援対策として入学時から複数用意されている進路支援関連カリキュラムに加え、キャリア関係科目内容の充実を図っている。</p> <p>また、キャリア支援と就職指導については、面接・筆記試験対策をはじめ、学生と企業の出会いの場である本学業界・企業研究フェア等の各種支援事業などの充実強化を通じて、学生の就職活動を強力にバックアップしている。詳細については、基準7で述べる。</p>
ボランティアセンター	<p>ボランティアセンターは、本学学生の誰もが社会の一員として、ボランティア活動に関心を持ち、かつ活動に繋がるための判断材料や機会・きっかけの提供を行うとともに、活動に伴う課題等の解決支援を行うことを目的としている。学生による地域活動やボランティア活動を促進・支援するためセンターとして設置している。</p>
健康管理センター (学生相談室)	<p>健康管理センターは、学生・教職員の健康管理に関する専門的業務を円滑、適正に行い、学生及び教職員の健康保持とその増進を図ることを目的に設置しており、その目的を達成するために、保健室、学生相談室、キャンパスライフサポート室を置いている。</p> <p>キャンパスライフサポート室では、大学生活をより快適に送れるように、学業、進路、就職活動と併せて臨床心理士(こころの専門家)による「何でも相談」として気軽に相談できる体制を整備している。詳細については、基準7で述べる。</p>
コンピューターシステムセンター	<p>これまで、学内LANの運営を円滑・適正に行い、情報化の推進を図ること、情報処理教育、外国語教育の改善並びに地域住民に対する公開講座等を企画・実行することを目的として設置していた国際コミュニケーションセンターは、2019年4月1日に、コンピューターシステムセンターに名称変更し、その機能は、学内の情報化と情報処理機器の管理、学生に対する情報処理教育、教職員に対する情報処理研修会、地域住民に対するIT講習会に関することとしている。</p>
IR推進室	<p>IR推進室は、両大学の保有する各種データ及び外部データを収集・管理し、分析することで両大学の経営方針及び教育改善に資することを目的に設置している。</p>
福祉系実習支援室	<p>福祉系実習支援室は、新潟青陵大学及び新潟青陵大学短期大学部において共通する保育・社会福祉等にかかる実習(以下、福祉系実習という。)の円滑な実施及び当該実習に係る学生相談・支援を図ることを目的に設置している。</p>

なお、全学的な COVID-19 への対応・対策を組織的に行うために、新型コロナウイルス感染症対策本部を 2020 年 1 月に設置し、危機管理レベル「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」、「授業等における新型コロナウイルス感染症対策（衛生管理のための行動指針）」、「教職員の勤務に係る新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」などを作成し、感染状況の変化の節目で会議を開き、大学としての危機管理レベルを判断した。決定事項は、オンラインで FD・SD 研修会として学内に周知を図るとともに、遠隔授業を実施するための技術的な講習会とサポート体制を作り、非常勤講師を含めて全教員に提供した。

以上のことから、本学は学問の動向や社会的要請等への配慮しつつ、円滑な学生生活と学生及び教職員の教育研究活動の支援のため、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置機関の設置状況は適切であると判断できる。

②教育研究組織の適切性について 定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教育研究組織の適切性については、建学の精神とその教育の理念、そしてそれを具現化するための大学及び学部・学科・研究科の教育目的を、教育研究組織の適切性の判断の基点とし、学部・研究科及び各教育研究組織においてPDCAサイクルシートを活用しながら定期的に検証を行っている。PDCAサイクルシートでは、年度の計画に対する実施状況、評価、改善点等の項目が設定され、具体的に改善・向上の取り組みが求められている。このような方針の検証も含めた教育研究組織の適切性の定期的検証の取りまとめに関しては、教学改革推進会議で行っている（根拠資料1-9、2-4）。

また、地域社会のニーズの把握のため、定期的に外部有識者から意見を聞く機会を設けているほか、学生募集活動を通じて、本学の人材養成に対するニーズの把握に努めている。

本学の附置機関についても上記と同様であり、社会との連携や社会貢献を意識しつつ、本学学生の学習活動や教員の教育研究活動の活性化の一助となることをねらいとしている。

しかしながら、各教育研究組織と附属機関がPDCAサイクルシートを使って定期的に行っている検証と改善・向上は、各組織・附属機関が大学の長・中期目標に照らして年度ごとに計画した各種取り組みについてであり、必ずしも本学の教育研究組織の適切性そのものについての検証と改善・向上ではない。これらを全学的な視点でとりまとめる教学改革推進会議でも、本学の研究組織の適切性そのものについて検証できておらず、学部の分離分割や附属機関の名称変更など様々な改善・向上が行われてきたが、それらは、定期的に行われた教育研究組織の適切性に関する点検・評価結果に紐づくものというよりは、ヒューリスティックなものである。たとえば、福祉心理学部では、社会福祉学科子ども発達サポートコースにおいて保育士資格の取得はできるが幼稚園教諭の免許状はできないため、現在、教育組織の見直しを行っているが、これも定期的に行われた教員組織の適切性の点検・評価を起点としたというよりも、認定こども園化の進行により、両方の資格取得へのニーズが、地域から

の要望・在学生の進路状況の調査・高等学校からのヒアリング等により、年々高まっていることが認識されたからのことである。

以上のことから、本学では、各研究組織・付属機関が定期的に自らの取り組みについて点検・評価を行っているものの、教育組織の適切性そのものについて点検・評価が行われているとは判断できない。

(2) 長所・特色

附置機関については、同一キャンパス内にある併設の新潟青陵大学短期大学部と共同で設置していることで、個別に設置する場合に比して効率化と支援体制の充実を実現できている。COVID-19 への対応・対策について、早い段階から組織的に行うことができたことは、状況が変化し続ける問題に対処し周知する上で、大変有効であった。

(3) 問題点

各研究組織・付属機関が定期的に自らの取り組みについて点検・評価を行っているものの、教育研究組織の適切性そのものについて、適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価が行われておらず、これまで行われてきた教育研究組織の改善・向上が、ヒューリスティックなものである。看護福祉心理学部を看護学部と福祉心理学部に分離分割によって達成された成果について、十分検証が済んでいない。また、名称変更した付属機関も含めて、改組したことが大学全体として、どのような成果となったのか、ニーズに対して適切であったのかについても検証する必要がある。今後は、教育研究組織の適切性そのものについて、全学的な視点から、大学評議会を中心に、定期的に点検・評価を行い、その結果に基づいて教育研究組織の改善・向上を行うようにしするべきである

(4) 全体のまとめ

建学の精神と大学の理念・目的等を踏まえた教育研究組織の体制が整備され、各研究組織と付属機関でPDCAサイクルシートを使って定期的に点検・評価を行い、改善・向上を行うようにする仕組みはできあがっている。それらを、全学的な視点から見る教学改革推進会議も設立されている。しかしながら、全学的な視点から、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上に向けた取り組みを行うには至っていない。今後は、これまでどおり地域社会のニーズに柔軟に対応しつつ、定期的に行う点検・評価結果に基づき、教育研究組織の体制の改善・向上を全学的視点から行う体制を築き上げることを、次期中期計画策定の中で目指す。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

新潟青陵大学では、新潟青陵大学の教育上の目的を実現できる人材を養成するために（根拠資料4-1【ウェブ】）、大学3学科、大学院2研究科は、それぞれが独自のディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーは、学力の三つの柱等を踏まえ、大学の卒業時に身につけてほしい資質・能力として修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているかという視点から、毎年度、全学的な組織である教学改革推進会議において、継続的に検証している。

各学科、研究科のディプロマ・ポリシーは学生便覧に掲載し学生に周知すると同時に、ウェブサイトにも掲載して（根拠資料1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、4-2【ウェブ】）社会一般に広く公開している。

これらのことから、本学においては各学科、研究科それぞれに育成すべき能力をディプロマ・ポリシーとして適切に定めており、またそれらを適切に公開していると判断できる。

ただし、中高生や保護者を対象とした場合、理解のしやすさという視点からするならば、ウェブサイト上の表現の工夫をする必要があると考えられる。この点に関しては、本学の新中期目標において改善する予定である。

②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

各学科、各研究科においては、それぞれのディプロマ・ポリシーに定めた人物像を達成すべく、教育課程の編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーを、授与する学位の単位である各学科・研究科ごとに定めている。

そこでは、看護・福祉・臨床心理の専門的な学びを深めるために必要な基礎的な能力を身につけるための「全学共通科目」やそこに含まれる「導入科目」、学生がそれぞれのキャリアデザインを考えるための「就業力育成科目」等の科目、各学科のディプロマ・ポリシーを

達成するための「専門科目」をどのように配置するかを、学科独自に定めている。

例えば、福祉心理学部臨床心理学科では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のカリキュラム・ポリシーを定めている。

【臨床心理学科のカリキュラム・ポリシー】

1. 大学全体に関わるカリキュラムである「全学共通科目」、学部・学科の専門性に関わるカリキュラムである「専門科目」、学科独自の専門的な学びをより広く豊かにする「他学科聴講科目」のそれぞれを、4年間にわたり配置することによって有機的に連関させたカリキュラムを提供する。
2. 基礎的な学力を補強するため、また専門的な分野を学ぶための基本的技能を習得するための「導入教育科目」を初年次に設ける。さらに専門科目の応用・集大成でもある4年次の「卒業研究」に向け、初年次より毎年ゼミナール形式の科目を配置する。
3. コミュニティへの参与・調整を図る知識や技能を修得し、また自身のキャリアデザインを主体的に選択・判断できるように、資格関連科目や就業力育成科目を配置する。
4. 1年次・2年次は、人間理解のための論理的思考と観察力を身につけられるよう、臨床心理学とその方法論についての広範囲で体系的な学びができるように科目を配置する。
5. 3年次・4年次は、人間の行動・生活・文化の背景にある心の普遍性と個別性について深く理解し、支援についても考察できるよう、臨床心理学と関連領域についての科目を配置する。
6. 個々の学生の学習達成度や特性に合わせた適切な教育指導を行なうために、少人数のグループ単位での授業を多く取り入れ、学生と教員との双方向的なコミュニケーションを図る。また、学生が主体的に問題を発見しその解を見出す力を養うため、豊富な文献・事例を通じた能動的学修方法を多く取り入れる。
7. 評価は、学習目標の到達度を厳正に適用し、多様な評価の視点を取り入れることにより、学修成果の適正な評価の充実を図る。

各学科・研究科のカリキュラム・ポリシーは、それぞれのディプロマ・ポリシーを実現するために、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態などの教育についての基本的な考え方が示されているものとなっているといえる。

これらのカリキュラム・ポリシーは、学生便覧に掲載して学生に周知すると同時に、本学ウェブサイト（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、4-2【ウェブ】）にも掲載して社会一般に広く公表している。

③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置（基礎科目（一般・基礎科目）、職業専門科目、展開科目、総合科目）等（【学専】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

新潟青陵大学では、各学科・研究科の報告書でも述べているように、各学科・研究科における教育課程の編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシーに基づき、学位の授与単位である各学科・研究科ごとに教育課程を編成している。

その際、学部によっては、看護学部・福祉心理学部の両学部にかかわるカリキュラムとして全学共通科目を設置するとともに、各学部・学科ごとに専門科目を配置している。さらに、他学部・他学科履修科目を可能にすることにより、関連周辺領域と学際領域の学びを保証している（根拠資料 1-1 pp.20-109）。

全学的な順次性・体系性を確保するための措置としては、2015年度入学生からナンバリングを実施し、それぞれの科目の位置づけ（学問分野・系統、水準、資格限定属性）を示している（根拠資料 1-1 pp.20-109）。また、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を表として明示し、整合性をはかっている（資料 4-4）。さらに、2014年度から準備学習の内容を、2017年度から準備学習に必要な時間をシラバスに明記することにより、単位制度の主旨に沿った単位認定を行うよう配慮している（根拠資料 4-3）。

また、全学共通科目の中に「地域連携とボランティア科目」を設置したり、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、福祉心理学部においては学部共通科目に「就業力育成科目」を設置したりすることによって、地域社会における実践的実習の中で、単に座学や一過性の体験にとどまらない学士課程に求められている課題発見能力や問題解決能力等の育成を行っている（根拠資料 1-1 pp.20-109）。

以上のことから、全学的なナンバリングの実施や、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を表として明示するなどの措置が有効に機能しており、さらに、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に構成していると判断できる。

なお、次年度の教育課程の編制方針については、2019年度より、全学的な組織である教学改革推進会議において審議されており、毎年度その適切性が検討されている(根拠資料 4-5、4-6)。

④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・臨地実務実習、その他必要な授業形態、方法の導入と実施（【学専】）
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】【学専】）（40名以下の設定と運用【学専】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

新潟青陵大学では、看護学部・福祉心理学部の両学部において、単位の実質化を図るために、GPA(Grade Point Average)に基づいたCAP制を取り入れ、学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っている(根拠資料 1-1 pp.9-10)。

こうしたGPAやCAP制を着実に実施するための履修指導については、入学当初のオリエンテーションで入学から卒業までの履修計画の作成を義務付ける(根拠資料 4-7)と共に、各学年の学期ごとに行われるオリエンテーションでは、GPAに基づいた履修計画の変更などの指導を行っている(根拠資料 4-7)。(ただし、2020年度については、新型コロナウイルスへの対応のため、新入生を対象とした必要最小限のオリエンテーションを実施した。)

シラバスの内容は、「DP(ディプロマ・ポリシー)との関連」「授業の概要(教育目標を含む)」「学生の学習(行動目標)」「授業計画」「成績評価」「学修成果のフィードバック」「テキスト」「テキスト以外の参考書」及び「備考」の各項目から構成されている。「授業計画」においては、授業回毎に「内容」「キーワード」にとどまらず、「準備学習(予習・復習)」の内容と分量「準備学習に要する時間」の記載を求めている(根拠資料 4-4)。作成したシラバスは、学科教務委員が中心になってチェックを行っている(根拠資料 4-8)。さらに、授業の最後に行う学生による授業評価アンケートにおいても、授業内容とシラバスとの整合

性が図れたかどうかの検証を行っている（根拠資料 4-9）。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、FD の活動を通じて、教員に対する啓発を行っている（根拠資料 4-10）。特に、授業公開については、講師、助教以上の専任教員が年間を通じて 2 回公開することとし、公開する授業のうち、1 回以上を「アクティブ・ラーニング」を取り入れた授業とすることが望ましいとしている（根拠資料 4-11）。

これまでみてきた全学的な措置に基づき、看護学部では看護師以外に、保健師、助産師の受験資格、及び養護教諭 1 種免許状取得が可能であるが、それぞれのキャリア選択に応じた科目履修や必要な取得単位数があり、GPA との関連や、CAP 制を意識しながら履修指導を行っている。また、専門科目の授業では、講義、演習、実習を基本構成としており、演習は 5・10 名程度の小グループ編成とし、実習は 1 グループ 5 名を基本とした少人数教育を実施している（根拠資料 4-12 p.26）。

なお、大学院においては、研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を明示して実施している（根拠資料 4-13、4-14）。

また、看護学研究科では、シラバスに事前学習や成績評価方法、学習成果のフィードバックなどを明記し、さらに事前学習やレポートの作成とそれを用いたプレゼンテーション、及びフィールドワーク、論文のクリティークなど多種多様な方法を取り入れて、学生の主体的参加を促している（根拠資料 4-13）。

以上のことから、全学的な学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置が有効に機能していると判断できる。

これに加え、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じたり、全学的な運営・支援を行うための全学的な組織として教学改革推進会議が設置されている。

なお、より効果的な教育方法の導入・実施に係る運営や支援の在り方等については、FD 委員会との連携も含め、今後も継続的に改善を図っていく必要がある。

<COVID-19 に対する基準 4「教育課程・学習成果」に係る対応>（根拠資料 4-16）

【2020 年度前期授業の実施状況】

新潟青陵大学では、基準 2 でも述べたように、2020 年 1 月 16 日に国内で初めて新型コロナウイルス感染者を確認後、1 月 29 日に第 1 回対策本部会議が開催された。これ以降、教学部門に関する重要な方針決定は、対策本部会議において行われるとともに、その結果を踏まえての FD 研修会等を実施しながら、コロナ渦にあってもいかに学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うことができるかを模索してきた。

具体的には、3 月 23 日の第 4 回対策本部会議において、前期授業開始日を 1 週間遅らせ 4 月 20 日（月）からとし、オリエンテーションは本学基本方針に則り、衛生管理措置を講じたうえで実施することに決定した。その間、Zoom や Moodle、G Suite for Education、本学の学務情報システムである N-COMPASS 等の遠隔授業実施のためのツールを用意すると共に、Google ドライブ上に非常勤も含めた教職員向けの FAQ や、遠隔授業を行うための動画・マニュアルを用意するなどの準備を進めた。

しかしながら、4 月 16 日に政府が緊急事態宣言を全国に拡大し、新潟県は大学を含む県

内施設の休業要請を実施したため、前期授業開始を5月7日に再度延期し、5月2日は前期授業のすべてを遠隔授業として実施することを決定した。遠隔授業の実施にあたっては、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の授業目的公衆送信補償金制度（2020年度は無償）に申請し、オンラインでも図書やDVDの著作物を授業で円滑に利用できるようにした。

5月21日の第5回感染対策本部会議での決定事項をもとに、6月1日には危機管理レベルが新レベル2へ引き下げられたことを受け、前期期間中は原則遠隔授業ではあるが、資格、卒業などに関係する一部の授業においては、感染防止対策を講じ一部の対面授業（演習、実習、実技等）等を実施することができるとした。

【2020年度後期授業の実施状況】

7月1日には危機管理新レベル2から1に引き下げられ、7月30日には「2020年度後期授業実施方針について」が大学学長・短期大学部学長裁定として周知された

この実施方針を受け、8月6日の大学評議会、8月11日の大学・短期大学合同教務委員会、8月19日の第8回対策本部会議において「2020年度後期授業の実施方法について（大学学部・短期大学部）」が審議された。具体的には、十分な座席の間隔（1m）を遵守するため、学生をA・Bの2グループに分け、一方のグループに対面授業を、もう一方のグループには遠隔授業を行うという方式で後期授業を行うこととなった。この「2020年度後期授業の実施方法について（大学学部・短期大学部）」は、8月21日開催されたFD・SD研修会において学内で共有された。

また、前期の遠隔に関する学生・教員からのアンケート調査も行い、その結果を9月3日の第5回教学推進会議において報告している。

なお、「2020年度後期授業の実施方法について（大学学部・短期大学部）」を具体的に展開するため、（双方向的・協働的な授業も含む）各種遠隔授業ツールを用いた授業の実施方法に関するFD研修会を、9月10日・11日・16日の3日間にわたり、非常勤講師も含めてZoom上で開催した。

さらに、ゼミ室を除く講義室には、PCに接続できるようビデオカメラと三脚を設置した。

こうした準備のもと、2020年度後期授業については、10月1日から、十分な座席の間隔（1m）を遵守するため、学生をA・Bの2グループに分け、一方のグループに対面授業を、もう一方のグループには遠隔授業を行うという方式で開始した。

しかしながら、新潟県が12月17日に県独自基準に基づく「注意報」を「警報」に引き上げたことを受け、本学においても行動指針をレベル1-1から1-2に改訂した。具体的には、12月までは後期授業開始と同じレベル1-1の状態に対面授業と遠隔授業を併用するけれども、2021年1月1日以降はレベルを引き上げ、全面遠隔授業へと移行するという決定が感染対策本部長によって行われた。

なお、1月13日には、1月19日から2月10日までの間の上記方針の延長が決定されるとともに、卒業や資格取得取得に対面授業が必要な実験・実習・演習科目については、単線症対策本部へ申請の上、実施許可を判断することとなっている。

⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

単位制度の趣旨に基づく単位認定が行えるように、シラバスにおいて学習目標や準備学習の内容及び必要な学修時間を明記するとともに、成績評価の方法を「小テスト」「試験」「レポート」「学習態度」「その他」のそれぞれの項目の比率を明記している（根拠資料 4-15【ウェブ】）。

また、成績評価の基準を、履修規定及び『学生便覧』に、また、シラバス作成時には「シラバス作成ガイドライン」において明示（根拠資料 4-4）することによって、成績評価の客観性、厳格性を担保している

卒業要件や修了要件は、学生便覧に明示してある（根拠資料 1-1 pp.11-13）。また、大学院における学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置や、学位授与に係る責任体制及び手続の明示に関しては、新潟青陵大学大学院学位規定を定め、学生便覧において明示してある（根拠資料 4-17 p.6, p.10）。

以上のことから、本学においては、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

看護学部・福祉心理学部の両教授会において、外部のアセスメント・テストである1年次のプレイスメントテストの結果（根拠資料 4-18）、1年次と3年次に行う PROG 調査結果（根拠資料 4-19）を報告するとともに、各学期の GPA の分布状況（根拠資料 4-20）、満足度調査（根拠資料 4-21）、学習行動調査における学修時間の実態（根拠資料 4-22）、卒業生へのアンケート調査等を報告し、今後の授業デザインや学習指導の基礎資料としている。

また、2018年度から卒業年次の学生を対象として、ディプロマ・ポリシーの達成状況を確認するためのアンケート調査（根拠資料 4-23）をおこない、その結果を看護学部・福祉心理学部の両教授会において報告している。なお、2020年度以降から、2019年度入学生から適用された新カリキュラムの検証として、2年生を対象に DP の達成状況に関するアセスメントも行う予定である。

大学院の両研究科においては、研究に関する能力に関して、その最終成果である修士論文を主査・副査の複数名で評価すると同時に、口頭試問を行うことを学位規定に明記している（根拠資料 4-17 pp.40-42）。

以上のことから、本学においては、学位授与方針と外部のアセスメント・テストやアンケート調査を関連付けるといった方策をとっており、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価を適切に実施していると判断できる。

⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

- ・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学部・大学院全体の教育課程の適切性に関して、定期的に外部有識者との意見交換を行っている（根拠資料 4-24）（ただし、2020年度は新型コロナウイルスの拡大の影響により、実施できていない）。

また、必要な授業科目の開講状況と順序性のある体系的配置の検証、3Pに基づく現行のカリキュラムの見直し、教学の推進に向けて課題について、教務委員会を中心に検討してきたところである（根拠資料 4-25）。

さらに、全学組織である教学改革推進会議において、定期的に次年度の教育課程の編成方針について審議を行い、教育課程及びその内容と方法の自己点検・評価を継続的に実施している（根拠資料 4-26）

また、各学部・各研究科における教育課程の適切性についての点検・評価に向けた特徴的な取り組みとしては、以下のものを挙げることができる。

看護学部においては、看護実践能力として重要な看護技術については、看護課程委員会が年度ごとにモニタリングしており、その結果を基に、次年度の講義や演習、臨地実習で強化するものを、学部全体で検討し、教育内容や教育方法の改善に役立てている（根拠資料 4-27）。

福祉心理学部においては、2017 年度において、2019 年度以降の学部分離に伴うアフター・ケアの終了時に見据えた教育課程の見直しを行うため、福祉心理学部将来計画検討委員会を設置するとともに、学部全体をあげて議論を進めてきた（根拠資料 4-28）。

大学院臨床心理学研究科においては、2018 年度に新たな心理に関する資格である公認心理師の受験資格が取得できるようカリキュラムの再編成を行った。また、入学時及び 2 年進級時に心理学の実力テストを行い（根拠資料 4-29）、また修了時には修了試験を行って院生の学習成果を把握し（根拠資料 4-30）、さらに臨床心理士試験の合格率（根拠資料 4-31 p.3）を踏まえて、教育課程及びその内容・方法の適切性を検討している。

看護学研究科においては、授業アンケート結果の集計と課題、及び改善の方向については、研究科委員会で話し合っていることから、適切に取り組んでいるといえる（根拠資料 4-32）。

以上のことから、本学においては、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に実施していると判断できる。

（2）長所・特色

本学では、授与する学位ごとに、学位授与方針をディプロマ・ポリシーとして、教育課程の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーとしてそれぞれ定めており、またそれらは学生には学生便覧に掲載して、社会一般にはウェブサイトに掲載して、広く周知しており、適切に運用されていると考えられる。

全学的に、学生自身が専門職となるためのキャリアデザインを確実にするために、入学時からキャリア教育を実施している。科目配置のみならず、履修指導も細やかに行っている。看護学部では入学時から適宜コース希望調査を行い、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格、さらに養護教諭一種免許状取得のためのコース別履修指導を細やかに行っている。また、福祉心理学部では、社会福祉学科の 3 コース、臨床心理学科に入学時から分かれており、各学科・コースに分かれた丁寧な履修指導を行うと共に、1 年次から少人数に分かれたゼミ等を実施している。

さらに、各種資格取得のための委員会を組織するとともに、学部単位でカリキュラムの改善にも取り組んでいるところである。臨床心理学研究科においては、心理に関する高度専門職業人としての実践力を身に付けるために実習科目を中心に系統的に講義・演習・実習科目を配置し順序だてて各科目を履修していけるようにカリキュラムを構成している。2018 年度には、公認心理師に対応してカリキュラムを変更し、臨床心理士と公認心理師の二つの受

験資格を取得できるようにしたため、今後はその評価と充実を目指していきたい。

看護学研究科においては、2016年度よりDPに定めた学生の学修成果を図り、高度専門職業人として更なる充実した学修を推進するために、各分野に「実習」科目を新設し、2017年度より研究活動能力を高めるために「演習」科目に各種学会参加の場におけるゼミを導入している。今後は、これらがDPにどのように反映しているかの評価が必要である。また、本学が生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、ケアのこころを持った人材の育成を目指していることから、教育課程では臨床心理学研究科、看護学部、福祉心理学部の教員との連携により、各専門分野からなる教員を配置している。多方面から人やシステムを理解するための学識を身につけられることが特色である。

なお、COVID-19に対する教学上の対応としては、特に2020年度後期からは、同一の授業内容について、一方のグループには対面授業で、もう一方のグループには同時に遠隔授業で行うといったハイブリッド型の授業（ハイフレックス型の授業）を取り入れるなど、学生のニーズに即した、遠隔授業と対面授業を効果的に活用していることも特色である。

（3）問題点

各学部学科、研究科においてディプロマ・ポリシーを達成するべく、教育課程を編成・実施しているところであるが、教育課程及びその改善・向上に向けた取り組みと、1人ひとりの学生のディプロマ・ポリシーの達成度についてどのように計測していくか、また、それをどう活かしていくかについてのシステムやツールについて模索中の状況である。この点については、今後の課題といえる。

さらに、ディプロマ・ポリシーの達成度について、学生自身の自己評価は、社会に出てからの課題に主体的に取り組んでいける1つの指標となるため、これについてもどのように計測していくかも課題である。

（4）全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、すべての学部、研究科において概ね適切な教育が実施されているといえる。

今後は、各学部・研究科における教育課程全体に関するマネジメント体制をより一層充実していくことが求められてくるといえよう。具体的には、教育内容や教育方法も含めたカリキュラム全体に関する全学的な内部質保証に関する推進組織を、どのように運営し適切性を担保していくかについて、教学改革推進会議等において継続的に検討していくことが求められる。

また、新型コロナウイルスの拡大に伴い、2020年度は必然的に遠隔授業を全面若しくは対面授業と併用しながら行わざるを得なかったわけであるが、副産物として教員・学生相互にICTを用いた授業スキルが向上したともいえよう。今後は、通常の対面授業に戻った場合においても、授業においてICTをいかに活用していくかを考えていく必要もあろう。

また、各学部学科、研究科においてディプロマ・ポリシーを達成するべく、教育課程を編成・実施しているところであるが、教育課程及びその改善・向上に向けた取り組みと、1人

ひとりの学生のディプロマ・ポリシーの達成度についてどのように図っていくか、また、それをどう活かしていくかについてのシステムやツールについて模索中の状況である。こうした課題の解決に向けて、継続的に取り組んでいく必要がある。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学のアドミッション・ポリシーは以前からディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに設定されていたが、高大接続システム改革会議の示す「学力の3要素」をふまえ、2016年度に全学的に見直しを行った。その際、教学改革推進会議において策定方針（学士課程においては学科ごと、修士課程においては研究科ごと）や表現方法を確認し作成している（根拠資料5-1）。また、各ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性、「学力の3要素」との対応についても検討し決定している（根拠資料5-2）。

さて、文部科学省による3つのポリシーのガイドライン（根拠資料5-3）では、アドミッション・ポリシーに盛り込むべき内容を以下のように述べている（文中のアルファベットは本学が整理のために付したものである）。

a アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、

b 学力の3要素を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身につけてきた学生を求めているか、

c 入学後にどのような能力をどのように身につけられる学生を求めているかなど、

d …（上記の）多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方について、できる限り具体的に示すこと。

e また必要に応じ、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示すこと。

当時（2016年度）の議論において本学では、受験生にわかりやすいよう、アドミッション・ポリシーにおける上記a～eの5要素のうち、主にa, b, cまでを狭義のアドミッション・ポリシーとして示し、eとdの要素については学生募集要項等において関連づけて明示することとした。

このようにして作成された（狭義の）アドミッション・ポリシーには、各学科、各研究科の専門性に応じて求める学生像が定められている。いずれも理解しやすい平易な文章で表現されており、学生募集要項及び大学ウェブサイト、大学案内等で明示し、誰でも容易に見ることができる（根拠資料5-5 pp.16-21、5-6 pp.16-23、5-7 pp.13-16、5-8 pp.13-17）。

例えば福祉心理学部社会福祉学科の（狭義の）アドミッション・ポリシーは下記の内容であるが、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの連続性を十分に意識して作成

されており、「高校時代に身につけるべき能力」とともに、「それらが入学後のどのような学習の基礎となるか」を高校生にも理解できる平易な文章で表現している。また「学力の3要素」との対応もそれぞれ想定している（根拠資料 5-6 pp.16-23）。

1. 幅広くものごとに関心を持ち、基礎的な知識を身につけていて、人と社会の多様なあり方を興味深く学んでいける人
2. ものごとをいろいろな面から捉え、順序立てて考えようとする姿勢を身につけていて、社会の課題解決に取り組む方法を意欲的に学んでいける人
3. 一人ひとりの違いを大切にすると支えあいの気持ちを持ち、多くの人たちと力を出しあう方法を積極的に学んでいける人

研究科の例として、看護学研究科の（狭義の）アドミッション・ポリシーを下に挙げる。ここでもディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの連続性や学力の3要素との対応、平易な文章表現等を意識した検討がなされている（根拠資料 5-7 pp.13-16）。

1. 志望する分野に必要な基礎的知識と技術を習得している人
2. 柔軟な発想と論理的な思考ができる人
3. 倫理的な感受性をもって行動できる人
4. 専門職業人として生涯にわたって研鑽し続ける意欲をもつ人
5. 地域・国際社会に貢献する意志をもつ人

次に、広義のアドミッション・ポリシーにおける、eとdの要素について述べる。eの要素にあたる「求める水準の判定方法」については、どの学部、研究科においても、入試内容と評価方法等の形で学生募集要項に明示している。たとえば看護学部と福祉心理学部では、活動報告書、面談・面接試験、小論文試験について、その作題意図や評価基準、配点などがわかりやすく示されている（根拠資料 5-9）。また、過去の入試問題も配布し、受験生が参照できるようにしている。

ただしdの要素にあたる、入学前に到達することが期待される学習内容や水準については、これまでオープンキャンパスや学校説明会等で口頭で伝達するに留まっていた。この要素は文部科学省によるガイドラインには「必要に応じて示す」とされているものの、ガイドライン提示から4年近くが経過しており、これに関する情報提供への期待も高まりつつあると考えられる。そのため本学でも、次年度の学生募集要項ではこの要素について情報提供ができるよう検討を進めている（根拠資料 5-10）。

入試方法としては、2つの研究科及び2つの学部それぞれに、複数の入試区分が設けられている。例えば福祉心理学部では、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜A（本学独自入試）、一般選抜B（大学入学共通テスト利用入試）、学園内特別推薦入試、及び社会人特別選抜が設けられており（根拠資料 5-6 pp.16-23）、入学後の学生同士の効果的な相互作用を期待して、それぞれ異なる背景や特性を持つ入学者の獲得をねらっている。また看護学研究科では、一般入試のほかに社会人選抜の区分を設けている（根拠資料 5-7 pp.13-16）。看護学研究科の入試出願資格としては、看護学系の大学を卒業し、看護師の免許取得者並びに当該年度に取得見込みの者を原則としているが、学士の資格を有さない看護職の社会人に対しても個別の出願資格審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、柔軟に出願を許可している（根拠資料 5-7 pp.13-16）。

2018年度の中間評価報告書の段階では、上記（多様な入試区分の設定）の反面として、入試区分によって評価する能力の偏りがあることを課題として挙げた。たとえば看護学部及び福祉心理学部のセンター試験利用入試（2021年度入試からは「一般選抜B」）では学科試験しか課しておらず、学力3要素のうち「主体的に学ぶ態度・協働性」は直接の評価対象にされていない。この課題を受けて、2021年度入試からは両学部においてそれぞれ独自の「活動報告書」を試験科目として導入し、一般選抜においても「主体的に学ぶ態度・協働性」を評価できるように改善した（根拠資料5-9）。

上記の現状を整理して概観すると、本学の各下位組織のアドミッション・ポリシーは各々のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーと適切に整合したものであり、情報の得やすさや理解しやすさにも配慮して適切に設定され、公表もされている。また、求める水準の判定方法（入試内容と方法）も明示し、公表している。課題としては、入学前に期待される学習内容や水準については現在のところ、説明会等での口頭での伝達に留まっているが、次年度（2021年6月末発行予定）の学生募集要項において情報提供できるよう適切に準備を進めている。

②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学の入学試験は、2つの研究科と2つの学部それぞれに特徴があるが、いずれも学科試験、小論文、面接、模擬講義の内容のまとめ、プレゼンテーション、その他志願者に記入させる書類等のうち複数を採用し、アドミッション・ポリシーに示された入学後に必要とされる能力について適切に評価できるよう工夫されている。また、どの学部、研究科でも、学習者の異なる層を形成するために、一般選考のほかに社会人選抜や学校推薦など複数の入試区分を設けている（根拠資料5-5 pp.16-21、5-6 pp.16-23、5-7 pp.13-16、5-8 pp.13-17）。

これらの入試区分では、求める学生像もおおまかに想定されている。たとえば看護学部や福祉心理学部では、総合型選抜や学校推薦型選抜においては総合力の高い学生、すなわち、知識や技能を用いて、考えをまとめたり表現したりできる学生を求めている。一方、一般選抜ではしっかりとした知識の基盤を持つ学生を求めており、それぞれ求める学生の能力を評価できるよう試験が設計されている（根拠資料5-11、5-12）。

なお看護学部（1学科）と福祉心理学部（2学科）にはそれぞれ、学科ごとに異なるアドミッション・ポリシーが設定されているが、入学試験においてはいくつかの科目で3学科

共通の試験問題を用いている。これは、入学後に展開・伸張する学力や能力は学科ごとに異なっても、入学前に期待する基礎的な能力においては共通する部分も多いためである。この点についても教学改革推進会議において議論された（根拠資料 5-4）。社会福祉学科から提案されている）。各学科の 3 つのポリシーは各学科担当者間の協議を経た上で構築されているが、その際には文部科学省によるガイドライン（根拠資料 5-3）にも示されるとおり、「必ずしも 3 つのポリシー全てを同一の単位で策定する必要はなく、ポリシー間で策定単位が異なることもあり得る」ことを前提としている。結果的には、学びの独自性をアピールしたいというねらいから、アドミッション・ポリシーも他の 2 つのポリシーと同様に学科ごとの個別の表現によって策定したが、入学試験 < アドミッション・ポリシー < カリキュラム・ポリシー < ディプロマ・ポリシーと、教育プロセスが展開するにつれて学科ごとの個別性が拡張してゆくというモデルが共有されている。入学試験問題の一部が学部学科を超えて共通しているのは、このような背景による。

学生募集要項には、いずれの研究科、学部についても、入学後の授業料その他の納入金と学費支援制度について明示している。たとえば、2 つの学部についてまとめた「新潟青陵大学 2021 年度学生募集要項」では、学部・学科・コースごとの納入金を学年ごとに明示している。さらに、本学独自の奨学金や授業減免制度の紹介とともに、日本学生支援機構による奨学金制度と修学支援新制度（授業料・入学金減免制度）、新潟県奨学金、新潟県看護職員臨時修学資金、等々の支援制度を紹介している（根拠資料 5-9）。

入学試験の体制については、学部と両研究科にそれぞれ入学試験委員会を設置して組織的に運営されている（根拠資料 5-5 pp.16-21、5-6 pp.16-23、5-7 pp.13-16、5-8 pp.13-17）。また試験内容や試験の水準についても学生募集要項や受験説明会、ウェブサイト、オープンキャンパス等で丁寧に案内し、過去の試験問題も公表している。加えて 2020 年度はコロナ感染症拡大防止のために、従来の来場型オープンキャンパスを一部中止したり、安全な人数と時間に制限した上で実施するなど変則的な対応を行った。また、これを補うために「web オープンキャンパス」や「LINE による個別相談」を開設し、安全に配慮しつつ情報提供が滞ることのないよう工夫した。

入学試験に際しては、いずれの学部、研究科においても複数の教員の合議によって作問を行い、採点基準の明確化と共有を行っている。合否判定は学部、研究科ともに教授会や研究科委員会の審議によっている。選択科目制を採る入試区分では、得点調整も行って公平性の確保に努めている。

障害・疾病等のため入学試験や入学後の学習において配慮を希望する志願者には、あらかじめ相談をするよう、学生募集要項に連絡先とともに明示している（資料 5-9）。学生委員会・教務委員会（学務課）と入学試験委員会（入試広報課）が連携しながら相談を受け、必要に応じて診断書等の提出も求めた上で、合理的であると認められる場合は可能な限り要望に応じるよう努力している。これまでの入学試験では、たとえば 2018 年度福祉心理学部一般入試学力試験において、心疾患のため酸素ボンベを装着する者の希望に応じ、別室受験を認めた。また 2019 年度福祉心理学部 AO 入試面談において、聴覚障害のある者に補聴器と通信マイクのセットを持ち込むことを認めた。

2020 年度にはコロナ感染症拡大防止のための「入学試験ガイドライン」を両学部・両研究科の合同で策定した（根拠資料 5-13）。文部科学省による入試のガイドラインに準拠する

とともに、本学独自に入館時の検温や、発熱・症状のある者への別室対応などの規則を設け、受験者の権利を守りながら感染拡大防止にも寄与できるよう工夫した。

上記から本学では、確立された運営体制のもとに公正な試験が実施され、受け入れ方針に沿った入学者が適切に選抜されていると言える。

③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】【学専】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】【学専】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学の入学者数は、全体として数年来にわたり適正に管理されている（根拠資料 5-5 pp.16-21、5-6 pp.16-23、5-7 pp.13-16、5-8 pp.13-17）。看護学研究科において2020年8月現在の在学学生数比率が収容定員の1.16倍となっているが、これは長期履修制度を活用して働きながら学ぶ学生が多く、在学年数の延長傾向が見られるためである。しかしこれまで中途退学者はなく、在学年限以内で全員が課程を修了している。また臨床心理学研究科では入学者の減少傾向がみられたが、2019年度に学園内の推薦入試制度を創設し、以後は定員の確保が達成されている（根拠資料 5-9）。

以上から、本学では入学定員及び収容定員を適切に設定し、在学学生数を適切に管理していると言える。

④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

いずれの下位組織においても、入学者数や入学後の学業適応について点検・評価を適切に行い、その結果に基づいて選抜方法等の改善に努めている（根拠資料 5-5 pp.16-21、5-6 pp.16-23、5-7 pp.13-16、5-8 pp.13-17）。たとえば看護学部及び福祉心理学部では、入試区分ごとに、入学時のIRT基礎学力テスト成績とPROGテスト結果（リテラシーとコンピテンシーを測定）による分析を行い、加えて、各学年・各学期の成績（GPA）を卒業まで追跡している。これをもとに福祉心理学部では、それまで社会福祉学科の1つのコースのみで実施していたAO入試（現行の総合型選抜）を、2016年度入試から社会福祉学科の全コースに拡大して導入した。当初、志願者（入学者）層の学力低下を危惧する声が学部内にあ

ったが、入学直後の基礎学力テストから、従来からの推薦入試区分の入学者と差異のないことがわかったためである(根拠資料 5-6 pp.16-23)。この学部では、その後の追跡調査でも、一般入試やセンター試験利用入試による入学者との成績差異も学年進行とともに縮小して行くことが見えてきたため、志願者動向も踏まえ、専願で入学意欲の高い AO 入試区分の定員を毎年少しずつ増やしてきている。専願の入試は、大学経営の視点からは早期に一定の入学者数を確保するという目的も担っている。2017 年度からは臨床心理学科にも AO 入試を導入しており、入学後の学習適応についても現時点で問題はない(根拠資料 5-6 pp.16-23)。

以上のことから本学では、学生受け入れの適切性についてそれぞれの下位組織において定期的に点検・評価を行うとともに、その結果に沿って入学試験のあり方を検討しており、本項目に関する適切な点検・評価のサイクルが成立していると言える。

(2) 長所・特色

本学ではオープンキャンパスや研究科説明会などにより、教育課程の特色や学風、卒業後の進路状況、入試の内容や評価方法などについて対面式で丁寧に説明している。そのうえで適切な選抜を行っており、入学者の学業適応はいずれの下位組織でも良好で、研究科、学部ともに中途退学者は極めて少ない。また入学試験では、学生(学習者)の異なる層を形成するために、一般選抜のほかに総合型選抜や学校推薦型選抜、社会人選抜など複数の入試枠を設けている。どの学部、研究科でも一定の学力水準の確保は重視しているが、同時に、それぞれの背景や特性(強み)を活かして切磋琢磨して学ぶ複数の学生層の構成をねらっている。現在それが功を奏していると考えられる。

(3) 問題点

現行では、「入学前に期待される学習内容」等について、学生募集要項等に詳細な記載をするまでに至っていない。オープンキャンパスや学校説明会、研究科説明会、高校訪問等においての情報提供が主となっている。どの入試区分ではどのような学習経験のある受験生を期待するのか。それを入学試験における評価方法とも関連づけて、学生募集要項に明示して行くことが全学に共通する課題である。これについては、次年度を目途に明文化した形での情報提示ができるよう検討を進めている。

(4) 全体のまとめ

本学の現状として、求める学生像はわかりやすく公表されており、入学者に求める水準の判定方法も、いずれの下位組織でも明確に適切に設定され、公平性が保たれている。また、入学定員及び収容定員の設定や在籍学生数の管理も極めて適切に行われていると言える。

学生受入に関する本学の特徴として、学生(学習者)の異なる層を意識的に形成しようと工夫していることが挙げられる。いずれの下位組織でも様々な入試枠を設けて、入学者それぞれが特性(強み)を活かして切磋琢磨して学べるよう工夫している。

現在の課題として下位組織に共通して挙げられるのが、入学前に期待される学習内容等について、学生募集要項等に詳細な記載をするまでに至っていないということである。これ

については、次年度を目途に学生募集要項で明示できるよう、各下位組織において検討を進めているところである。

本学は両研究科・両学部をあわせても小規模な組織であり、入学試験を運営する人的資源にも限りがある。上で述べた本学の持ち味を大事にしつつ、より丁寧かつ効果的な広報活動、そしてより公正で合理的な入学者選抜の方法について、引き続き検討して行きたい。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

新潟青陵大学は、学園建学の精神である「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」に則して「実学教育」を基調として開学し、「こころの豊かな看護と福祉の実践」を大学の理念とし、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の目的と定めている。これらの理念・目的を達成するために、教育・研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、熱意をもって、かつ真摯に教育・研究に取り組む教員を求めることとしている。

大学として求める教員像については、「本学が目指す教職員の姿」として学園理事長が2004年に示したのがあり、「本学が目指す学生の姿」と「本学園が目指す学園の姿」とともに、これまでこれを学生便覧及び学園ウェブサイトの各年度の事業報告にも掲載してきたが、前回認証評価時並びに2018年度中間報告書に基づく外部評価において、「これは教職員に関する一般的なものであり、教員に求める能力・資質等を明文化したものではない」という指摘を受けていた（根拠資料6-1）。

教員組織については、主要な授業科目については原則として専任教員を配置することとしているが、必要に応じて非常勤教員を置くこととし、本学の理念・目的を達成するため、経営とのバランスも考慮しながら教員組織を編成しているが、教員組織の編成方針としての明文化はなされていなかった。これらの点を改善するため、2020年に、大学運営会議で「大学が求める教員像と教員組織の編成方針」を、改めて定めた（根拠資料6-2）。

教育研究に係る責任の所在について、学部においては大学学則に明確に定めている。大学の教育研究の組織・体制の基本事項など全学に関わる事項を審議する評議会（学則第7条）と教育研究に関する重要な事項で、意見を聞くことが必要なものとしての教授会（学則第9条）があり、審議事項が学則に定められている（根拠資料2-3、6-3）。

なお、本学は、看護学部と福祉心理学部を構成する2学部3学科の大学であり、評議会の下には各学部教授会と看護学科、社会福祉学科及び臨床心理学の学科会議及び附置委員会がある。さらに学長の諮問委員会と附属機関の各種委員会が設置されている。全学に関わる事項・教学に関わる事項・各委員会に関わる事項について、各委員会で意見調整を図り、成案を得たものから順次、教授会の審議に付されて最終的に評議会において大学運営の基本方針が決定される。

大学院における教育研究の責任の所在は、大学院学則に明確に定めている。大学院に関する学務及び運営その他研究科の重要な事項を審議し授業及び指導並びに学位論文の審査そ

の他必要事項を審議する委員会（研究科委員会、第32条）である（根拠資料6-4）。

学部・研究科では、教授会又は研究科委員会並びに各種委員会での審議を通じて教員間の合意形成を図り、組織としての連携を確保している。（根拠資料2-39）

以上のことから、本学では、大学が求める教員像と教員組織の編成方針を定め、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示していると判断できる。

②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・実務家教員の適正な配置（【学専】【院専】）
（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置【学専】）
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

学部各学科・大学院研究科においては、開学以来、大学設置基準及び大学院設置基準に定める教員数を措置するとともに、各種資格付与のため関係法令・規程に基づき、教育課程に相応しい教員組織を適切に整備することとしてきた。加えて、2020年に、「大学が求める教員像と教員組織の編成方針」を定めた。

学部においては、大学設置基準上の必要専任教員数は43人であるが、本学の専任教員数（助教以上）は74人であり、このほかに実習・演習等において適切に対応するため、4人の助手を配置している。

大学院看護学研究科においては、研究指導教員及び研究指導補助教員を20人配置し、大学院設置基準上必要な専任教員数を満たしている。

大学院臨床心理学研究科においては、研究指導教員及び研究指導補助教員を10人配置し、大学院設置基準上必要な専任教員数を満たしている。

本学では教員の定年を教授が満67歳、准教授が満65歳、助教及び講師が満63歳と定めているが、運営上特に必要な教授は70歳まで延長が可能である。また、特任教授に年齢制限はないが、その任期は原則として就任後5年までとされ、特に必要とされれば1年ごとに更新するが任用の日から起算して10年を超えることができない（根拠資料6-5、6-6）。

【看護学部看護学科】

大学設置基準上必要な専任教員数12人を超える34人の専任教員と、助手3人と実習・演習助手1人を合わせ38人の教員を配置している。これにより、保健師助産師看護師法の規定に基づき文部科学大臣が指定する保健師助産師看護師学校養成所として認可されている。看護学科の専任教員は、専門基礎科目（基礎医学、臨床医学、公衆衛生学）と専門科目（基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母子看護学、精神看護学）と地域保健学、助産学、養護と教職関連科目の担当で構成している。

教職関連科目の教育は、看護学科の教員2人と社会福祉学科の教員2人が協同で担当し、養護教諭養成課程の認可を受け、看護と教育双方の教育を教授する人員が揃っている。

教員の科目担当適合性については、任用時に非常勤講師を含めて教員人事委員会で審査を行い、評議会で承認している。また、「授業アンケート」とカリキュラム委員会の学生モニターからの聞き取り調査により定期的に点検し、科目担当の適合性の判断を行っている。

【福祉心理学部社会福祉学科】

大学設置基準上必要な専任教員数10人を超える19人の専任教員を配置している。これにより、保育士・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士の養成について、法令・規則に定める教員を配置し教育内容を適切に実施している。

教員の科目担当適合性については、任用時に非常勤講師を含めて教員人事委員会で審査を行い、評議会で承認している。

【福祉心理学部臨床心理学科】

大学設置基準上必要な専任教員数6人を超える18人の専任教員を配置している。これにより、公認心理師・認定心理士・臨床心理士・社会福祉士の養成について、法令・規則に定める教員を配置し教育内容を適切に実施している。

教員の科目担当適合性については、任用時に非常勤講師を含めて教員人事委員会で審査を行い、教授会で承認している。

【大学院臨床心理学研究科】

修士課程として大学院設置基準上必要な専任教員数5人を超える10人の研究指導教員及び研究指導補助教員を配置している。また、本研究科は、公認心理師・臨床心理士の取得及び公益社団法人日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定校であるため、この基準に合致した資格を有する教員を必要数配置している。

【大学院看護学研究科】

修士課程として大学院設置基準上必要な専任教員数6人を超える20人の研究指導教員及び研究指導補助教員を配置している。また、本研究科は、養護教諭専修免許状の取得が可能であるため、この基準に合致した資格を有する教員を必要数配置している。

以上のことから、本学では、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員に欠員等が生じた場合には、原則公募により募集を行っており、教員選考規程に基づき教員人事委員会により、厳正かつ透明に審査・選考を行い、評議会で結論を得ている。

教員の資質・資格及び採用等に係る選考手続きについては、教員選考規程において明確に定めている。教員の昇任も同様に前記の選考基準等が明確に定められており、案件ごとに学長の諮問委員会である教員人事委員会で慎重に審議される。また、教員の昇格等に係る人事についても同様に、教員人事委員会において研究業績等に基づき審議を行った後、評議会で結論を得ている（根拠資料6-7、6-8）。

以上のことから、本学では、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の資質の向上を図るための方策としては、本学専任教員の教育研究活動の振興と円滑化を促し、その成果の発表のため、2001年度から毎年度1回、紀要を発行している。2008年度からは新潟青陵学会の学会誌として新潟青陵学会誌を毎年度1～2回発行している。投稿論文については、学内教員の査読委員により審査を行い、その結果に基づき学会誌委員会において原稿の採否・修正の指示等の決定を行っている（根拠資料6-9）。開始からこれまで12巻出版し、採択率は87%（131/150）である（根拠資料6-10）。

臨床心理学研究科においても「新潟青陵大学大学院、臨床心理学研究」を年1回発刊し、研究の推進を図っている（根拠資料6-11）。

教員の資質の向上を図るため、自己点検・評価委員会で行っていたFD活動について、2013年度から新たにFD委員会を設置し、活動を活発化しつつある（根拠資料2-1）。教員の資質の向上を図るための組織的な取り組みとして、学部においては、授業内容・方法の改善に資するため年度開学当初から毎年度全授業科目について「授業アンケート」を実施している（前期及び後期の2回、学期の後半の授業の際に実施）。アンケートは、51質問項目をもって構成しており、質問項目ごとに「強くそう思う」、「そう思う」、「どちらでもない」、「あまり思わない」、「そう思わない」の5段階で回答することとしており、あわせて、授業に対する要望等を自由に記述することとしている。各教員はアンケート結果を真摯に受け止めて授業内容・方法の創意工夫を加え、教育の質の向上に努めている。なお、2013年度から、教員から評価への意見と次年度への取り組みについて書くことを定め、教員の姿勢、

教員の教え方、授業内容に積極的に関与する環境を作っている（根拠資料 6-12）。研究科においても、2009 年度から、大学院生全員を対象とした授業評価アンケートを前・後期に実施し、その結果を研究科委員会で検討している（根拠資料 6-13）。

教員の資質の向上を図るための組織的な取り組みとしては、前期又は後期の指定する3週間間に全教員が授業を公開するとともに、互に授業を見学し意見を記載する「授業公開・見学」も実施している。また、2018年度から、全教員が「ティーチング・ポートフォリオ」を作成し「授業アンケート」と「授業公開・見学」の結果などをもとに、毎年度見直しを行っている（根拠資料6-14、6-15）。

新潟青陵学会学術集会が毎年行われ、毎年主なテーマを定め、外部から講師を招きシンポジウム形式での講演会、ポスターセッションを行い、2012年度からは、発表原稿は査読後に、新潟青陵学会誌として出版している。（根拠資料6-18【ウェブ】）

研究倫理に関しては、科学者の行動規範を守らせるため毎年秋の科学研究費申請にあわせ、全教員に対して研究に関する倫理指針、研究費の適正使用、研究の公正性、利益相反、知的財産管理などの研修を行い、本問題への真摯な対応を心がけさせている。

社会貢献については、地域貢献センターを中心として活動を行い、文部科学省及び新潟県などの社会貢献と関連する事業への応募を学内だけでなく県内の他大学と連携して積極的に参加している。また、教員と職員が種々の講演会や研修会に参加し、得られた情報を理事会、評議会、教授会、各種委員会を通して還元する事を推奨している。これらの活動を介して、教員、職員が社会貢献の意義、方向性、手法に熟達して、更なる活発な社会貢献活動を行うことを奨励している。

管理業務に関しては、関連する分野の講演会、研修会に積極的に担当教員、職員を派遣して、最新の情報を得、大学に貢献しうるような仕組みを行っている。

2019 年度からは、「FD ポートフォリオ」を使って全教員が、教育活動、研究活動、大学運営、地域・社会貢献の4つの側面から、年度ごとに自己評価を行い、所属長との面談を通して次年度の計画・目標を立てるようにしている。これは、教員評価規定によって始められた教員の自己評価・他者評価を発展させたもので、ティーチング・ポートフォリオや、教育・研究計画書（兼前年度教育・研究成果報告書）、学外業務（会議出席、出講依頼等）の実績と予定が内包される（根拠資料 6-16）。

なお、COVID-19 への対応・対策として、遠隔授業を全教員が円滑にスタートできるようにするため、オンライン FD 講習会を4回開催し、講習会の資料と動画は本学の LMS 上に保存し、非常勤講師を含め全教員に提供した（根拠資料 6-17）。また、前期の遠隔授業について、学生と教員の双方にアンケートを実施し、そこから明らかになった問題点を後期の授業においては克服できるようにした（根拠資料 2-22、2-23）。

以上のことから、本学では、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、FDポートフォリオを使って、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、教育課程の改定や、教員に欠員が生じた場合、資格等の取得に係る要件の変更等があった場合等に都度、大学設置基準(専任教員数)・大学院設置基準(研究指導教員数等)の充足状況、専任教員との学生数の比、年齢構成等について検証を行っているが、教員組織の編成方針を定めた定期的な点検・評価は行っていない。授業科目と担当教員の適合性においては、次年度の教育課程の編成に際し、授業評価アンケートの結果を踏まえ、各学部・研究科において点検・評価を行い、改善策を検討している。

しかしながら、教員組織の適切性についての点検・評価の体制、方法、プロセス等について明文化されていない。「大学が求める教員像と教員組織の編成方針」を明文化したばかりであり、FDポートフォリオを使って「大学が求める教員像と教員組織の編成方針」に照らし合わせ、個々の教員の評価を行い、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげ仕組みも構築したが、まだその結果をもとに改善につなげる活動はこれからである。

以上のことから、本学では、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているが、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できない。

(2) 長所・特色

教員数については、大学設置基準の規程を満たしつつ、看護・福祉心理における各学部の専任教員一人当たりの学生数（ST比）が9～18人程度になることを勘案して編成するため、各学部の教員数を定め設定し運用を図っている。このことにより教育面、財政面から適正な教員数が維持されている。（大学基礎データ表1）。

教員の教育研究活動等の評価については、FD活動の一貫してとらえ、FDポートフォリオを使って、「大学が求める教員像と教員組織の編成方針」に照らし合わせながら、所属長の面談を通して行う仕組みを構築した。最終的な評価結果については、新潟青陵大学教員評価規程（2018年9月30日学長裁定）に基づき積極的に評価し、処遇につなげていく方策を検討する（根拠資料6-19）。

COVID-19の対応・対策については、オンラインFD研修会を実施することで、対策本部の決定事項を伝えるとともに、遠隔授業の準備やサポートを提供することができ、COVID-19の影響を最小限に留めることができただけでなく、全教員がIT機器を活用した新しい教育方法を学ぶよい機会になった。

(3) 問題点

教員数の設定は、人件費の増加を抑制する観点から効果はあるが、教育の質を担保する制度ではないため、そのあり方について常に見直しが必要である。そのためにも、明文化した

「教員組織の編成方針」をもとに、教員組織の適切性について定期的な点検プロセスを確立し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていく必要がある。また、学科・研究科ごとに、年齢・性別・職位を考慮した教員の定数を管理する必要もある。

(4) 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、「大学が求める教員像と教員組織の編成方針」を定め、これに照らし合わせながらFD活動の一貫して「FDポートフォリオ」を使って、全教員が、教育活動、研究活動、大学運営、地域・社会貢献の4つの側面から、年度ごとに自己評価を行い、所属長との面談を通して次年度の計画・目標を立てる仕組みを構築した。また、COVID-19の対応・対策のために実施したオンラインFD研修会を通して、教育の質を確保するだけでなく向上させることもできた。しかしながら、これらの活動は着手したばかりであり、実際に点検結果をもとに改善・向上につなげる活動はこれからである。新潟青陵大学教員評価規程に基づき処遇につなげていく方策の検討にも着手しなければならない。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、本学の理念である「こころの豊かな看護と福祉の実践」、目的の「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」に基づき、学生支援に関する中期目標（平成27～平成33年度）を「充実し安心できる学生生活の保証」とし、活動課題として1.学生相談・支援活動の整備・拡充、2.充実した学生生活の確保、3.人とのつながりを促進する課外活動、課外教育プログラムの改革と強化、4.キャリアセンターによる地域と協働するキャリア教育実践体制構築を掲げている（根拠資料1-7）。

以上を踏まえ、学生が自主性、創造性、個性を伸ばし、充実した大学生活を送ることができるように、基本的な学生支援を、「修学支援」「生活支援」「就業力育成と進路支援」の3つの側面から行っている。また、こころやからだの支援が必要な学生については、「新潟青陵大学における障がいのある学生支援に関する基本方針」に基づいて合理的配慮を行っている。これらの方針は、2020年度学生便覧、学生用ポータルサイト内（N-COMPASS）及び本学ウェブサイトに掲載し、入学時オリエンテーションで説明している（根拠資料1-1 p.110、7-1）。

従って、大学の理念・目的及び中期目標に基づいて学生支援の方針を明確に示し、参照可能な複数の方法で公表していることから適切に学生支援の方針を明示していると判断できる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応

	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施	
評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	

【学生支援体制の適切な整備】

本学は大学全体の学生支援の基本方針に則り、学生が充実した大学生活を送ることができるよう、学生支援のための体制を整備している。具体的には、下表に示す支援担当部署及びそれを管理する委員会を設置している（図 7-1、表 7-1）。

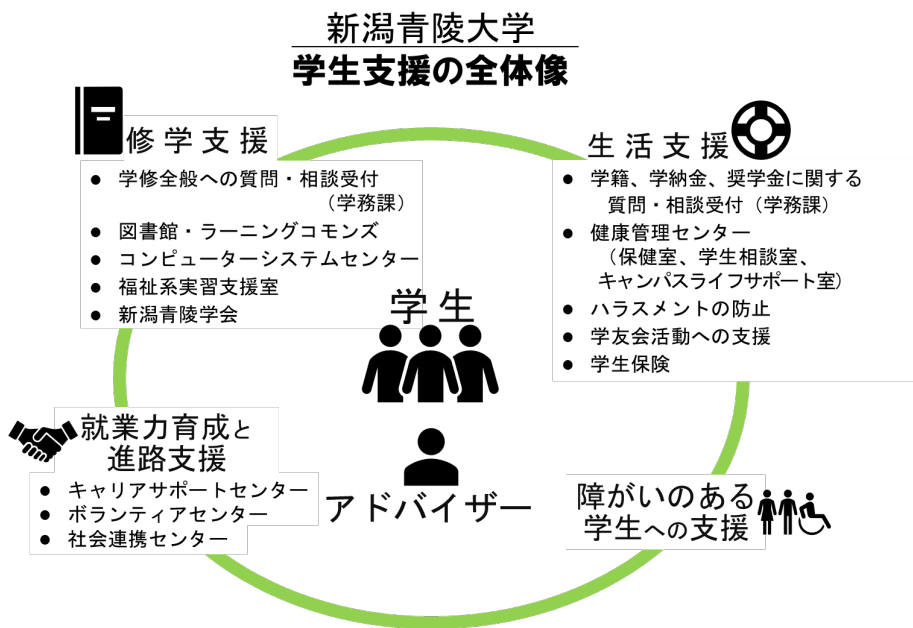


図 7-1. 学生支援のための体制（根拠資料 7-1）

表 7-1 支援内容と担当部署、委員会

	支援内容	支援担当部署	委員会
修学支援	学習全般への質問・相談 受付	学務課	学部教務委員会、大学院 臨床心理学研究科教務委 員会、大学院看護学研究 科学務委員会
	図書館利用	図書館	図書館委員会
	コンピューター利用	コンピューターシステム センター	情報化推進委員会
生活支援	学籍、学納金、奨学金に 関する質問・相談	学務課	学部学生委員会、大学院 臨床心理研究科学生委員 会、大学院看護学研究科 学務委員会
	健康管理 こころやからだに関する 相談	健康管理センター	健康管理委員会
	ハラスメントの防止	学務課、 ハラスメント相談員	新潟青陵大学ハラスメン ト防止委員会
	学友会活動支援	学務課	学部学生委員会
	学生保険の加入、手続き	健康管理センター	健康管理委員会
就業力育成と 進路支援	キャリア支援、就職支援	キャリアセンター	キャリア委員会
	ボランティア活動支援	ボランティアセンター	ボランティアセンター運 営委員会
	地域活動支援	社会連携センター	社会連携委員会

組織的な支援体制を整える一方で、両学部においては開学以来、学生一人ひとりにアドバイザー教員を配置し、個に重きを置いた支援も行っている。アドバイザーは、本学の学生支援の基本方針に則り、学生が自主性、創造性、個性を伸ばし、健康的な大学生活をおくることができるように、個別に、及び集団を通じて、学生との人間的なふれあいを深めながら学生の把握につとめて、日常生活上の問題等を含め、必要な助言指導を行っている（根拠資料 1-1 p.111、7-2）。アドバイザーは、学生が必要とするあらゆる支援への総合的な窓口としても機能している。障がいのある学生に対する修学支援は、学部学生委員会が学部教務委員会、アドバイザー、健康管理センターなどと連携しながら支援をすすめている。以上のように、本学では組織的な支援と、アドバイザーによる個に対する支援体制を整えることで充実した学生生活が送れるように支援を行っている。また、これらの支援については、学生便覧に明記し、学生が確認できるようにしている（根拠資料 1-1 pp.110-143）。

【修学支援】

修学支援全般に関しては学部教務委員会が主導的な役割を担い、履修指導、導入教育、成績低迷者、留年・休学者への対応を行っている。

授業担当教員及びアドバイザーは、学修状況を把握するために、学内ポータルサイトの N-COMPASS を活用している。本学では 3 回以上欠席した授業に関しては、N-COMPASS 上の学生個人別時間割が赤く表示されるシステムを導入している。さらに、欠席の多いアドバイザー学生がいた場合、アドバイザー学生一覧にアラートが表示される（根拠資料 7-3）。そのため、欠席が続く学生に対して早期に介入し、学修、生活及び健康等の状況を確認し、必要な助言に繋げている。ほかにも、N-COMPASS で学生と教員の両者が成績及び単位数の確認ができるため、卒業や資格に必要な科目・単位を取りこぼすことなく取得できるよう指導している。成績不振者への対応は、半期ごとに GPA を算出し、各学期の GPA が 2.0 以下の場合にはアドバイザーから学修指導を受けることを定め、学生便覧に明示している（根拠資料 1-1 p.16）。該当学生の情報はアドバイザーが N-COMPASS から確認するだけでなく、学部教務委員会からもアドバイザーごとに情報提供されている。このように、一人ひとりの能力に合わせた指導や出席状況の把握と成績への対応が学生の休学及び退学率の低さに繋がっており、学生への学修指導は適切に行われているといえる（大学基礎データ表 6）。

休学、退学の状況把握は、両学部ともにアドバイザーが窓口となり学生本人及び保護者と連絡を取り、面接を実施し、意思確認を行っている。休学、退学の意思が確認された場合、アドバイザーは状況説明の文書を作成し、学務課に提出することとしている。また、学生の休学、退学は学部教授会、大学院研究科委員会の審議、承認を経て評議会で報告される。留年者、休学者の復学に際しては両学部教務委員及び学務課職員が履修相談を行い、卒業までの履修を相談し、適切に学修できるよう支援している。

両学部及び大学院臨床心理学研究科は、看護、福祉、心理に関わる資格取得を目指す学生が多いため、補習教育も両学部及び大学院臨床心理学研究科でそれぞれ対策を講じている。看護学部は、国家試験サポート委員会が主催する国家試験対策講座、模擬試験等を毎年計画的に実施している。また、国家試験前には成績が伸び悩む学生を対象とする対策講座、個別指導を実施しており高い合格率に繋がっている（根拠資料 7-4、7-5）。福祉心理学部では国家試験対策委員会が中心となり、3 年次後期から特別講義を開始し、4 年次には受験対策講座を実施し、全国平均を上回る合格率を維持している（根拠資料 7-6、7-7）。臨床心理研究科は資格試験対策委員会が中心となり、修了生の協力による勉強会、教員による試験対策講座、模試を行っている。

学生の自主的な学修を推進するために、図書館やコンピューターの活用は必須である。本学では 2018 年に新校舎が完成し、図書館、学内の Wi-Fi 環境も充実した。授業で活用されるノートパソコンは、開学以来、入学時に一人に一台ずつ新品が配布され、コンピューターヘルプデスクの専任スタッフがトラブルの発生時に対応している。図書館にはラーニング・コモンズ 78 席、個別学習スペースとミーティングルーム 160 席、合計 258 席あり、学生の自主的な学修を促進している。導入教育として位置づけられるスタディスキル I では、図書館のスタッフによる図書の貸出、専門分野の文献検索、レファレンスサービス、図書館にない書籍のリクエストなど図書館の活用方法に関する授業回を設け、主体的な学修スキルの獲得に向けた支援を行っている。ほかにも、シラバスに掲載教科書、参考書等、実習期間中

に役立つ参考図書、各種資格取得に必要な参考図書等を集めたコーナーなどを設置し、学生の学修の利便性を高める取り組みを行っている。看護学研究科では、欠席した授業回のビデオを作成したり、統計ソフトをインストールしたデスクトップパソコン 2 台を院生研究室に準備し、自主的に学修できる環境を適切に整えている。

修学支援における COVID-19 対策として、2020 年 4 月入学生に対してスムーズに遠隔授業に入れるように、オンライン会議システム、学内のポータルサイト、利用可能な遠隔学習ツールのガイダンスを実施した。前期は全学生の希望者を対象に Wi-Fi ルーターの無料貸し出し、大学が送料を一部負担する形で教科書の販売、図書館所蔵図書の郵送貸し出し、後期は対面授業開始に伴い、対話が必要な授業で使用できるよう全学生へのフェイスシールドの配布、通学に際し感染に対して不安がある学生には、遠隔の授業を認める配慮を行っている。そのため、遠隔授業期間においても大きな混乱は発生せず、適切な修学支援を実施したといえる。

【生活支援】

生活支援は、学部学生委員会が学生生活全般を円滑に過ごすための体制を整える役割を担っている。

学生の生活支援には、修学支援と同様アドバイザーが重要な役割を果たしている。円滑なアドバイザー活動のために、学生委員会は前期、後期開始前にアドバイザー担当教員への連絡、調整等を行っている。アドバイザーは担当するアドバイザー学生からの相談に応じ、各支援担当の教職員、委員会及び保護者と連携し、学生生活全般を支援している。保護者との連携を強めるために、毎年入学式後にアドバイザー、学生、保護者によるアドバイザー交流会を開催している（根拠資料 7-8、7-9）。ほかに、キャリア委員会は例年 6 月頃 2～4 年生を対象とする保護者懇談会を開催している、（根拠資料 7-10、7-11）。このようにアドバイザーは学生だけでなく、保護者とも連携をとりながら学生生活を適切に支援している。

アドバイザーは、前期のオリエンテーション期間中にアドバイザーグループミーティングを開催し、学生同士の交流を図ると同時に学生の抱えている問題を出す機会を設けている（根拠資料 4-7）。ほかに、個々の学生の状況を確認する方法として、N-COMPASS 上にあるセルフチェックシートも活用されている。これは各学年の前期・後期に 1 回ずつ学生に学生の学修、生活状況を記入してもらい、アドバイザーと共有するものである。相談内容を記載する自由筆記欄を設けており、対面での相談が苦手な学生にアドバイザーが対応できるしくみを作っている（根拠資料 7-12）。

アドバイザー活動を推進する方策として学部の実情に合わせた取り組みも行っている。看護学部では同学年のアドバイザーが前期と後期に 1 回ずつアドバイザー会議を開催している。さらに、経験を有する教員を 1 学年に一人相談役として配置し、複雑な問題が発生した場合に複数の教員で対応する体制を整えている（根拠資料 7-13）。そのため、特定のアドバイザーが過度な負担を抱えることなく、さらに経験の少ないアドバイザー教員も適切な支援ができるようにしている。福祉心理学部では対応が必要な学生について、社会福祉学科は各コース会議、臨床心理学科は学科会議で取り上げ、情報共有のもとで対応している。また、福祉心理学部は 2015 年度よりアドバイザーグループ活動費補助事業を実施している。この事業は、「アドバイザーグループの活動を促進し、学生間並びに学生教員間の交流がさ

らに進み、学生相談・支援活動がより円滑に進むこと」を目的としており、アドバイザーグループ交流費補助とゼミ合宿の教員旅費・宿泊費の 2 区分から構成されている（根拠資料 7-14）。2019 年度卒業生に対して実施した「大学生活についてのアンケート」では、看護学部で 94.1%、福祉心理学部で 70.6%の学生がアドバイザー教員との交流が充実していたと回答している（根拠資料 4-21）。このように本学のアドバイザー制度は、学生の個に応じて学修、生活面の両方の支援を行うための方策として機能している。

学生が安心して大学生活を送るための経済的支援として、学費や奨学金に関する周知や説明、手続きは学務課職員が担当し、運用に関しては学生委員会で審議されている。毎年学生便覧に奨学金に関する情報を記載し、前期のオリエンテーション期間に奨学金説明会を開催したり、N-COMPASS を通じて各種奨学金の紹介を周知している。本学独自の奨学金、学費の減免制度として、入学試験成績優秀者対象の学業優秀奨学金、親子奨学金（本学及び短期大学部卒業生の実子が対象）、兄弟姉妹奨学金等がある。授業料減免制度は、特待生（一般入学試験成績上位者を対象とし、授業料を全額免除）、遠方居住者を対象に行われている（大学基礎データ表 7）。本学独自の奨学金及び学費の減免対象は、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部学費支援に関する規程第 10 条に基づく、授業料免除審査委員会を設けて審査していたが、2020 年度からは、学生支援機構の奨学金制度の変更に伴い学部学生委員会が審査を担当し、適切に運用している（根拠資料 7-15、7-16）。

両研究科は、一般教育訓練給付指定講座としており、要件を満たす場合には、これを利用できる（根拠資料 4-17 p.17、7-17【ウェブ】）。看護学研究科においては、2020 年度 4 月から専門領域における課題について、研究活動の促進支援を目的に、学会及び研修会の参加費用と研究遂行時の費用として単年度 5 万円を上限として補助することとした（根拠資料 7-18）。

ハラスメントへの対策として、「学校法人新潟青陵学園ハラスメント防止・対策に関する規則」、「学校法人新潟青陵学園ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」を策定し、ハラスメント委員会が防止に取り組んでいる。ハラスメントを受けた、ハラスメントを目撃した場合には、相談員に相談を申し込むことができる。判断に迷う場合は学務課で対応し、相談員に取り次ぐ体制を整えている。ハラスメントの防止への取り組みとして、年度の初めにパンフレットを配布、学生便覧、N-COMPASS と本学ウェブサイトにはハラスメントへの方針と取り組みを掲載するとともに、前期・後期のオリエンテーションで時間を設け全学生に説明している（根拠資料 1-1 p.115、2-41、7-19、7-20、7-21【ウェブ】）。

健康管理センターは学生の健康を保持し増進することを目的に設置し、健康管理及びこころやからだの健康に関する相談に応じ、健康管理委員会が運営を担っている。保健室では専任、非常勤の看護師がそれぞれ 1 名常駐し、学生の健康保持、増進のための知識提供、病気や身体的な悩みなどの相談、応急処置や健康診断、実習前に必要な検査、予防接種等の業務を取り扱っている（根拠資料 7-22、7-23）。保健室では正課授業、学校行事、通学に伴う傷害へ経済的補償をするための学生保険に関する事務手続きも行っている。

学生生活に伴う諸問題の相談場所として、健康管理センター所管のキャンパスライフサポート室と学生相談室がある。キャンパスライフサポート室は、専門相談員（精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師）4 名が相談に応じ、学生相談室は学内の専任教員 6 名が担当している。どの相談窓口を選択して良いかわからない場合は、アドバイザー教員及び保健室に相談し、そこから適切な相談場所へ繋いでいる。保健室、キャンパスライフサポ

ート室及び学生相談室は、アドバイザーと並び本学の学生相談の根幹をなす存在であり、学生生活で生じる諸問題に適切に対応している。また、これらの相談体制について学生便覧、ウェブサイト、N-COMPASS で周知し、適切に情報提供している。

生活支援に関する COVID-19 への対策としては、学生個々の状況を把握するために、遠隔授業決定後から 8 月まで週に 1 回程度アドバイザーから学生にメール、オンライン会議システムを利用した状況確認を実施した（根拠資料 7-24）。これにより、学生からの心配事をアドバイザーが抽出し、これらが学生委員会に情報提供された。例えば、「アルバイトは大学から自粛とされているが経済的に苦しいためアルバイトを行って良いかどうか」、「一人でアパートにいと辛いので帰省をしても良いか」、という問い合わせがあった。アルバイトに関してはアルバイトをしなければならぬ学生もいるため、アルバイトチェックリストを作成し学生が適切なアルバイトを選択するとともに、自ら感染予防がはかれるようにした（根拠資料 7-25）。帰省に対しては何をどのように注意したら良いかがわかる説明文書を作成し、N-COMPASS を通して配布した（根拠資料 7-26）。ほかに、学生が本学の危機管理レベルに沿った感染予防行動ができるよう、レベルが変更されるごとに案内を作成し、配布した（根拠資料 7-27）。2020 年度入学生への COVID-19 対策としては、オリエンテーション時に本学の学生支援体制に関する説明を対面及びオンライン会議システムを活用して実施し、保護者に対しては、同様の内容を文書にて送付した。

経済的な支援としては、日本学生支援機構の学生支援緊急給付金の手続きを実施すると同時に（根拠資料 7-28）、希望する学生に対し学費納入の遅延を認めている。各種奨学金の周知に関しては、Moodle を用いて学生がネット上で確認できるようにした（根拠資料 7-29）。日本学生支援機構の新型コロナウイルス感染症対策助成事業は、全学生に一律図書カードを電子メールで送付することを学部学生委員会で決定し、不足する費用は大学で負担した（根拠資料 7-30）。

健康管理では、毎日の健康管理を学生自身ができるよう、5 月 2 日から健康チェックシートの記入を開始した。毎朝、6:00 に回答フォームを学生にメール配信し、検温結果、体調を記入し学務課に報告するものである。回答率は約 70~80% であり、記入状況が良くない学生に対してはアドバイザーから連絡を行い、学生の健康状態の確認につとめた（根拠資料 7-31）。また、遠隔授業に伴う心理的負担や身体の疲労がアドバイザーから報告されたため、心理的サポートとして健康管理センターが遠隔授業とうまく向き合うためのパンフレットの作成と配布（根拠資料 7-32）、キャンパスライフサポート室が遠隔相談を開始した。身体面に対しては、学生委員会から VDT 予防（Visual Display Terminals）のためのパンフレットを作成し（根拠資料 7-33）、学生に配布するとともにストレッチの動画を紹介した。さらに、学生の中で心身の疲労が生じていることを教員にも伝え、90 分のうち休憩時間を 2~3 回とるよう依頼し、学生の健康状態の維持に取り組んだ。後期に入り、対面と遠隔のハイブリッドで授業を開始したが、各建物玄関へのサーモカメラの設置、教室内の人数制限、食事場所の確保と仕切り板の設置、アルコール消毒剤の設置、換気等を周知、実施している（根拠資料 7-34、7-35）。また、大学・短期大学部学生委員会メンバーによる学内の巡視及び大学学友会メンバーによる昼食摂取時の注意事項のアナウンスなどを通し、適切な対応を実施できていると判断できる。

【就業力育成と進路支援】

本学では、就業力育成と進路支援をするために、キャリアセンター、ボランティアセンター、社会連携センターを備えている。

キャリアセンターは、キャリア委員会を中心として、新潟青陵大学短期大学部とも連携・協働しながら、キャリア関連情報や医療・福祉・企業・保育など各業界の情報収集・共有に努めている。

キャリア教育は、学生の社会的及び職業的自立に向け、1年次前期に「キャリアデザイン入門」を両学部必修科目に配当し、開始している。その後は選択科目の「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」を配置し、実社会において必要となる社会人基礎力を計画的に育成している。(根拠資料 7-36)。

中期計画活動課題 4.キャリアセンターによる地域と協働するキャリア教育実践体制構築の実現化するものとして、2011年度から新潟市古町地区商店街と協同して毎年「地域ミッションインターンシップ」を行っている。これは、地域と協働したキャリア教育実践に向けたインターンシップ型キャリア教育プログラムであり、商店街での地域活性化をテーマとして、「地域連携実習Ⅰ」(2年次選択科目)の中で実施される(根拠資料 7-37)。

進路選択に関わる支援は、キャリア支援課並びにキャリアカウンセラーを配置したキャリアサポートステーションが中心となって、学生のニーズに応じた個別的な支援を計画的に行っている(根拠資料 7-38、7-39)。2019年からは就職試験・公務員試験における筆記試験対策強化のため、キャリアセンターに相談員が常駐し、課外活動として、筆記試験対策活動(略して筆活)に取り組んでいる。

学部ごとの対応では、看護学部の学生には、毎年3月上旬に県内の約20か所の医療機関・団体の看護部、就職担当者、卒業生を本学に招き、合同就職説明会を行っている。複数の医療施設の情報、就職した卒業生の状況を知ることができるため、就職先を選択する動機付けの機会を提供している。福祉心理学部の学生には、毎年2月下旬に県内外の企業・福祉施設およそ70社・施設の就職担当者を招き、本学と短期大学部共催の合同就職説明会を開催している。複数の企業・施設の情報を1日で得られる機会を提供し、幅広い分野から就職先を選ぶことができるよう努めている(根拠資料 7-40、7-41)。以上の支援を実施し、例年高い就職実績を残している(根拠資料 7-42【ウェブ】)。2019年度の「大学生活についてのアンケート」では、看護学部97.6%、福祉心理学部98.3%の卒業生がキャリアサポートステーションの職員の対応は「適切だった」と回答している(根拠資料 4-21)。この数字と就職率の高さは本学の進路支援の有効性を示すものとして評価できる。

臨床心理学研究科に在籍する大学院生は、ほぼ全員が臨床心理士・公認心理師資格の両方又はいずれかを課程終了後に取得し、心理臨床の専門家として就職することを目指している。年間2回(在学中4回)就職支援委員会によるオリエンテーションを行い、資格取得と領域別の就職先や求人情報について周知している。また、各大学院生の就職に関する領域や地域等の希望や疑問点をアンケートの形で集約し、それに基づいた個別面談を就職支援委員で分担して行っている。この個別面談の結果は臨床心理学研究科委員会にて随時報告し、大学院担当教員が連携して進路相談を行っている。

ボランティアセンターは、本学の学生に対するボランティア活動の支援を全学的に推進することにより、学生の社会性及び自主性を涵養し、もって社会に有用な人材を育成するこ

とを目的として、2010年に設立された（根拠資料 7-43）。2013年には学生ボランティアコーディネーター制度を設け、学科学年問わず多くの学生が主体となり、センター運営に関わっている（根拠資料 7-44、7-45）。学生の立場から、ボランティア活動の魅力や意味を伝えるためにボランティア情報紙「SEIRYO VOLUNTEER」を毎月発行したり、事業の企画・運営、活動費の確保なども学生が中心となって実践している（根拠資料 7-46）。人とのつながりを促進し、地域に開かれたボランティアセンターとして活動を進めている。

本学の社会連携センターは、地域と共に学ぶ大学としての立場をより明確にし、“大学から知を発信する”だけでなく、“地域社会から大学が学ぶ”という双方向のベクトルを実現するために設置されている。ここでは、学生が地域で活動できるきっかけとなるよう産学連携の推進として地方自治体や様々な企業、経済団体と協働した活動を実施している。

実績として、地元新聞社、出版印刷会社の支援を得て、本学学生が中心となり編集するフリーペーパーの作成がある。制作に関わる基礎的な事項については、支援企業より専門家の指導を受けているが、学生の募集、紙面の構成、取材、校正まで学生が主体の取り組みである。地域を取材対象とすることで、学生は日々学ぶ地域への関心を高め、将来の専門職としての社会貢献だけではなく地域での役割を認識する機会となっている（根拠資料 7-47）。

COVID-19 対策としてキャリアセンターでは、学生の登学禁止期間はオンライン会議システム、各種書類（模擬試験）等の郵送、動画による各種セミナー（公務員・マスコミ・一般教養等各種講座）を実施し、就職支援を行った。学生の登学開始に伴い、事前予約の上、個別対応及び短時間（時間制限）による対面指導を開始した。その際本学の感染予防対策に則り、密集を避けるためにセンターの同時入室学生数を5人に制限、マスクやシールド、手指消毒、入構制限の徹底を行いながら、従来と同様の対策を実施した。その結果、2020年12月現在、例年と同様の就職内定状況となっている（根拠資料 7-48）。以上から、COVID-19 下においても、適切な進路支援が行われているといえる。学生が就職試験等で県外に移動する際の注意点などもN-COMPASSで掲示することで円滑な就職活動を支援した。また、ボランティアセンターにおいてもオンライン会議システムを用いたミーティングを定期的で開催し、学生のモチベーションが低下しないための取り組みが行われた。

【障がいのある学生への支援】

障がいのある学生に対しては「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針」を定め、学生生活全般に渡る配慮を行っている。申請は入学前の希望、健康管理センター（保健室、キャンパスライフサポート室、学生相談室）及びアドバイザーによる勧めが大半を占める。申請に基づき、入試広報課、学部入試委員長・教務委員長・学生委員会、アドバイザー、健康管理センター職員等で必要な支援を検討し、その内容を大学運営会議に諮り支援内容を決定する（根拠資料 7-50、7-51、7-52）。その後、各科目担当者に必要とされる支援が伝えられ、アドバイザー、健康管理センターなどが連携し、必要な援助が得られるための体制を整えており、適切な支援ができているといえる（根拠資料 7-53）。

【学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施】

学生の自主的な課外活動を充実させるための支援では、学友会活動、部活動への支援を行っている。学友会は、「自主的な学生の活動を通して教養を高め健康の増進を図るとともに、会員相互の親睦を深め、学園生活の発展に寄与することを目的」（新潟青陵大学学友会会則第2条）として設置されている短期大学部と共同で運営する団体である（根拠資料 7-53）。学友会が主催する「学園祭（青空祭）」、「交流会」、「スポーツフェスティバル」の各行事の計画、実施、会計は、大学と短期大学部の学生委員会が協力し、安全に運営するよう支援している。学友会には、いわゆる「部活動等」に相当するクラブが35ある。それぞれ顧問である指導担当教職員がつくと同時に、学部学生委員会、学務課による支援・指導を受けながら日常的に活動している。毎年学友会に活動計画を提出するとともに、定期的にクラブ会を開催して、相互の連絡・調整を図っている（根拠資料 7-54、7-55）。このように、学生の自主的で創造性を発揮するための課外活動は、教職員は見守る形で支援している。

本学では、開学以来、毎年、1年生全員に対して学部を超えた新入生同士の相互交流、学年を超えたコミュニケーションネットワークの構築を目的としたオリエンテーションキャンプを実施している（根拠資料 7-56）。学生委員会がフレッシュマンセミナーの一部として実施する。国立妙高青少年自然の家で1泊2日の宿泊研修を通し、新入生が仲間を作れるように企画している。これらは主に2～4年生が企画・運営を担当するが、毎年運営委員の募集のお知らせをすると同時に定員に達するほど人気がある。1年次に自分たちに関わってくれた上位学年が下位学年に良い影響を及ぼしているためと評価できる。このように、学生が個性を発揮しながら主体となって活動する異学年間交流の機会を設け、学生生活を充実したものにしている。

学生のゼミ活動から自主的に発生した「そらいろ子ども食堂」は、全国の大学に先駆けて2016年から活動を開始している。福祉心理学部の教員のゼミ生を中心に芽生えた「やってみたい」という気持ちを育て、実現できるよう支援し、現在も月に1回、新潟県立大学の学生との共催で子ども食堂を行っている（根拠資料 7-57）。

その他、学生の自主的な活動を促進するために、在学中の優れた課外活動に対して学生表彰を実施している。ボランティア、社会貢献、コンクール、スポーツ競技会等で優れた成績を収めた個人又は団体を短期大学部と合同で表彰している（根拠資料 7-58）。近年は、2019年度は団体2、個人4名、2018年度団体2、個人3名を表彰している。

以上のような取り組みによって、中期目標の活動課題、2.充実した学生生活の確保を実現化するための適切な支援が行われている。

COVID-19の感染拡大の状況下において、学生どうしの関わりからの感染拡大を懸念し、課外活動は2020年2月から6月まで全面的に休止した。7月から新潟県内の状況を踏まえ、顧問による対面での監督・活動計画書の作成を条件に、課外活動を再開した。顧問の負担は少なくはないものの、課外活動前中後の感染予防の指導及び対策を徹底することで感染予防が図られている（根拠資料 7-59）。2020年度は学園祭を含む学友会主催の行事を中止せざるをえない状況の中、2年生学友会執行部の学生から「学園祭を中止するかわりに、新入生に大学生になったことを実感してもらえるような歓迎会を開催したい」という希望があった。学友会が中心となり、開催方法、内容を検討し、サークル紹介を中心に3日間午

前・午後6ステージを実施した(根拠資料7-60)。そのほか、そらいろ子ども食堂でも学生たちが感染予防対策を考え、食材の配布などを通し、子どもたちや地域の皆さんと交流する機会を作るなど、学生たちが「やりたい」と思うことを可能な形でサポートした。オリエンテーションキャンプや課外活動を制限せざるをえない状況下ではあったものの、可能な範囲で学生の主体的な活動を継続することができている。

このような対策の結果、2020年12月現在、学内関係者からCOVID-19の発生はなく、感染予防と学生の自主的な活動の両立が図られているといえる。

③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部生の学生支援の適切性については、学生を対象としたアンケート調査を根拠とし、毎年度、定期的に点検・評価を行っている。

両学部において共通する「大学生活についてのアンケート」は、卒業直前の4年生(実施月：2月)と進級直後の3年生(実施月：4月)を対象として実施している。内容は、目的達成度、人間的な成長、大学生活全般、施設設備、教員・職員、授業・教育システムの観点に関する質問で構成する。(根拠資料4-21)。なお、2020年度の前期はCOVID-19による影響で登学できなかったため3年生のデータをとっていない。

回収したアンケートは学部学生委員会において分析、検討し、評議会、各学部の教授会において報告している。看護学研究科では、学生支援に関するアンケート調査は実施していないが、FD委員会が行う授業評価アンケートに学修環境や希望を尋ねる項目で学生の要望を把握している。

上記の点検・評価結果に基づく改善・向上も、毎年行っている。学生生活については、全体としては高い満足度を得ているものの、ネガティブな体験を伺わせる自由記述も散見される。こうした学生の声に基づき、学生委員会では充実した学生生活を送ることができるための方策を実施している。例えば、福祉心理学部においては、看護学部に比べてアドバイザー教員との交流が充実していないという学生の声に基づいて、前述したアドバイザーグループ活動費補助事業が企画・実施された。さらに、アンケートでは例年、学生から校舎利用に関する要望が多く寄せられている。昼食時の飲食スペースが狭いという学生の声に基づいて、1号館の飲食スペース、3号館学生食堂の座席を増やした。また、閉館時間の延長を求める声に応じ、1号館の閉館時間を図書館の閉館時間に合わせ、21:00までに延長するなど、学生の要望に対応している。

他に、学生委員会では、学生のセルフチェックシート記入率、教員からのフィードバック率を年に1回調べ、学生個々への対応を調べている。2018年度は、学生、教員双方の記入率、返信率が低かったため、学生へは記入を求める連絡、教員へは評議会、学部教授会にて学生に返信するよう依頼し、記入率は改善されている(根拠資料7-61)。2020年度からは

学生が記入しやすいように、選択回答式を取り入れたり、注意すべきキーワードを学生が記載したときに教員画面にアラートが表示されるような変更を開始し、学生の状況をよりきめ細かく把握できるよう改善している。

前述した学生支援を担当する各部署はそれぞれの支援について、問題点の抽出、改善及び向上を目指した検討を行うための定例の会議を設けている。全学的には2018年に自己点検評価中間報告終了後、外部評価委員からの指摘に基づき改善し、2020年度自己点検評価委員会で報告し、学生支援の充実につとめている。

以上、本学では学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

COVID-19への取り組みの検証は、2020年度前期には学生に対してアンケートを実施した。その結果、施設設備を使用していないのでその分の費用を求める声が散見された。学部学生委員会では、2020年度の学友会費に余剰が発生するため、一部を学生に返却することを決定した。今後もこうした訴えは続くと考えられるため、継続的に学生の声を収集し、学生が納得できる対応を行う必要がある。

(2) 長所・特色

本学の学生支援の特徴は、組織的な支援体制とアドバイザーによる支援を両立させ、学生が自主性、創造性、個性を伸ばし、充実した大学生活を送るための全学的な支援を関係部署が連携して行っていることである。大学は、学生にとって多くのサービスが利用できる一方で、誰に相談したら良いか、どんなサービスが利用できるかわからないという迷いが生じる場面で本学のアドバイザー制度は身近な相談窓口となっている。そして、各部署へ繋ぐ架け橋的役割を担い、修学、生活、就業力育成と進路支援についてきめ細かい対応を実施するための主軸を担っている。

また、中期目標の活動課題 3.人とのつながりを促進する課外活動、課外教育プログラムの改革と強化、4.キャリアセンターによる地域と協働するキャリア教育実践体制構築に則り、学生の学外での活動を支援しているのも本学の特徴である。キャリアセンターでは、地域と協働したキャリア教育実践に向けたインターンシップ型キャリア教育プログラムを通して、地域との繋がりの中で自らのキャリアを考える機会を創出している。ボランティアセンターは、学生がボランティア活動の意義を自ら考え、実践できるよう支援し、中でも学生がセンターの運営にも関与しているのは先駆的な取り組みである。社会連携センターでは、県内の企業との協力体制を構築し、地域の人びととの繋がりの中で学生が主体的に活動し、その成果を自ら確認できるように支援している。

COVID-19に対しては、健康管理センター、教務委員会、学生委員会が中心となり、学生の身体面、心理面、経済面への支援を実施できている。この中でも学生の状況把握と問題の抽出におけるアドバイザーの役割は大きく、開学以来アドバイザーが学生支援における役割を担ってきた経験の蓄積が活かされたといえる。学生に対しては、感染予防並びに学修に関する様々な連絡が行われるが、アドバイザーがこれらの連絡を個々の学生に伝えることができていた。遠隔授業実施期間中に心身の体調を崩した学生からの合理的配慮の希望

がアドバイザーを通して申請され、前期の履修を予定通りに終えている。

このように、様々なサポートを学生が利用できるように配慮していることは本学の強みであり、現在の COVID-19 下における状況において有効に機能しているといえる。

(3) 問題点

学生支援に関する問題点として、合理的配慮を必要とする学生の増加が挙げられるが、これは教職員からの周知により、申請が増加した現れである。現在、支援内容は、申請に基づいて学生委員会が中心となり、アドバイザー、教務委員長、健康管理センターのスタッフを含めたメンバーで審議している。学生の希望は、面接や診断書などを通じ最大限配慮しているものの、修学、生活支援に関わる単発な支援が行われているのが現状である。学生が充実した学生生活を送るには、修学・生活・就業力育成と進路支援が連携し在学中の支援を行い、さらに卒業後に社会で自立するための総合的な支援体制を整える必要がある。

ほかに、本学ではアドバイザー制度を活用した修学支援、生活支援を行っているが、アドバイザーの質を向上させるための取り組み及びその検証は今まで行われていない。そのため今後はこれらを計画的に実施する必要がある。また、新任のアドバイザーや複雑な問題に対応するアドバイザーを支援する体制を整えることも必要である。

両研究科においては、学生支援を評価するための組織的調査が行われてこなかったため、今後は定期的の実施し、大学院生に対するより良い支援に繋げることが課題である。

(4) 全体のまとめ

本学では、学生支援に関する中長期目標・中期計画を定め、これに基づいた学生支援の基本方針を定め、これらに沿ってすべての学部・研究科において、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送るための支援を実施しているといえる。

修学支援では、アドバイザーが学生の個性や能力を把握し、それに合わせた指導を行うとともに、出席状況の確認、成績不振者への指導等の修学支援を行っている。また、自主的な学習を支援するために1人1台のノートパソコンの配布やWi-Fi設備、図書館を整備し、学修環境も整えている。生活支援では、アドバイザー、キャンパスライフサポート室及び学生相談室による相談機能を充実させている。奨学金や学費減免制度などにより学生が安心して学業に専念できるよう支援を行っている。ハラスメントへの相談体制も整え、これを周知している。また、学生が充実した課外活動を実施できるよう支援体制を整えている。進路支援と就業力育成では、キャリアセンター、ボランティアセンター、社会連携センターを設置している。単なる就職支援に留まらず、地域と協働するキャリア教育、学生によるボランティアセンターの運営、地域の企業との協働などさまざまな形で社会との繋がりを感じながら自分の進路を考えられるための仕組みを創出している。障がいのある学生に対しては「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針」を定め、学生生活全般に渡る配慮を適切に行っている。

問題点としては、合理的配慮が必要な学生に対する支援体制が十分とはいえないことが挙げられる。これについては、各支援（修学支援・生活支援・就業力育成と進路支援）が連携すると同時に、卒業後の社会での自立を目指した支援体制を整える必要がある。ほかに、アドバイザーの質を向上させるための取り組み、アドバイザーを支援する体制及びその検証を計画的に実施する必要がある。また、両研究科における学生支援を評価するための組織的調査を定期的実施し、大学院生に対するより良い支援に繋げることが課題である。

COVID-19 への対応は、大学からの種々の連絡等を確実に伝えると同時に学生の直面する困りごとなどの抽出にアドバイザーがうまく機能し、適切な対応に繋がっている。また、学生の登学禁止期間においても、可能な対応を実施して必要な支援を行っている。

以上、本学はアドバイザー制度を活用しながら、修学支援、生活支援、就業力育成と進路支援、障がいのある学生への支援を行い、学生が自主性、創造性、個性を伸ばし、充実した大学生活を送ることができるための支援を適切に行っていると判断する。

今後もより学生一人ひとりに合った支援ができるよう組織的な支援とアドバイザーによる支援を両立させ、学生生活を充実させるための支援を継続していく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、長・中期目標・計画の基本項目「組織・運営基盤」に「キャンパス内の学習・居住・運動環境整備」を、「教育（教学）」に「教学の質的転換促進による質保証」を、「研究」に「外部・内部の競争的研究費の獲得による教育・研究の推進・強化」を課題として掲げ、活動計画を明示することで、教育研究環境整備を図っている（根拠資料1-7）。

また、本学は、併設の新潟青陵大学短期大学部と同一キャンパス（水道町キャンパス）にあることから、校舎等の整備は、両大学協議のもと、実施する必要がある。現在、水道町キャンパスは、以下の方針とコンセプトのもと、再整備が進められている（根拠資料8-1【ウェブ】）。

■キャンパス再整備方針

- ・ これからの時代の変化を見据えた学びの場、研究の場
- ・ 学生と教員との繋がり、友との語らいの場の創出、地域に開かれた場の創出
- ・ 魅力ある空間が学園の新たな価値を生み、他との競争力を高め更なる発展へと繋げていく

■コンセプト

学生が主体的に学ぶ環境整備

- ・ 図書館を学びの中心に
- ・ ラーニング・コモンズをはじめとする諸室設置による学びの多様化
- ・ アクティブ・ラーニングに対応した双方向を可能とする講義室

快適で安全・安心な施設

- ・ 将来を見越した建築計画
- ・ 快適な学生生活の場の創出
- ・ 誰もが学べる配慮

風致地区にふさわしく、市民に開かれたキャンパス

- ・ 大学と共に歩んできた緑の継承
- ・ 市民に開放する空間の創出、災害時の避難場所
- ・ 大学の「顔」の創出

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

新潟青陵大学は、新潟青陵大学短期大学部と同じキャンパスにあり、校地は新潟青陵大学短期大学部と共用している。キャンパスは、水道町キャンパス（中心校地）と立佞キャンパス（屋外運動場）の2カ所あり、校地46,615㎡、校舎21,019㎡は大学設置基準面積を十分満たしている（大学基礎データ表1）。

水道町キャンパスは、新潟市の中心部の新潟西海岸公園（風致地区）内に位置している。交通の利便性についても極めて良好であり、最寄り駅であるJR越後線白山駅より徒歩15分、JR新潟駅からは市内循環線バス（10～20分程度の間隔で運行）で約20分、最寄りのバス停である松波町1丁目より徒歩4分である。2007年より、本学からの申し入れにより、JR新潟駅から隣接する市営マリニピア新潟水族館へのバス路線（循環線）が変更され、新潟青陵大学前バス停が設置された。この路線は、水族館の営業時間に合わせて運行されていることから学生の通学・下校時間とほぼ一致しており、学生の利便性はさらに増した。2017年3月からは、JR白山駅から新潟青陵大学までの専用便（青陵ライナー）も朝の通学時間帯に運行されることとなり、通常の料金の半額で本学前まで乗ることができるようになった（根拠資料8-2【ウェブ】）。

主要な建物は2017年4月に供用を開始した1号館、及び3号館から6号館、体育館を含め6棟で、全館冷暖房（体育館は冷房のみ）を完備している。校舎には、学科共通で使用する一般教室に加え、アクティブ・ラーニングに特化した講義室も3室整備し、必要に応じて連結して大教室としても使用可能としている。また、1号館2階にあるプレゼンサークル（フリースペース）及び図書館ラーニング・コモンズにも組み合わせ自由なアクティブ・ラーニング対応の机といすや可動式の小型ホワイトボードを複数設置し、ディスカッション等を行いやすくすることで、学生の自主的な学習を促進するための環境を整えているほか、各学科・大学院の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う実習室、実験室、演習室、大学院生及び大学院研究生のための研究室等を設置している。特に大学院臨床心理学研究科においては、日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定校として必要な施設設備を、看護学部においては法令に定める看護師等養成施設の基準、福祉心理学部においては、法令に定める介護福祉士及び保育士養成施設の基準に基づき、それぞれ施設設備の整備を行っている。これらの各室には、各学科の教育課程に基づいて授業を行うためのAV機器、備品等を設置しているほか、全館・全域において無線LANによりネットワーク接続ができる環境を整備している。また、1号館には学生へのアンケート調査から得られたニーズに基づき、各階にテーブル（通常型、カウンター型）とイス、ベンチを分散配置し、個人からグループまで、学生

の居場所づくりを図っているほか、カウンターテーブルには席ごとに電源コンセントを整備するなど、学生全員に無償貸与しているノートパソコンを使用しやすい環境を整えた。なお、キャンパス内は全面禁煙となっている。運動施設は、体育館（1,710㎡）、6号館1階に体育実技室及び立佝キャンパスに屋外運動場（野球場）を設置している（大学基礎データ表1、根拠資料8-3）。

校舎は、バリアフリー化への対応も含め、すべての校舎についてエレベーター（車椅子用操作ボタン付き）、スロープ・身障者トイレなどの対応を整えている。また、水道町キャンパスは、比較的平坦ではあるが随所に起伏のある丘陵地にあるため、各校舎との接続は階段に頼らざるを得ない部分もあり、これまでのキャンパス再整備により各校舎のバリアフリー化は完了したが、引き続き各建物間の接続改善を図っているところである。また、キャンパス再整備の過程で、学務課・福祉系実習支援室、キャリア支援課、健康管理センター（保健室）、キャンパスライフサポート室（学生相談）、ボランティアセンター、学友会（学生自治会）といった、学生の学習・生活支援に関わる施設・部門を4号館1階に集約し、そこにさえ行けば用事が足りるという体制を整えた（根拠資料8-3）。

本学では、様々な背景をもつ学生、教職員が過ごしやすさを感じられるような学内の環境作りについても対応を進めている。2020年には、LGBTs（セクシュアリティ・マイノリティ）の学生、教職員及び学外利用者が気兼ねなく着替えたり、トイレを利用したりできるよう、学内すべての多機能トイレ（全4か所）に、チェンジングボード（着替え用足板）を設置し、更衣可能なことがわかるよう、入口にハンガーのピクトグラムを表示した。

設備に関しては、教職員に業務用パソコンを配布するとともに、学内 LAN も全域に整備し、教務システム、図書館検索システム、ウェブ申請システム、大学ポータルサイト（N-COMPASS）、eラーニングシステム（Moodle 等）、クラウド上の学習支援システム（Google Workspace）、eポートフォリオシステムを授業や学校運営のために活用している。学生全員にノートパソコンを貸与（卒業時に贈呈）、学生・教員に貸し出し可能な iPad130 台、民間検定試験用コンピューター教室（PCL 教室）を用意し、学内全域で無線 LAN を安定して使用できる環境を整えている。また、eラーニングシステムやロイロノート・スクール、クラウド上の学習支援システムにより、インタラクティブな授業の実施も可能となっている。さらに、2020 年当初からの COVID-19 への対応として、同時双方向のオンライン授業ができるようにビデオ会議システム Zoom を全学生・全教員が利用できる環境を整えた（根拠資料 8-4、8-5）。

上記したコンピューター、ネットワーク、及びシステムを、学生及び教職員が使用する際のサポートを行うために、1号館2階にコンピューターヘルプデスクを開設している。コンピューターヘルプデスクには、技術職員1人、事務補助職員2人がおり、月曜～金曜の8時30分から18時までの間、カウンター及び電話、メール等で、学生・教職員の対応に当たっている。具体的なコンピューターヘルプデスクの業務は以下の通りである（根拠資料 8-4）。

- ・学内サーバ、ネットワーク、システムの管理
- ・学生貸与 PC を含む学内コンピューター、プリンタ等の故障対応
- ・コンピューター、プリンタ等に関する質問対応
- ・コンピューター、プリンタ等の操作方法のマニュアル作成
- ・コンピューター周辺機器の貸し出し

施設設備・物品管理については、「学校法人新潟青陵学園経理規程」(根拠資料8-6)、「学校法人新潟青陵学園固定資産管理規程」(根拠資料8-7)に基づいた処理を適切に行っている。

施設設備の維持管理は、「学校法人新潟青陵学園組織規程」(根拠資料8-8)に基づき、事務局財務課が担当し、修繕・維持・管理の発注等を行っている。日常的な施設設備の維持管理は、用務職員が点検・軽微な補修等を行っている。また、館内は清掃職員が毎日清掃し、館内を清潔に保っている。法令に基づく給水設備・消防設備等の巡回点検、空調設備・昇降機設備等の設備機器定期点検業務や環境衛生管理業務及び特定建築物定期検査などは、外部の事業者による業務委託しており、特に学校環境衛生基準に係る点検結果については、衛生委員会に報告され、結果を検証している。なお、講義室等のCO₂濃度については、2020年10月度の衛生委員会において、学校環境衛生基準に基づく基準(1,500ppm以下であることが望ましい)より厳しい基準である、ビル管理法に基づく基準(1,000ppm)を採用することとし、その基準を最も厳しい利用状況において達成するよう積極的に取り組むことが決定され、学内に周知された(根拠資料8-9)。

教室設備のAV機器や什器は、学務課が担当し、定期的に点検を行い、必要な保守・機器の更新を行っている。情報処理、ネットワーク関係の保守・管理にあつてはコンピューターシステムセンター(CSC)の専門職員が担当し、必要に応じて外部事業者との連携をとっている。さらに図書情報の保守・管理にあつては、図書館職員がこれを担当し、外部事業者と連携を取り、操作及び運用並びに障害発生時の出張サービスに関する支援を得ている。これらにより、施設設備を適切に管理している。

防災対策については、災害発生時対策マニュアル要綱(根拠資料8-10)に基づき「緊急時対応マニュアル」(根拠資料8-11)を毎年作成、新潟青陵大学消防計画に基づき自衛消防隊を編成し、定期的に全教職員及び学生が参加する避難訓練を実施し、防災に対する意識の高揚を図っている。「緊急時対応マニュアル」は、2020年度より、紙媒体を廃止し、N-COMPASS上に掲載することで、学内外からいつでも最新版のマニュアルが閲覧できるようになった。避難訓練は、2012年度より火災とともに地震をも想定した避難訓練としたが、海岸部に近いキャンパスであり、2017年に新潟市の津波ハザードマップが更新され、浸水想定が上方修正されたことから、緊急時対応マニュアルには津波発生時の対応を付記したが、津波への対応訓練も検討が必要である。なお、最も海に近い3号館については、近隣に海水浴場や市営プール・水族館など、多くの一般市民が訪れる場所があることから、新潟市の指定津波避難場所として安全に寄与している。また、心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内2か所に設置し、いつでも使用できるよう維持管理するとともに、教職員を対象として使用方法を含めた救急法についての講習を実施している。

防犯対策については、授業期間中の平日は、警備会社に不定期の校内巡回を依頼している。夜間・休日の警備は警備会社に機械警備による管理を委託しており、教職員証による入退館システムも導入している。火災の発生や校舎への侵入者がある場合は、発火地点や侵入箇所の確認と警察との連携体制をとっていることに加え、警備職員を配置し、定期的に巡回も行って万全を期している。また、学生には、鍵付のロッカーを全員に貸与しているほか、体育館・体育実技室には、ダイヤルロック式の貴重品ロッカーを設置している。

なお、本学の建物耐震化状況については、耐震性のある建物の割合（耐震化率）は100%である（根拠資料8-12【ウェブ】）。

情報セキュリティ対策として、個人情報については「学校法人新潟青陵個人情報保護に関する規程」（根拠資料8-13）、「学校法人新潟青陵学園プライバシーポリシー」（根拠資料8-14）を整備し、「情報セキュリティ基本規程」（根拠資料8-15）を2014年4月1日から施行した。

2017年度の情報化推進委員会において新任教員向けN-COMPASS&情報セキュリティポリシー講習会を開催。情報セキュリティポリシーの遵守状況チェックについては、情報化推進委員が担当部署のファイルを確認するという形態で実施している（根拠資料8-15、8-16、8-17）。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備していると判断できる。

施設・設備全般におけるCOVID-19への対応としては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づき学生の入構に備えて感染予防の観点から学内設備を点検し、玄関へのサーマルカメラ設置、各講義室等への消毒用アルコール配置、授業終了後の消毒、学生食堂・事務室等へのパーテーションの配置、感染防止行動啓発のための各種表示等を行ったほか、設備工事として手洗い場の増設、トイレにおける自動照明器具・自動水栓の設置や蓋のない便器への蓋取り付け等を行った（根拠資料8-18）。また、講義室、実習・演習室、事務室等について、機械換気による換気量の実測値から、十分な換気量を確保したうえでの収容可能人数を算出し、各室の状況に応じた換気の方法を提案することで、厳冬期における学習環境の確保と感染防止の両立を図った（根拠資料8-19）。

ネットワーク・ICT環境等におけるCOVID-19への対応としては、同時双方向のオンライン授業ができるようにビデオ会議システムZoomを全学生・全教員が利用できる環境を整えた。また、オンデマンドでの遠隔授業のためには従来から利用されてきたeラーニングシステムやGoogle Workspaceなどがその利用頻度を大幅に増すことになるが、全教員がこれらのオンライン授業用システムをスムーズに使用できるようマニュアルの整備を行った（根拠資料8-20）。また、学生全員にノートパソコンを貸与し、普段よりN-COMPASSを中心に各種連絡や登録、課題提出等を行うとともに、シラバス、学生便覧等の電子化を進めるなどICT環境の整備と学生の機器活用能力の向上に努めてきたことは、COVID-19下での遠隔授業等のスムーズな実施に大きく寄与した。

③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

・ 学術情報へのアクセスに関する対応
・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館の運営については、毎年図書館委員会において、教職員が連携して運営方針や予算配分を検討したうえで、学生の学修成果の向上を第一に考えて資料を収集し、講習会や初年次教育授業を通じて、学生が生涯にわたって主体的に学ぶ力を身につけられるように利用者教育を行っている。

資料の収集の面では、シラバスに掲載されているテキストや参考書を中心に、学科別に担当を決めて図書課職員が学習に必要な資料を積極的に選書して図書館の蔵書を構築している。また、より授業や学習に必要な資料を収集するため教員からの推薦も強化している（根拠資料8-21、8-22）。

収集した資料は、学生が学習に必要な資料を探しやすくするためにブックツリーを中心としたランチA・B・C・Dの4つのコーナーに学部学科の分野別に配架している。ランチにはシラバス掲載のテキスト・参考書、雑誌も分野別に配架し、入門書を集めたKeyBookコーナーを作ることで、より学習に必要な資料がすぐに手に取ることができるようにしている。また、各ランチは貸出・閲覧の利用頻度によって配架を見直し、図書館委員を中心とした教員が定期的にチェックし、学生の学習に最適な資料が配架されるようにしている（根拠資料8-23）。

利用者教育の面では、図書館職員が教員と連携をして情報リテラシー教育を実施している。1年生では初年次教育にあたるスタディスキルで「大学図書館での情報収集」の授業を担当し、図書館の利用方法やレポート作成のための情報収集の方法についてレクチャーしている。また、3年生には卒業研究のための文献検索のガイダンスを実施し、データベースを使った文献検索の方法やRefWorksを使った文献管理の方法を学ぶ講習会を実施して、4年生になる前に効率よく卒業研究を進めるためのスキルを身に付けられるようにしている。（根拠資料8-21、8-24）この他にも、図書館内にスタッフや学生、教職員が薦める資料を展示するコーナーを設けたり、学生・教職員・学外利用者がお互いに資料を紹介し合う「まちライブラリー」を設置したりして、学生の読書の促進も図っている。

図書館の施設は2017年4月に新校舎（1号館）に移転し、面積は1,621㎡（1階1,326㎡、2階294㎡）で旧図書館の約1.5倍の広さとなり、収容できる蔵書数も約15万冊に拡張した。これによって、課題であった書架の狭隘化も解消し、Learning Commons等の学生の多様な学習ニーズに対応できるような設備と機能を備えた図書館となった。1階は個人学習（知識・情報の収集）を中心とする従来の図書館機能を備えた「Library」で、通常の閲覧席の他に静かに学習できるエリアや学習個室を設置し、集中して学習ができるようになっている。また、同じく1階の「Media Commons」では、雑誌や新聞、視聴覚資料、デジタル資料といった様々なメディアから情報を得ることができる。2階はグループ学習（知識・情報の共有）を中心とするエリアとして「Learning Commons」が設置されている。館内の閲覧・学習用の座席数は1階が174席、2階が64席となっている。

「Learning Commons」には図書館職員が2階サービスカウンターに常駐し、学生の資料や情報の探し方等のサポートを行っている。また、学生の情報処理教育を担うコンピューターシステムセンターの相談窓口であるコンピューターヘルプデスクも併設され、学生が授業や学習で使用しているノートPC等に関するサポートを受けられる体制を整えている（根拠資料8-25）。

図書館の職員については、専任職員3人、非常勤職員2人の合計5人を配置し、そのうち3人が司書資格を持って専門的な図書館業務にあたっている。

開館時間については、学生のニーズに応じて平日は8時30分から21時まで開館し、土曜日にも9時30分から17時まで開館している。また、定期試験、国家試験前については、日曜・祝日も開館日を設けている。時間外開館の部分については、業務委託を導入することで安定的に開館ができるようになっている。

資料はICタグによって管理され、入退館ゲートとの連携による資料の無断持出しの防止だけでなく、蔵書点検作業の効率化、閲覧履歴の取得等が可能となっている。また、サービス面ではカウンターでの貸出返却処理のスピードアップ、自動貸出機によりサービスの向上につながっている。入退館ゲートはセキュリティの強化だけでなく、利用者の身分別の入館者数の把握と、入退館両方の認証を導入することで滞在時間も把握でき、学生の図書館の利用動向の分析に活用している。

学習や研究を効率良く進められるように、施設・設備面だけでなくインターネットで様々なサービスが利用できる環境も整えている。貸出状況や貸出履歴の確認、借りている資料の延長、購入してほしい資料のリクエスト、図書館にない資料の相互利用などがすべてインターネットで依頼できるようになっている。また、電子ジャーナルや電子ブックなどの電子資料や雑誌論文データベース、辞書事典データベース、新聞記事データベースなどのデータベースを導入し、学生は自分のノートパソコンから、教員は研究室のパソコンからアクセスできるようになっているだけでなく、学外からアクセスできるようにリモートアクセスサービスも提供している。また、冊子体の図書館の所蔵資料と電子資料をまとめて探すことができるディスカバリーサービスを導入して、学習や研究に必要な資料への効率的なアクセスを確保している（根拠資料8-21）。

他大学・関係団体との図書館ネットワークへの参加については、日本図書館協会、私立大学図書館協会、私立短期大学図書館協議会、日本看護図書館協会等の図書館関係の各種団体へ加盟し、会議や研修会等の参加を通じて、職員の資質・スキルの向上や最新情報の収集と共有に役立っている。国立情報学研究所のNACSIS-CAT・ILLに参加して目録作成業務の効率化と所蔵していない資料の取寄・提供を行い利用者サービスの向上を図っている。また、電子ジャーナルの契約交渉のための大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）や機関リポジトリを提供するためのオープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）に加盟している。

社会貢献、研究支援の一環として学術論文等の学内の研究成果を新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部機関リポジトリに保存しインターネットで公開している。2020年3月末時点で「新潟青陵学会誌」「新潟青陵大学短期大学部研究報告」「新潟青陵大学大学院臨床心理学研究」等の学内刊行物や科研費報告書を中心に927件が登録されており、アクセス数は27,937件、ダウンロード数は164,649件であった（根拠資料8-26）。

1993年から図書館を一般市民にも開放し、卒業生や修了生だけでなく、地域住民の方から看護師等の専門職の方まで幅広く利用されている。図書館が新しくなってからは登録者数が前年比2倍に増え、特に卒業生・修了生の利用者が増えるとともに、専門職ではない地域の方々の利用も増えている（根拠資料8-27）。また、新潟県内の大学図書館の連携で、新潟県内の大学生については、学生証のみで利用ができるようになっている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、適切に機能していると判断できる。

図書館におけるCOVID-19への対応としては、2020年2月に新型コロナウイルスの感染拡大防止のため本学でも入構制限が開始されたことに伴い、図書館も3月から一般利用者の図書館利用を中止し、4月に緊急事態宣言が出されてからは図書館を休館にした。5月の前期遠隔授業開始以降は、開館時間を9:00から17:00に短縮し、日曜・祝日に加えて土曜日にも休館とした。学生は予約制で図書館に来館できるようにして来館者の把握と人数制限を行い、利用については資料の貸出や複写のみで閲覧席等の学習スペースの利用は中止した。また、来館できない学生には郵送による資料の貸出サービス（送料・返送料学生負担）を提供した（根拠資料8-28）。

2020年7月に学内の危機管理レベルがレベル2からレベル1に移行してからは、学生も予約せずに利用できるようにして、学習スペースも利用できるようにした。

2020年10月の後期授業開始後は、開館時間を8時30分から18時まで延长了。また、館内の閲覧席についても前期は利用できなかったLearning Commonsについて、テーブルに飛沫対策用パーテーションを設置して利用可能にした。これによって、利用できる座席数を59席から102席に増やして、後期の学生の利用に対応した（根拠資料8-29）。

図書館職員が教員と連携をして行っている情報リテラシー教育においては、教員が遠隔授業の中で使用できるようにオンデマンド配信用の動画を作成し、学生も自宅で動画を参考に適宜学習が進められるようにした（根拠資料8-30）。

本学図書館では、以前からデータベース、電子ジャーナル、電子ブック等のデジタル資料を積極的に導入し、リモートアクセスを通じて学外からも利用できる環境を整えていたため、新型コロナウイルス感染拡大防止のための学生の遠隔授業や教職員の在宅勤務に対応することができた。

④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学では、中期目標の基本項目「研究」に「教育、地域活動にも繋がる実践的研究の推進」を掲げ、「外部・内部の競争的研究費の獲得による教育・研究の推進・強化」、「学術集会、学術誌への教育・研究成果の公開」を課題とし、この実現のため、研究環境の整備を行っている（根拠資料 1-7）。

また、2013 年度より学長の指示のもと、全教員に科学研究費補助金に主ないし副で申請することを求めることとした。この方針は、2019 年度より就任した現学長にも引き継がれ、大学評議会で伝達されており（根拠資料 8-31）、2021 年度より導入される新しい教員評価制度における評価項目と目標設定にも「②研究活動：継続的に科研費等外部資金に応募すること。」と定められた（根拠資料 8-32）。

教員の研究費については、授業を進めるにあたって必要な消耗品等は、事前に校費としての予算申請を行い、各学科で協議、最終的に学長による決裁で施行されている。したがって専任教員の個人研究費（一般研究費及び研究旅費）は、「新潟青陵大学個人研究費規程」（根拠資料 8-33）により職制に応じて措置し、各自の日常的な研究活動の推進に当てられ、研究活動の推進を図っている。また、本学教員が共同して、また学外研究者と共同して学術研究することを促進するため「新潟青陵大学共同研究費規程」（根拠資料 8-34）に基づき経費助成を、学長裁量経費より出版助成及び教育実践研究に係る経費助成を個人研究費とは別に行っている。

外部資金については、毎年科学研究費獲得のための講習会等を開催しているほか、前述の学長の方針に伴う支援策として、科学研究費補助金申請のための萌芽的研究支援の側面を持つ学部共同研究費における若手研究者の優遇や、科学研究費取得経験のある教員を学長がアドバイザーとして委嘱し、申請者の書類作成支援を行うシステムを導入し、支援に努めている。2018年度からは、地元の国立大学法人新潟大学が行っている研究支援トータルパッケージ（RETOP）（根拠資料 8-35）に参画し、研究支援や外部資金に関する情報収集等の業務を新潟大学と一部共有している。このように業務の効率化・負担軽減を目指す支援を受けることでさらなる外部資金獲得支援に努めている。また、外部資金獲得活動の更なる活性化を計るために、前述の共同研究費規程においては、若手を研究代表者とするグループに優先的に助成することとし、共同研究費助成グループに対しては、積極的に外部資金申請に取り組むことを期待することを明文化している。

専任教員のための研究室は、「新潟青陵大学・新潟青陵短期大学部 個人研究室規程」（根拠資料 8-36）により、准教授以上は個人研究室を、助手・助教は共同研究室を使用し、教育研究の拠点としている。研究室には、机、椅子、書架、固定電話機、デスクトップパソコン等の基本的な備品や希望に応じて学生とのミーティングテーブル・椅子を法人で用意し、障害・傷病等による特殊事情による機能性の高い備品を希望する場合も理事長の許可を得て校費で整備している。

また、「勤務についての指針」（根拠資料 8-37）により、週5日の勤務日のうち1日を自宅（学外）研修に充てることとしているほか、春期・夏期・冬期休業期間においては、助教以上は特に許可を要しないで、助手については指導教員承認のうえ学長の許可を得て自宅（学外）研修を認め、研究の推進のための研修時間を確保している。

ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）については、教員からの要望があれば採用しているが、大学院が修士課程までの設置となっていることに加

え、看護学研究科においては学生の大部分が社会人であること、臨床心理学研究科においてはカリキュラム上学生の時間が取れないことなどから、学部の授業においては、上位学年の学部生が担当（スチューデント・アシスタント（SA））することがほとんどであることもあり、規程等の整備はされていない。

以上のことから、教育研究を支援する環境や条件をおおむね適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できるが、スチューデント・アシスタント（SA）については、その活動が学生の成長に資するべく体制整備を検討する必要がある。

⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、「新潟青陵大学における公的研究費の管理・運営に関する基本方針」、のもと、「新潟青陵大学における研究者の行動規範」「新潟青陵大学における公的研究費の使用に関する行動規範」、「新潟青陵大学公的研究費取扱規程」、「新潟青陵大学・新潟青陵短期大学部公的研究費使用ルール—2020年度版—事務局企画課」「新潟青陵大学における公的研究費の管理・監査体制」、「学校法人新潟青陵学園における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」、「新潟青陵大学不正防止計画推進部門規程」、「新潟青陵大学研究費内部監査部門規程」、「2019年度新潟青陵大学における公的研究費不正防止計画」を策定し、責任体系を明確化して研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止に努めている（根拠資料8-38【ウェブ】）。

コンプライアンス教育については、研究倫理及び公的研究費の管理・運営に関するコンプライアンス教育実施計画（根拠資料8-39）に基づき事務担当者が教授会にて特定不正行為（捏造・改ざん・盗用）の禁止、公的研究費使用ルールの概要、他大学における不正使用事例の紹介と注意喚起、不正使用に対するペナルティの説明等を行い、理解度をチェックテストにて確認しているほか、日本学術振興会が公開している「研究倫理 eラーニング」に登録、受講することとしている。

学部学生・大学院生には、入学時オリエンテーションでリーフレット「学生も知っておきたい研究活動についての約束事」（根拠資料8-40）を配布し、理解を促している。

これらの研究倫理に対する基本的な理解を前提として、教員が人間を被験者又は対象とする研究を行う場合には、研究の遂行に先立ち、研究申請書を学内審査機関に提出してその承認を受ける必要がある。研究倫理に関する学内審査機関としては、2007年度より新潟青陵大学倫理審査委員会規則を整備、倫理審査委員会を設けて審査を行っているが、2014年に文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学的研究に関する倫理指針」及び「ガイダンス」（平成29年6月一部改訂）」が示されたことから、2019年1月に、従前の新潟青陵大学

倫理審査委員会規則を廃止して新たに「新潟青陵大学研究倫理審査委員会規程」（根拠資料8-41）を制定、委員会の名称を「新潟青陵大学研究倫理審査委員会」に改めるとともに、研究倫理審査申請書類を改定した（根拠資料8-42）。

研究倫理委員会は、（1）医学・医療の専門家等、自然科学分野の有識者、（2）倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者、（3）研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者5人以上の男女両性をもって構成され、本学に所属しない者複数名を含むものとされており、現在2人の学外の専門家を加えている。委員会は、提出された研究計画書の内容を公正に審査して、その可否を判定するとともに、必要に応じて申請者に問題点を具体的に指摘し、修正指導を行っている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

現在、中期目標及び水道町キャンパス再整備計画に基づく整備を進めている。特に再整備計画に基づき建設された新校舎（1号館）については、その建設にあたり、現状の分析を行うとともに各部門より広く意見を聴取し取りまとめ、建設を行った。また、通常の学内の教育研究等の環境については、学生生活や教員の教育研究活動において発生する様々な課題について、毎年3年進級時と卒業時に実施している学生満足度調査や教職員からの要望に基づき教学側が法人に報告し、随時整備を実施することでその課題に対処してきた。さらには、2020年4月より、校舎の使用状況の確認と効率的な使用方法を探るため、「スペースプロジェクト」と称し、学長が学部長、研究科長とともに選択的に建物の点検を行い、修復、空間の有効利用等の指示を行う取り組みを開始しているが、併設の新潟青陵大学短期大学部と校舎を共用していることから、大学だけでなく短期大学部と連携した教育環境の適切性の検証についての定期的な点検・評価については、十分に行われてきたとは言えない。

以上のことから、教育研究等環境に関する改善・向上に向けた個別の取り組みを行っているものの、その適切性についての定期的な点検・評価は十分には行えておらず、点検・評価の仕組みを早急に整備し実行する必要があると判断できる。

（2）長所・特色

キャンパス再整備計画に基づき建設された1号館や同館図書館は、図書館利用統計や学生満足度調査からも高い評価を得ている。

教育研究に関する人的支援についても、1号館2階 Learning Commons の運用開始にともない、専属の学習支援スタッフを配置する等、学生の学習環境の整備の充実を図り、教育

の質的向上を推進している。

ICT 設備に関しては、学生全員にノートパソコンを貸与し、それらのパソコンが大学内全域で無線 LAN に安定して接続できる環境を整えている。教員に対しては、教育・研究用パソコンを研究室に設置し、また、各種教育・研究用システムが安全に使用できる環境を整え、円滑な教育・研究活動が実施できるよう努めている。(根拠資料 8-5)

2017 年 4 月に開館した新図書館は、個人学習、グループ学習等の学生の学習ニーズに対応できるように多様な学習スペースを設置し、学生が自分の学習スタイルに合わせて場所を選び学習を進めることができるようになっている。資料についても、司書と教員で学生の学習に必要な資料を選定し、受け入れた資料は分野別配架を中心として、レベルや目的別の配架を併用することで、学生が学習に必要な資料を探しやすくしている。また、図書館の利用方法、資料や情報の探し方を図書館職員が授業に直接関わって指導を行っている。

これにより、新図書館は旧図書館の入館者数は約 4.5 倍に増え、貸出冊数は前年比約 20% アップした。2020 年 3 月で開館から 3 年経過したが、同様の数値を維持することができている。また、図書館の地域開放が定着し、専門職を中心とした学外利用者の利用が多いのも特徴である(根拠資料 8-27)。

(3) 問題点

避難訓練については、全学生・教職員対象の避難訓練をこれまでの火災への対応に加え、津波への対応訓練がなされていないことから実施を検討する必要がある。

スチューデント・アシスタント (SA) については、その活動が学生の成長に資するべく養成について体制整備を検討する必要がある。

教育・研究用 ICT 設備をねらったサイバー攻撃は年々巧妙になってきている。また、在宅勤務が増える中で情報の可用性と機密性を確保するシステムが必要となっている。これらの情報セキュリティについて検討する全学的な体制作りが必要である。

資料の選書において司書の選書の割合が高いため、教員の選書を促進してより授業と結びついた資料の選定を行う必要がある。

「Learning Commons」は多くの学生に利用されているが、学生が主体的に学び成長する場とするためには、図書館職員、コンピューターヘルプデスク職員の他に、レポートの書き方等の学習方法を総合的にサポートができる専門のスタッフが必要である。

電子資料の導入をしているが、遠隔授業でも使用できる電子ブックについてはまだまだタイトル数が少ないため、今後も資料の充実と提供環境の整備が必要である。

機関リポジトリについては、登録し公開されている論文のほとんどが学内刊行物に掲載されたもので、学外の雑誌等に掲載された論文の登録が 45 件にとどまっているため、大学としてオープンアクセスの推奨や義務化することを検討する必要がある。

キャンパス再整備計画に基づき整備された校舎等については、図書館の利用状況調査や毎年 2 年次と卒業時に実施している学生満足度調査によりそのコンセプトの妥当性が確認されているほか、学長等による各建物・設備の点検も開始されているが、建物を共用する併設の短期大学部と連携した学内の教育環境の適切性の検証に係る定期的な点検・評価は十分とは言えない。

(4) 全体のまとめ

本学における教育研究等環境の整備は、長・中期目標・計画及び各年度の事業計画に基づき各担当部署の取り組みにより維持・向上されており、その機能を果たしているが、今回の点検・評価で教育・研究支援、セキュリティ等の面でいくつかの問題点も明らかになった。また、全学的、また同一キャンパスにある短期大学部と連携した定期的な点検・評価についてはこれまで十分に実施されてきたとは言えない。

今後は、今回の点検で明らかになった問題点について対応を進めるとともに、大学・短期大学部に共通する教育研究等環境については学内理事会で、大学における教育研究等環境については大学評議会において、その適切性について成果指標の設定を含めて定期的に検証する仕組みを整えていく。

以上のことから、大学基準に照らして軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる段階（評定基準「B」）であると自己評価する。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

本学では、社会連携センター、ボランティアセンター、臨床心理センターがセンターとして社会連携・社会貢献を担っており、また、国際交流委員会、図書館の取り組みもその役割を担っている。

社会連携センターは、「だれもが主役になれる地域社会とその担い手の育成」を目指して次のような取組を行っている。1)大学の知的資産を地域に活かすために、一般市民向けの公開講座や専門職向けの講座の企画・運営を行う、2)地域の企業・団体及び地方自治体との連携事業を行う、3)新潟市内七大学で構成される「新潟都市圏大学連合」を通して、地域についての教育を他大学と連携して行う、4)県内大学等と共同で採択された文部科学省補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（2015～2019年度）における本学の取組の中心的役割を担い、後継事業の企画運営に携わる、という活動である。

ボランティアセンターは学生が社会的活動を通して豊かな人間性を培うことを目的として、多様な組織との連携を広げながら、ボランティア活動の推進を行っている。

臨床心理センターは心理面談を実施し、地域住民の臨床心理的健康の維持向上に資する活動を行っている。

国際交流委員会は海外の大学と協定を結び、様々な交流活動を展開し、その一環として交流先でのボランティア活動や本学における留学生と地域住民との交流等を通じ、その成果を地域に還元している。また、図書館は市民開放を実施することによって、大学の知的財産を広く地域に還元している。

①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

大学は地域住民に知識や教養を広め、また地域住民は何からの課題解決を大学に求めるという「上から目線」で社会貢献が語られることが少なくなかった。しかし、大学は地域住民とともに解決されるべき課題に取り組み、また地域に伝わる知識や教養を「共有財産」とすること、それが今日における「社会貢献」である。新潟青陵大学は「建学の精神」「教育の理念・目的」のもと、「本学が目指す学園の姿」を定めている。その中で、「2. 本学園は学生及び地域社会を顧客とし、顧客満足を徹底している。」と謳い、地域社会との連携・協力の方針を掲げ、社会連携、社会貢献活動を展開している。

本学の理念に基づいて、社会連携センターは以下の経緯で設置された。2015年に社会連携・社会貢献を推進するため、前年度までのエクステンションセンターを廃止し、新潟青陵大学と短期大学部合同の地域貢献・社会学連携委員会を新設した。この委員会は学園理事長を

責任者とし、大学及び短期大学の学長、副学長、学部長等の重要な役職にある教員によって構成されており、その委員会の下部組織として、社会連携・社会貢献を推進するための「地域貢献センター」（発足時、2018年に「社会連携センター」と改称、以下社会連携センターと記す）を設置した。こうした組織構成を取ったのは、1)社会連携・社会貢献が大学・短期大学部にとって極めて重要な使命であること、2)社会連携・社会貢献のあり方は流動的であり、どのような方針で進めていくかについて年度毎に全学園でその方向性や内容を確認ないし変更する必要があること、3)社会連携センターはその委員会の方針の下で社会連携・社会貢献の業務を遂行すべきであるという理由である。そして、2018年の地域貢献・社会連携委員会において「地域貢献センター」はその名称を「社会連携センター」に変更した。これは同センターが「今後の取り組みとして地域と共に学ぶ大学としての立場をより明確に打ち出し、“大学から知を発信する”のみならず、“地域社会から大学が学ぶ”という双方向のベクトルを持つものへと転換しさらなる発展を目指す」（根拠資料 9-1）という理由からである。

社会連携センターの、大学の理念に基づいた方針は以下のように適切に明示されている。

学校法人事業計画書において、「地域貢献センター」の拡充・進展をめざす。具体的には、

(1) 公開講座及び特別受講生制度に基づく公開授業数及び受講生数の増加、(2) 新潟都市圏大学連合を核とした、地方自治体・地元産業界等との包括連携協定の更なる締結と事業進展、(3) 文部科学省からの受託によるCOC+事業（「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」平成27年度採択）参加校との連携強化と地域社会における本事業の積極的展開、(4) 新潟市委託事業である「関屋・白新圏域支えあいのしくみづくり会議」事務局事業の展開、以上4点を踏まえ、「だれもが主役となれる地域社会とその担い手の育成」をめざす。」と明示し（根拠資料 2-27、9-2）、大学ウェブサイトにて公開をしている。

ボランティアセンターの設置経緯は次の通りである。

本学は開学以来、社会との連携を目的にボランティア活動の推進を図ってきたが、東日本大震災での全学的なボランティア活動がきっかけとなり、2013年度より改めてボランティアセンターの方針を整備、強化し、学生の主体的な活動を推進する役割を担う学生ボランティアコーディネーターの養成に着手した。2015年度学部分離時に新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部共通センターとなり今日に至っている。

ボランティアセンターの方針は以下の通り適切に明示されている。

学校法人事業計画書において、「学生が興味や専門知識を活かして、社会貢献やボランティア活動を積極的に展開するために「ボランティアセンター」を中心とし、多様な組織と連携しながら活動展開する。学生は自ら考えて学び取る力を養い、地域の活性化にも貢献する。」と明示し（根拠資料 2-27、9-2）、大学ウェブサイトにて公開をしている。

多様な組織との連携という方針の意味は、本学のボランティア活動が国内外の諸団体や個人との交流を進め、本学が持っている知やネットワークを社会と共に活用するような仕組みを作る必要があることを踏まえたものであり、そのためには、大学は社会により開かれ、そのネットワーク形成において、それぞれの人や機関を結びつける役割を果たすことが期待されているということを示したものである。

臨床心理センターは、臨床心理学研究科の附属機関として、2016年4月に開設し以来、相談活動を実践している。活動にあたっては大学の建学の精神である「実学教育」をこころ

の側面である臨床心理の立場から支えることのできる人材養成のための実習を行い、これにより地域住民の臨床心理的健康に資することを目的としている。このことは、臨床心理センター規程第2条にも、「臨床心理学の研究と実践及び臨床心理士の養成のため、本学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻の大学院生に対する教育訓練の実習機関であり、その活動を通して地域住民の臨床心理的健康の維持・向上に資すること、あわせて、来談者に対する心理相談サービスの提供、及び、調査研究活動を目的とする」と定められている（根拠資料 9-3）。

国際交流については、本学の「長・中期目標・計画（平成27年度～平成33年度）」に示される基本項目 VII. 「国際交流」で「看護・福祉・心理学分野のグローバル化への対応」を掲げ、「1. 海外の大学間協定締結拠点大学との国際学術交流促進」を推進している（根拠資料 1-7）。

以上のことから、社会連携センター、ボランティアセンター、臨床心理センターはそれぞれ本学の建学の精神に基づき、社会連携・社会貢献の基本方針を定め、事業計画書、センター規定に明記しており、社会連携・社会貢献の基本方針は適切に明示されていると判断できる。

②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学の社会連携・社会貢献の方針は、「長・中期目標・計画（平成27年度～平成33年度）」において、「基本項目VI. 「社会連携と生涯学習」」の中で「看護・福祉・心理学などの分野と関わるステークホルダー※との協働による地域振興・活性化（※学生、教職員、地域住民、行政機関、関連する諸団体・機関）」であるとし、「1.本学の社会連携活動を“第三の使命”と明確に位置づけた活性化」「2. 教育・研究の積極的発信と教職員の教育・研究の活性化」「3.ステークホルダーとの協働・連携強化による地（知）の拠点形成」を推進することで、二学部が連携し、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得と明示されている（根拠資料 1-7）。

社会連携センターは、この活動拠点として大きな役割を担っている。

代表的な事例には以下のものがある。

・「公開講座複線型」の導入

公開講座の専門性を高めるための方策として複線型の公開講座の定着を目指し、2016年度より、教員個人企画による公開講座に加え、社会連携センターによる企画講座を取り入れ「ふわりとつむ新潟青陵インクルージョン講座」を実施し、2016年度 621名、2017年度 196名、2018年度 195名、2019年度 495名、2020年度 40名（コロナ禍のため1回の

企画)と多くの市民の参加をえている(根拠資料 9-4)。本学の専門性を明確に打ち出した公開講座の展開を行うことは社会連携センター発足当時(発足時は地域貢献センター)からの課題であり、多様な人々が当たり前の生活を地域社会で営むための条件である「インクルージョン(ふわりとつつむ)」をキーワードとして企画されたものである。ヒューマンライブラリー(2018年度～)もこのような考えからインクルージョン講座として位置付け実施しているものであり、この企画は新潟県より2019年度には国民文化祭の事業委託(100万円の県予算)を受けて実施され、県との関係強化の役割をも担っている。

また、本学は多様な分野の研究者が教育研究を行っており、センター企画の講座として市民に成果を還元できないものも多い。それについては従来通り教員個人企画による公開講座の開設を並行的に実施している。後者の企画は、新潟国際情報大学、新潟薬科大学と2018年度に締結した連携協定(SKY(S:青陵 K:国際 Y:薬科)と称している)に基づいた取り組みとしての公開講座の共同開催で実施することとした。本学の専門性を重視した学内公開講座では対象とならない専門性を持つ教員にとっては、あらゆる専門分野を対象とするSKY連携校講座が自身の社会連携の場となり、本学単独で開催する公開講座よりも広く市民に研究成果を還元することが可能となった。

以上のように、公開講座複線型の実施は充実してきている。

・地方自治体との包括連携協定の更なる締結と事業進展

東蒲原郡阿賀町と2015年3月25日に包括連携協定を締結。

本協定では、地域創生を目指した教育・研究・社会貢献活動において包括連携及び協力し、学生の社会人としての汎用的能力の養成と、地域創生・活性化に寄与することを目的としています。本学として地域創生を目指した教育・研究・社会貢献活動に関わる次に掲げる事項について連携し取り組みを進めている。

- (1) 地域と学生の交流に関すること。
- (2) 地域と教員・学生の教育・研究・社会貢献に関すること。
- (3) 地域創生、教育、文化に関すること。
- (4) 阿賀町新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部サテライトキャンパスに関すること。
- (5) 地域の情報収集・解析・還元に関すること。
- (6) その他、両者が必要と認めること。

連携協定締結後、看護学部ではこれまで県内の複数地域で実施していた地域看護に関わる保健師実習の一部を阿賀町での集中実施を行い、町内での高齢者世帯と関りを持った活動を行っている。

また、福祉心理学部ではこども発達サポートコース4年生の保育士実習の総括とし保育実践演習科目を阿賀町にて実施している。福祉行政、子育て支援、地域における現代的課題についての現状分析、考察、検討を行い、問題解決のための対応、判断方法等について学びを深めることを目的としている。高齢化の進展が著しい阿賀町での学びを得ることが出来る学生と少子化対策についての情報交換を望む阿賀町とのニーズが一致した活動となっている。(根拠資料 9-5)

・地元大学との連携による事業展開

2015年6月11日、本学が代表校として新潟都市圏大学連合（新潟県立大学、新潟国際情報大学、新潟青陵大学、新潟薬科大学、敬和学園大学、事業創造大学院大学、新潟青陵大学短期大学部）が発足し、新潟市と包括連携協定を締結した。これは、専門性の異なる中小規模大学が相互に連携し、更に新潟市と包括連携協定を締結することによって、人材育成や地域福祉などの分野で地域活性化に貢献するとともに、新潟地域の魅力を活かした国際交流活動に寄与することを目的としている。地方創生の動きが本格化される中、専門性の異なる大学が協働することによって可能となる「地域におけるヴァーチャルな新しいタイプの総合大学」を目指し、「地域ビジネスに貢献する人材認定制度」や「生涯学習を行う新潟コミュニティカレッジの運営」などの5項目で連携を図り、在学生や社会人、地域住民の方々にとってメリットのある取り組みを展開している（根拠資料9-6）。2018年には新潟都市圏大学連合が企画した『みなとまち新潟の社会史』（諫山正、高橋姿、平山征夫監修、新潟日報事業社）が刊行された。これは、地域志向科目の教材として参加大学が共通して採用できるものとして企画されたものであり、新潟県立大学、新潟青陵大学、新潟青陵短期大学部では地域志向科目の教科書として使用されており、また、市民公開講座のテキストとしても使用されている。

・地元企業との連携に基づく事業展開

2017年度入学生との面談がきっかけとなり、学生とのミーティングを繰り返す中で学生からのフリーペーパー事業が自発的に提案された。この事業には専門とする企業との連携が必要である。新潟日報社が学生との連携事業を模索していたので、他大学の学生にも参加を求める連携事業としてフリーペーパー「Ricerca」制作という事業を実施することとなった。当初12名の学生が企画素案を作成し、2018(令和元)年度のスタートに併せ活動学生の募集を実施した。最終的には第1号制作には長岡造形大学：4名、青陵大：15名、青陵短大：2名の学生が関わり同年10月発行となった。2019年度に第2号発行、2020年度はコロナ禍の影響で、来年度発行を目指す打合せを行うと、順調に継続している。本事業の推進を契機に連携事業への関心を寄せる学生が現れ、以降の共同事業時のエンジンの役割を果たす中核的なメンバーが誕生し、継続的な活動が可能となっている。

・「地方創生推進事業（COC+）『「ひと・まち・しごと」創生を循環させる NIIGATA 人材の育成と定着』での取り組み

新潟大学を事業推進代表者とする文部科学省2015年度地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）『「ひと・まち・しごと」創生を循環させる NIIGATA 人材の育成と定着』について、参加大学として事業のひとつである専門人材認定制度の担当責任校となっている。事業3年目には西堀ローサ内に設置した学生活動拠点の利用促進策の一環として前期集中講義である「地域ミッションインターンシップ」の会場として運営の他、定期コンサートの開催、新潟市保健所と連携した市民向け講座の開催等実施。年間利用者数は2017年度、学生：817人、市民他：1,400人、計2,217人、2018年度、学生：527人、市民他：777人、計1,304人、2019年度学生：286人、市民他：275人、計561人であった（根拠資料9-7）。

また同事業において、看護師向け学びなおしプログラムを実施している。新潟県内における潜在看護師は10,000人とも言われるが、これまでの復職支援プログラムは医療機関への復職を前提としたものであった。本プログラムでは高齢者ケアや高齢者ケア施設での就労に関心があり、定年退職後の再就労を考えている看護師を対象としたフォローアッププログラムとなっている。参加者は2015年度12人、2016年度16人、2017年度25人、2018年度61人、2019年70人である（根拠資料9-8、9-10）。

・「関屋・白新圏域にかかる支え合いのしくみづくり会議運営のための事務局設置事業受託」

本学の周辺にある関屋・白新圏域にかかる支え合いのしくみづくり会議運営のための事務局設置事業（「関屋・白新圏域における第2層の生活支援体制整備事業」）を新潟市中央区から2017年3月に受託し、事業展開を進めている。地域の抱える課題の洗い出しとその対応策を検討する事業であり、本学の研究成果を反映した知の拠点としての役割が期待される事業である（根拠資料9-10）。

ボランティアセンターでは、本学の「長・中期目標・計画（平成27年度～平成33年度）」に示されている「基本項目V.「学生支援」の中期目標：充実し安心できる学生活動の保証」の「1.ボランティアセンターにおける関連活動拠点拡充と情報交換等による人材育成推」の中核として活動している（根拠資料1-7）。

本学は研究教育活動を通じて、社会への貢献、社会との接点を強く意識してきた。その姿勢は、多様な社会との連携を積極的に図りながら、本学の研究教育活動を社会に還元する活動を推進していることにもあらわれている。本学では、多様な社会との連携活動を「ボランティア活動」と捉え、保有する知的資源、社会的要請等を踏まえ、積極的に取り組んでいる。代表的な事例には以下のようなものがある。

・「学生ボランティアコーディネーター“ぼらくと”」の育成

学生ボランティアコーディネーター“ぼらくと”は、ボランティアセンターの一員として責任と主体性を持って活動を行い、学生がチームとして、本学の特色を活かし学生と地域をつなぐ活動を実施している。学生の立場から、ボランティアや地域活動をしたい学生へ活動やイベントを紹介し、ボランティアや地域活動に参加するためのきっかけづくりを目的とし、課外プログラムの企画運営に携わり現在では児童養護施設でくらす子どもたちを対象に子ども夢基金などから助成金を獲得し、体験活動の提供などを実施し、社会課題への感度と解決策の実践をしている。また、新潟県内学生ボランティアネットワーク“N-Connection”を主導し、学生同士の交流から学び合い、ボランティア活動による地域活性化、他大学間の連携強化、情報交換、スキルアップ事業を展開し、県内の学生の中核となっている（根拠資料9-11）。

・「国立妙高青少年自然の家」、「国立磐梯青少年交流の家」との包括連携協定

同事業の実施、人材育成等について連携・協力することが定められ、ボランティア活動等を通して培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤に、緊密かつ組織的な連携・協力体制の充実を図り、自然の中での活動等を通じた社会貢献及び教育研究の発展に寄与する

ことを目的とし、「国立妙高青少年自然の家」とは2015年5月12日に、「国立磐梯青少年自然の家」とは2017年5月15日に包括連携協定を締結した（根拠資料 1-11【ウェブ】）。多くの学生が、ボランティア活動等を通じて、連携先事業に積極的に参加し、多様な体験活動を経験することで、確かな指導力、実践力を身につけ、着実に成果を得ている（根拠資料 9-11）。

・「日本財団学生ボランティアセンター」と「学生ボランティア活動推進に関する協定」を締結
本学と日本財団学生ボランティアセンターが学生ボランティア活動推進に関して、相互に協力・連携を行い、学生の活動の発展に寄与することを目的に2017年7月1日に締結した。この連携により各種事業への相互交流が生まれてきている（根拠資料 9-11、9-12）。

・「メンタルフレンド活動」を主管

2007年度に文部科学省現代GPプロジェクトで採択された「メンタルフレンド活動による地域福祉展開」で開発された学生参加型のトータルケアのシステムを継続的に主管し、地域における放課後支援や長期入院児童などを学生自らが積極的に支援をしている（根拠資料 9-11）。

・「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部青年赤十字奉仕団」を主管

開学以来青年赤十字奉仕団は結成されていたが、途中途絶え、2014年にボランティアセンターにより再結成され、現在防災や災害救助など多方面に渡る活動を展開している（根拠資料 9-11）。

・「新潟ローターアクトクラブ」との連携

青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々のあいだによりよい信頼関係を推進する為の機会を提供することを目的としたローターアクトクラブに2013年より関係を持ち、現在まで多くの学生が「新潟ローターアクトクラブ」に入会し活動を展開している（根拠資料 9-11）。

・「そらいろ子ども食堂」の運営

2016年10月15日、本学の学生や新潟県立大学の学生など学生13人が運営する子ども食堂「そらいろ子ども食堂」が白新コミュニティハウスで始動。子どもに無料又は安価で食事を提供する「子ども食堂」のオープンは新潟市中央区内では初めてのものとなった。また、学生が運営する子ども食堂の開設は新潟県内で初めてで、日頃の、学びとボランティア活動のコラボレーションから生まれた展開である（根拠資料 9-11）。

臨床心理センターの相談活動は次のように行っている。まず、活動内容や開室日時などをまとめたリーフレットを作成し、医療や教育、福祉等の各関係機関に毎年郵送している（根拠資料 9-13、9-14）。これにより、関係機関への周知を図り、心理面接が必要と思われる方を当センターに紹介していただいている。このうち、医療機関からの紹介で臨床心理センタ

一に来談された方については、医師からの紹介状を持参してもらい、適切な情報把握に努めるとともに、来談時の様子や今後の予定などの情報をお返しし、医療との連携を図っている。

このような取り組みを進め、臨床心理学的観点からの地域貢献の場として、多くの地域住民に利用していただいている。過去5年間の利用実績を振り返ると、2015年度の相談件数は2,222件（うち新規受付にあたる受理面接82件）、2016年度の相談件数は1,845件（うち受理面接82件）、2017年度の相談件数は1,793件（うち受理面接81件）、2018年度の相談件数は2,201件（うち受理面接73件）、2019年度の相談件数は2,175件（うち受理面接71件）であった。年を追っての相談件数の増加は、地域社会に臨床心理センターが周知され必要があることの証左と考える（根拠資料9-15、9-16）。

国際学術交流の代表的な事例には以下のものがある（根拠資料9-17【ウェブ】）。

・韓国コットンネ大学との交流

韓国コットンネ大学と2010年11月22日に交流協定を締結し（根拠資料9-18）、それ以来、（2020年12月15日時点で）コットンネ大学からの研修旅行受入を5回（基本的に隔年）、本学学生のコットンネ大学への研修旅行を4回（基本的に隔年）、コットンネ大学学生や関係者と本学学生との合同でのフィリピンにおけるボランティア活動を10回（基本的に毎年2回）実施している。また、共同研究や、互いの大学の学術的集会への研究者の派遣、互いの文化活動への講演・演奏者の派遣、学長の相互訪問等の活動を実施してきた。なお、2016年3月に交流協定の更新を行っている。

ただ、2020年度はCOVID-19の影響で、2020年7月に予定していたコットンネ大学からの研修旅行の受け入れ、2020年9月に予定していた本学学生のコットンネ大学への研修旅行、2020年8月と2021年1月に予定していたフィリピンにおけるボランティア活動を中止することとなった。

・中華人民共和国北京師範大学珠海分校との交流

中華人民共和国北京師範大学珠海分校と2018年3月27日に短期プログラム協定を締結した（根拠資料9-19）。これに基づき、北京師範大学珠海分校が2018年7月に本学において短期研修プログラムを実施し、日本語の研修及び日本文化に対する理解を深める研修を行った。

以上のことから、社会連携センター、ボランティアセンター、臨床心理センターはそれぞれ本学の基本方針に基づき、各種事業を行い、社会連携・貢献の取り組み、並びに教育研究成果の還元を適切に行っていると判断できる。

③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携センターは理事長を委員長とし、大学・短大の学長、副学長、学部長、学科長、各センター長を構成員とする「地域貢献・社会学連携委員会」の下部組織として位置付けら年1回委員会を開催し、事業内容及び進捗、成果について点検評価を行う体制となっており、評価を踏まえた改善策については、「地域貢献・社会学連携委員会」にて審議し、対応策を効果的に実施、推進する体制を構築している。同委員会で点検評価され、作成された運営方針に基づき、社会連携センターでは事業を遂行しており、具体的な事業遂行に関する点検については、センター長を中心に大学及び短大の各学科から選出された委員と特任研究員を構成員とする社会連携センター会議を毎月第2火曜日に開催し、運用事業の進捗及びについて点検評価を行い、事業実施の改善を行っている（根拠資料9-20、9-21）。これとは別に、全学の自己点検・評価委員会に自己評価を提出して点検を受けており、また、これは学外の委員による外部評価も受けている。

ボランティアセンターはセンター長を中心に各学科から選出された委員、学生ボランティアコーディネーターの代表委員を構成員とする「ボランティアセンター運営会議」を月に1度開催し、多方面から本学のボランティア活動について点検評価をする体制を構築している。また2017年度からは連携先等からも評価してもらい関係性の改善向上を目指すために3月に活動報告会を全学的に開催している。その結果、2015年度は依頼数309件907名、2016年度は320件940名、2017年度は依頼数336件1,136名と着実に活動実績は増えている。中期目標に掲げた活動拠点拡充、学生の活動数は増えてきている状況である（根拠資料9-22）。このことは、2014年度に非常勤職員として採用していたセンター専従の職員を2016年度に正職員として採用した成果でもあると捉えることもできる。以上のことから数値的に着実に成果が出てきていることから取り組みは適切である。

また、2018年度に実施した中間評価の問題点で、教職員自らがボランティア活動に参加するという、「社会貢献・ボランティア活動への参画」をしていく体制構築の必要性が指摘された。体制を強化するべく運営会議等で協議を重ね、必修科目である「地域連携とボランティア」科目内での全学的なボランティア活動の施行実施、近年多発する自然災害への災害ボランティア活動等に教職員が進んで参加している状況が出てきている。このことから適切に問題点を克服しつつ、体制構築が進んできている状況である。

調査研究活動の一層の推進についても、学術的活動を推進するべく、2018年11月に「第21回日本ボランティア学習学会 in NIIGATA」を本学としてホスト開催し、大きな成果を挙げることができた。さらに2019年度より協議を重ね、2020年度入学生に「ボランティア活動等に関する調査」を実施した。その結果、大学入学前の活動状況、ボランティア活動に対する意識、今後やってみたい活動、大学の支援の関わり、過去の体験とボランティア活動・社会貢献活動の実施状況との関係、社会を生き抜く資質・能力とボランティア活動・社会貢献活動の実施状況との関係などについて、本学の特徴を見ることができたので、今後のボランティアセンター運営に反映させるべく、協議を開始していることから、中間評価における問題点も着実に達成しつつある。（根拠資料9-11、9-23、9-24）

臨床心理センターの活動については、臨床心理センター長や複数の教員、並びに非常勤カウンセラーによる連絡会議を毎週行い、日頃の臨床心理センター運営に関する情報共有や対応が必要な事例の検討を行っている。加えて、臨床心理センタースタッフの教員で構成される運営委員会を毎月開催し、連絡会議で上がった事項のほか、1か月の来談総数や収入等

の情報を共有し、必要に応じて運営の方針について検討している。また、地域のニーズを鑑みた活動ができるよう、意見交換を行いながら適宜対応の見直し・検討を行っている（根拠資料 9-25、9-26）。

国際交流に関しては、各学科・研究科から選出された委員を構成員とする「国際交流委員会」を月に1度開催している。本学の国際交流講演会、海外研修旅行、海外大学の研修受入等の国際交流活動に関しては、終了後直近の国際交流委員会において反省・評価を行い、それに基づき改善・向上のための提案を行っている。ただ、2020年度はCOVID-19の影響で、学生の行き来のある国際交流事業が全て中止となった。その中でも、アメリカにおいて訪問看護ステーションを設立された本学のリボウィッツ学長による国際交流講演会だけは実施した（根拠資料 9-27、9-28）。

以上のことから、社会連携センター、ボランティアセンター、臨床心理センターはそれぞれ定期的に委員会又は外部委員等からの点検を受けると共に、事業毎にアンケートをとるなど、評価体制を構築し、改善に取り組んでおり、適切な点検・評価を行っていると判断できる。

（2）長所・特色

本学では大学、短大それぞれのセンターの下部組織として委員会を設置し運用している。しかし社会連携センターについては、学内組織上、唯一の新潟青陵大学と短期大学部合同の委員会組織（「地域貢献・社会学連携委員会」）の下部組織として位置付けており、その結果として大学、短期大学部双方の社会連携、社会貢献活動を一元管理し、一体となって各種の取り組みを推進出来る体制となっている。

ボランティアセンターは、センター設置規則により学生ボランティアコーディネーターもセンター運営に意思決定に参画できる由一の学内組織である。このことは、学生が意思決定に参画できる仕組みだけではなく、社会と繋がる学生を育てる観点からも重要で、さらに検証を進め改善すべきところは改善しながら、今後、さらにこれらを効果的なものとなるようにしていくことが急務であり本学の特色の一つともなっている（根拠資料 9-23）。

臨床心理センターは本学の教育研究内容に即して設置されたセンターである。本センターは教育研究上必要なセンターという役割を果たしているばかりではなく、多くの地域住民の相談を受けるなど、本学の特色を活かした社会貢献活動をも担っている。

国際交流としては、数は少ないが海外の交流協定を締結している大学とは、毎年学生及び教員の活発な文化的及び学術的な交流を継続している。また、学生と教職員の国際的な視野を広げるために、毎年海外で活躍する人の講演会を開催している。

（3）問題点

社会連携センターについては、中間報告において1)社会連携・社会貢献への教員参加の推進、2)学生と共働した連携企画事業の推進、3)教員の研究分野を活かした公開講座の充実、4)連携校、自治体等の関係強化という問題点をあげた。その後、(2)でのべたように、フリーペーパーなどの連携事業の取り組み、公開講座複線型の充実、『みなとまち新潟』の刊行

などを行い、問題点は改善されつつある。他方、COC+事業でジョイントベースの利用状況が低迷したということから、連携事業を市中心部で展開する問題点も明らかになった。社会連携・社会貢献を進めていく際に、自治体や他大学との連携が重要であることから、実施についてのさらなる改善を図る必要があると思われる。

ボランティアセンターについては、「ボランティア活動がもつ教育的な効果をねらって、授業に組み込みたい」と考える教職員も多い。しかし、実際には「大学教育」と「ボランティア活動」の関係についての整理が十分になされていないため、大きな意識の違いで混乱が生じている。教育プログラムとしてボランティア活動を推進するのであれば、活動した学生や彼らが関わった地域からの協力要請を教職員自らが受け入れたり、学生からのフィードバックに刺激されたりして、教職員自らがボランティア活動に参加するという、「社会貢献・ボランティア活動へ参画」していく体制が必要である。学生への効果のみならず、教職員の意識向上を通じての全学的な取り組みも課題となってきた。また、事業計画書において掲げている調査研究活動のより一層の推進が求められている現状もある。

本学の国際交流の課題としては、語学の堪能な専従職員がおらず、委員となった教員の語学能力や海外経験、国際的ネットワークによって活動が制限されるということが挙げられる。これに対し、語学に堪能で国際経験のある職員から国際交流担当となってもらうことを検討する。また、今般の COVID-19 の影響を鑑みると、今後はオンラインによる国際交流の実施方法を検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

社会連携・社会貢献という「第三のミッション」は、地域社会で活躍する学生を輩出するという本学設立の理念にあらかじめ盛り込まれている。そのうえで、「現状説明」として記述したように、社会連携センター並びにボランティアセンターは中長期計画に即した活動を展開し、確実に成果を出しており、また、臨床心理センターは大学の特色を生かした社会連携・社会貢献活動を展開してきており、国際交流委員会は、看護・福祉・心理学分野のグローバル化に対応し、海外の大学との交流、海外で活躍する人の講演会を開催している。

今後は、長所として記したように、それぞれのセンター、委員会では本学の特色を活かした活動をさらに充実させていく。すなわち、社会連携センターにおいては、大学、短期大学部双方の社会連携、社会貢献活動を一元管理し、一体となって各種の取り組みを推進出来る現体制をさらに活用することで、地域社会の多様なニーズに対応できる領域を深化・拡大を実現していく。ボランティアセンターでは学生主体のセンター運営について、これを一層有効なものとするべく、2021年度までに教育プログラムとしての学生ボランティアコーディネーター養成システムを構築し、第三者による成果の検証、科学的な成果の検証を続けていくことで、本学の教育方針・教育目標のさらなる実現に努めていく。臨床心理センターは体制を拡充しより多くの市民の相談に対応できるよう努めていく。国際交流においては交流大学の拡充、オンラインによる国際交流の実現を目指す。

他方、問題点としては、各センター、委員会のこうした取り組みの多くは教職員の通常業務への「上乗せ」でなされており、継続性という観点から、研究・教育活動との有機的連携をこれまで以上に深める必要がある。これは大学全体の課題であり、全学的課題として取り

組んでいく。また、ボランティアセンターではボランティア活動を通じて社会に寄与できる学生の育成が急務の課題となっており、これについては全学的課題として早急に改善すべく、2021年度までに定期的に研修会などを丁寧を実施し、センターとして改善を図る予定である。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

新たな時代に向けて先行きの予測が困難で複雑に変化する現代社会において、大学は主体的にこの新たな課題に対応する必要がある。少子高齢化問題一つを取っても、18歳人口減少による入学定員確保問題に繋がる等の影響がある。文部科学省は、学長のガバナンス強化と教学強化推進、大学教育の質的転換、高大連携、キャリア教育、グローバルとローカル化への対応、地方創生、PDCAサイクルによる自己点検評価と内部質保証等と、矢継ぎ早に大学の改善・改革を求めている。

本学においても、2010年の本学設立10周年を機に、高度専門職業人の育成を目指した大学院看護学研究科を新設し、看護福祉心理学部（看護学科、福祉心理学科）を2学部（看護学部と福祉心理学部）3学科（看護学科、社会福祉学科、臨床心理学科）に分離改組した。同時に、大学の理念、目的、他のポリシーの全体的な統一を図り、「こころの豊かな看護と福祉の実践」を大学の理念、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の目的、「生命尊厳・人間尊重」を教育上の理念、「国民の健康と福祉を支える実践的な人材を培う」を教育の目的とした。

このような学内外の多様な社会のニーズや学問の進歩に、受身ではなく半歩先に先行して柔軟な対応が可能なシステム構築が、強く求められている。これを受け、ビジョンは大学の地域の「知」の拠点づくりとし、長期的にはイノベーションセンターづくり、中期的には「新潟青陵学」を育てるプラットフォームづくりと、その立つ位置を明確にした。これは、進行中の文科省の大学教育の質的転換を目指す新方針に沿い、本学の看護学、福祉学、心理学を協働して教育できる特徴を踏まえた教育の基本的な考えへと繋がる。地域の「知」の拠点として2学部が連携し、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」の醸成・獲得を目指し、新たな3つのポリシーも含む教育イニシアティブ（学位授与ポリシー（DP）、教育課程の編成ポリシー（CP）、入学者受入れポリシー（AP）、教育の質の向上（QC））を進めている。

長・中期目標・計画では、活動基本項目として、7項目（「組織・運営基盤」、「入試」、「教育（教学）」、「研究」、「学生支援」、「社会連携」、「国際化」）を定めた。「中・長期計画」（2015年6月12日第1回 自己点検評価委員会・教学改革推進会議で承認）を策定し、本学ウェブサイトに掲載している（根拠資料1-7）。これらの基本項目に沿って、学部、研究科、事務局と、それらに属する各種委員会の諸活動を、PDCAサイクル方式を毎年繰り返して内部質保証を推進・履行する方式も併せて導入した。期間は2015年度から開始、2017年度までの活

動を中間評価し、本年度（2020年度）最終評価を実施するとともに、次期中期計画を策定中である（根拠資料10-1-1、10-1-2）。

【長期目標】（2015年度－2020年度）

- ・地域の看護・福祉・心理分野のイノベーションセンターとしての大学とする。

【中期目標】（2015年度－2017年度）

- ・「新潟青陵学」を育てる教育・研究・社会連携プラットフォーム・ホームを形成する。

【長・中期目標基本項目及び中期活動課題】

基本項目Ⅰ.「組織・運営基盤」の中期目標

このように、本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するための大学運営に関する方針を、本学の内部質保証の基本方針に位置づけつつ適切に学内外に周知していると判断できる。

②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

管理運営体制は、「新潟青陵大学学則」、「新潟青陵大学大学院学則」、「新潟青陵大学組織規程」等により適切に運営している。（根拠資料2-3、6-4、10-1-3）

学長の選任は、「新潟青陵大学学長選任規程」（根拠資料10-1-4）による。学長の職務と権限は「新潟青陵大学組織規程」において「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定めている。（根拠資料10-1-3）

学長以外の大学の管理運営に従事する者の選任に関する規程等は「新潟青陵大学副学長選任規程」（根拠資料10-1-5）「新潟青陵大学学部長等選任規程」（根拠資料10-1-6）の通りであるが、学長、学部長、学科長の選出においては候補者の選考委員会を組織し、教学側の意向が明確に反映されている。また、その権限も「新潟青陵大学組織規程」に明確に定められている（根拠資料10-1-3）。

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備に関しては、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及びそれに基づく、「学校教育法施行規則及び国立大学法

人法施行規則の一部を改正する省令」が2015年4月1日施行したことから、上記の法令の改正の趣旨を踏まえ、学長による意思決定及びそれに基づく執行体制の整備を図るとともに、教授会・研究科委員会の審議事項の範囲を定めることにより役割の明確化を図った。

大学における学長の意思決定に関わる組織としては「大学評議会」がある。また、大学運営に係る重要事項を協議する場として「大学運営会議」が、大学評議会の各学部から選出される評議員の承認と大学の教員組織に関する事項の審議並びに教学及び運営に関わる重要事項の報告の場として「全学教員会議」が置かれている。各学部には「教授会」が置かれている。これらの組織は、「新潟青陵大学学則」（根拠資料2-3）第6条～9条にその設置が定められ、それぞれの権限と責任を明確化している。大学院においては研究科に研究科委員会を置いている。これは「新潟青陵大学大学院学則」（根拠資料6-4）にその設置が定められ、権限と責任を明確化している。

大学と法人組織（理事会等）の関係であるが、理事会においては、学長、副学長が理事に、理事会の諮問機関である評議員会には、大学副学長、看護学部長、福祉心理学部長が評議員に選任され、大学の代表として法人業務の意思決定に参画して大学の意見・意思を反映させるとともに、理事会と大学の審議機関である大学評議会との連絡調整を緊密にしている。さらには、「学校法人新潟青陵学園組織規程」（根拠資料10-1-3）第2条に基づき、理事長、大学学長・副学長、短期大学部学長・副学長、高等学校長及び学園に勤務する内部理事を構成員にしている学内理事会を毎週月曜に開催し、各校の近況報告及び理事長の諮問事項について意見交換を行っている。2011年度からは、学園内の情報共有化を推進するため、大学学部長及び短期大学部学科長等の学内評議員を加えた拡大版学内理事会を毎月第1月曜日に開催している。これらのことにより、大学と法人組織間で緊密に意思疎通を図り、風通しの良い運営を心掛けている。

以上から、学校法人と大学との連携は円滑に機能し、法人経営と大学運営（教学マネジメント）は機能の分担が図られ、合理的な分業がそれぞれ実践されており、法人経営と教学のガバナンス上の問題は見られない。

学位授与機関である大学にとって、その構成員たる学生からの諸ニーズの把握は極めて重要である。この点を踏まえ、本学では毎年2年次と卒業時に「学生満足度調査」を行い、学生からの意見を集約して共有しており、予算化の必要なものについては事業計画及び当初予算等で対応している。

教員からの意見等を大学や学部の運営に反映する仕組みは、毎月定例で開催される学科会議及び教授会からの意見に対応している。また、年2回「全学教員会議」を開催しており、情報共有の機会でもあるが同時に意見や要望を受け止める機会となっている。また、大学運営会議、大学評議会、大学教学改革指針会議等の主要な会議及び委員会には事務部長をはじめ、担当事務課の課長・職員が正規のメンバーとして参加しており、それらを通じて職員の意見が大学運営に反映されている（根拠資料2-3、2-7）。

危機管理については毎年「緊急時対応マニュアル」（根拠資料8-11）を作成・公表し、災害時の対応について内容の更新と共有を図ることに加え、地震への対応も含んだ消防避難訓練やAED講習などを毎年実施している。また、個人情報の管理に関しては、法人に「個人情報保護に関する規程」（根拠資料8-13）等があり、これに基づき情報セキュリティ基本規程及び情報格付け規程（根拠資料8-15、8-16）を整備し、保護・管理を図っている。

以上のように、本学では、学長をはじめ各職を置き、教授会等の組織を適切に設けるとともに、それぞれの権限を明示しながら、適切な大学運営を行っている判断できるが、COVID-19による緊急事態宣言発出に伴い在宅勤務の実施を余儀なくされたことで、在宅勤務をスムーズに進めるためのシステムや規程等の環境整備についての課題が認識された。事業継続のための予防・初期対応・回復までを見据えた全学的なリスクマネジメントの視点からの検討は、今後の課題である。

大学運営上のCOVID-19への対応としては、教職員は学生に比して年齢が高く、また基礎疾患を持つなど、感染すると重症化する可能性が高いことから、COVID-19による健康被害を防止するため衛生委員会で感染予防の基本的な考え方や対応を取りまとめた「教職員の勤務に係る新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（根拠資料 10-1-7）を作成・周知し、危機管理レベルに応じた勤務体制を実施しているほか、予備的な決裁等についてはgoogleドライブを利用して意思決定の迅速化を図るなどしている。また、特に重症化リスクの高い教職員をあらかじめ把握し、入学試験における体調不良者の別室受験に関わる業務を充てないなど、教職員の安全と健康を第一に考えた大学運営を行っている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

各年度の予算編成は、学内理事会で当該年度の予算編成方針（根拠資料 10-1-8）を決定し、その方針に基づき、予算担当部門である財務課より経常的経費について、現在の予算編成方式を開始した2017年度より、過去（2016年度以降）の予算執行実績の平均に基づいた予算枠を各部門に提示し、原則としてその範囲内で予算要求することとしている。各部門の事業計画に基づく新規の要求事項については、経常的経費とは別に申請してもらっているが、いずれも、項目を具体的に積み上げる形での提出を求めている。各部門の予算要求が出揃ったのち、財務課が予算原案を整理し、各部門の予算要求責任者にヒアリングを実施、必要性、重要性、効率性等の検証を行った上で、法人事務局長による精査が行われる。事務局長による精査が終了した予算案は、学長・副学長の査定を受けた後、理事長による査定が行われ、各部門に予算案が内示される。その後、各部門による理事長との復活折衝（理事長再査定）が行われ、最終的に、各部門の予算要求責任者による予算編成会議が開催されて予算案が決定される。予算案は、寄附行為の規定に基づき、評議員会の意見を聞き、理事会にて事業計画及び予算が決定する。決定した予算は、財務課において予算番号を付与した後各部門へ通知される。

予算執行は、「学校法人新潟青陵学園事務決裁規程」（根拠資料 10-1-9）、「学校法人新潟青陵学園経理規程」（根拠資料 8-6）に基づき、承認された予算を各予算番号単位で執行するが、執行に当たっては、予算計上済の案件においても再度稟議決裁を要することとし、1つ

の案件で 10 万円以上の案件は 1 社以上の見積もりを、50 万円を超える案件の場合は 3 社以上の見積もりを取ることを原則として義務付け、法人事務局内で関係部署と案件内容の妥当性・執行時期について協議しながら対応することで、経費支出の妥当性、緊急性等の再チェックを行う体制としている。個別の支払いに際しても所属長の確認印押印後、財務課長、事務局次長、事務局長の確認を経て行うことで、検証のステップを設けている。また、学内 LAN 上の共有フォルダーに部門ごとに予算データファイルが置かれ、予算担当部門、予算執行部門双方から残高が確認できるようになっていることに加え、財務課が毎月次計算書類（資金収支計算書・合計残高試算表）を法人事務局長及び学長・理事長に回覧することにより、学園全体の予算の執行状況の確認を行っている。このように年度予算執行については各部門及び法人の双方で厳格に管理している。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みとして、本学では、予算編成で述べたとおり、次年度の予算要求に際して、新規事業を除いた経常的な経費については、予算担当部署である財務課が、各予算要求部門の過去（2016 年度以降）の予算執行実績値の平均をベースに、当該年度の状況を加味して調整した予算枠を示し、原則としてその枠に収まるように要求内容を検討して提出してもらっている。この方法を取ることで、経常的な経費部分の予算は、毎年の執行実態に近い形に収れんしていく。このように予算編成の段階で、実質的にこれまでの予算執行状況を分析し、検証しており、それが次年度の予算編成に反映されることになる。また、予算執行で述べた通り、配分された予算は、その執行の段階で改めて稟議決裁申請がなされ、その内容と金額、時期等の妥当性が再度確認され、予算執行による効果の確認がなされている。

以上のことから、本学においては予算の編成と予算の執行は適切に行われていると判断できる。

④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織は、「学校法人新潟青陵学園組織規程」（根拠資料 8-8）、「新潟青陵大学組織規程」（根拠資料 10-1-3）により、法人本部並びに大学事務部内の部門担当責任者、各部門の役割・責務を明確するとともに、法人及び併設の新潟青陵大学短期大学部と本学の事務を各担当課で一体的、効率的に運営できるよう組織してきた。2011 年度以降、学生対応部門においても、同一キャンパス内で学ぶ学生へのサービスの均質化・情報の共有化・効率化を企図して順次統合を進めることとし、2011 年度には就職課を統合しキャリア支援課に改組、2012 年度には教務課・学生課・入学試験課を統合して学務課とし、全課の統合が完了した。

また、本学の規模、人員、財政状況を踏まえ、最も効率よい広報体制を構築し、オープンキャンパスによる参加者、出願者数の安定的確保をしていくための資料請求・志願状況等の分析力の強化を実施するために、2017年度から学務課の入学試験部門を分離し、入試広報課を新たに設置した。また、本学には、併設の新潟青陵大学短期大学部と共通の組織である、図書館、キャリアセンター、社会連携センター、ボランティアセンター、健康管理センター、コンピューターシステムセンター、福祉系実習支援室、IR推進室が設置されているが、いずれも大学の専任教員が正又は副長として配置され、それぞれの担当課長、業務担当職員と教職協同の体制をとっている。

職員の採用にあたっては、大学を取り巻く環境の変化に対応する人材を採用するため、従来の大学職員に見られた受動型・他律型・保守型の職員ではなく、プロ意識を持って企画提案・マネジメントを行える能動型・自立型・革新型の職員を採用することを方針にしている。採用試験は、エントリーした応募者の中から書類選考を経て残った者を対象に筆記試験及び面接を実施している。面接は、一次面接・二次面接・役員面接を行い、最終合格者を決定する。一次面接と二次面接は、管理職だけでなく一般職員も加えて面接官を編成し、自らが一緒に働きたいと思う人材の選抜を心掛けている。面接実施前には、面接官対象の説明会を開催し、法人としての採用基準を周知し、目線の統一に努めている。一次面接と二次面接では、面接官の構成を変えながら、複数の視点で志望者の人間性を多角的に見ている。また、一次面接には、グループ面接を、二次面接には個別面接に加えてグループディスカッションを取り入れることで志望者の相対評価も行っている。

職員の配置については、個々の能力や適性を考慮した上で、担当部署に配属している。また、適宜、人事異動を行い、能力や適性を十分発揮できるよう努めている。昇格等に関する規程は設けていないが、日頃の仕事への取り組み、勤務成績、能力・適性等を踏まえて実施している。2013年度人事からは「新潟青陵学園事務局運営方針」及び「新潟青陵学園の事務職員に求められる資質」並びに「新潟青陵大学事務職員人事異動・昇任に関する基本方針」を定義し、基準を明確化した（根拠資料 10-1-10）。

学事に関する業務は、多岐に亘っており、また日々高度化している専門分野を担当する教員をサポートするために、各職員には一般的な事務処理能力に加えて専門知識の習得が必要となっている。キャリアカウンセラー、司書資格等業務に必要と判断された資格については、資格取得にかかる費用を本学で負担し、職員の資質向上に努めている。（図書課には司書3名（正職2名、事務補助1名）、キャリア支援課にはキャリアコンサルタント有資格者2名（正職2名）が在籍。）。また、業務量も増加傾向にあるため、業務内容の点検により、単純業務の洗い出しを行い、必要に応じてパート職員を配置して仕事に集中できる環境作りに努めている。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、隔週で開催している主幹以上ミーティングで意見交換を行い、各部局業務について共通理解を得て業務の改善・効率化に努めている。個人においては、毎年「自己評価シート及び勤務実態評価シート」を作成、所属部局の長と話し合いを行うことで、作成した個人の業務目標を所属部局の目的目標に沿ったものに修正し、その達成度を毎年自己点検・評価するとともに、所属課長と事務局長が面談を行い、目標や方向性を確認し個人のモチベーション・アップを図っている。これは、職場の上司・部下間の意思疎通の向上にも効果的である。また、課長についても、所属課の

職員が評価し、フィードバックすることにより、自課の運営の改善を図っている（根拠資料10-1-11）。

教職員は、日常的に連携し、それぞれの役割分担のもと、教学及び大学運営を行っている。大学運営会議、大学評議会、大学教学改革指針会議等の主要な会議及び委員会には事務部長をはじめ、担当事務課の課長・職員が正規のメンバーとして参加しており、それらを通じて職員の意見が大学運営に反映される組織体制を構築している。また、学生支援に必要な情報を共有できるポータルサイト（N-COMPASS）を運用することで、教職員は学生カルテや各学生の出欠状況・成績・希望資格等を随時確認し、アドバイザー教員と連携し、学生支援に活用している。

COVID-19 への対応では、「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部新型インフルエンザ等対策行動計画」（根拠資料 8-11）に基づき「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、明確な責任分担と組織体制のもとで教員と職員がそれぞれの定められた役割を果たしながら協力して感染症対策、教育研究活動の維持に取り組んでいる。特に、その中核となる「新型コロナウイルス感染予防対策運営委員会」では、健康管理センターや事務局の職員と医師・看護師・臨床心理師資格を持つ教員がチームを組み、緊密に連携しながら常に感染状況を把握・分析し、感染予防対策案を策定、対策本部会議に提案することで、本学の COVID-19 対策に大きな役割を果たしている。

以上のように、本学では大学運営に必要な事務組織を設け、教員と職員の意思疎通がはかられ、適切に機能していると判断できる。

⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、2016年に「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部SD活動方針・計画」（根拠資料10-1-12）を定め、「新潟青陵大学及び新潟青陵大学短期大学部は、その使命を果たすため、本学を取り巻く環境の変化及び高度化・複雑化する諸問題への対応に真摯に取り組む姿勢を育み、「本学が目指す教職員の姿」を達成するため、教育研究活動等の適切かつ効果的な大学運営を図るために必要な知識・技能を身に付け、大学業務の企画立案・改革改善への能力向上をとおして、大学の発展に寄与することを目的に研修を実施する。」の活動方針のもとSDを実施している。職員が自主的に研究会を組織（根拠資料10-1-13）して研修・情報共有に取り組むことに加え、FD委員会、自己点検・評価委員会等との合同研修会、職員の自主的なSD活動企画の支援のための企画募集・予算付与等を行っている。キャリアカウンセラー、司書資格等業務に必要と判断された資格については、資格取得にかかる費用を本学で負担し、職員の資質向上に努めているほか、大学院（通信制課程）進学者に対して授業料の一定額を補助することとしている。また、業務に係る学外研修等にも積極的に参加させることとしている。

東京造形大学（東京都）、中部学院大学（岐阜県）などの県外大学及び新潟市内の連携大学との継続的な交流・合同研修等、他大学の職員と積極的に交流し、他大学の取組みを積極的に取り入れるとともに、困ったときにすぐに連絡を取り、情報を得る、事務職員のセーフティーネットともいえる関係の構築に努めている。特に東京造形大学とは、2012年度より毎年交互に大学を訪問して研修を実施することで、実際に各大学の設備や組織、執務の状況等を肌で感じることで新たな気づきを得ているほか、2週間から1カ月程度の期間、職員が先方の大学で実際の業務を体験など、自大学内では得られない体験をすることができている（根拠資料10-1-14）。

学内では、毎年職員の相互理解を目的とした各課による前年度業務報告及び次年度方針発表会を行っている（根拠資料10-1-15）ほか、SDの義務化に伴い、全教職員を対象とした研修会を実施しており、2018年度に学園が発出した「健康経営宣言」、「ハラスメント防止宣言」を受け、職場内でのハラスメントについての理解を深める研修や、教職員自らが自分の所属する職場環境の改善に取り組む研修等を積極的に実施している（根拠資料10-1-15）。

COVID-19 への対応については、刻々と変化する感染拡大状況に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、危機管理レベルの見直しや、新たに得られた知見や文部科学省、厚生労働省の資料等に基づいた衛生管理についての指針の制定や見直し等を実施しているが、これらの見直し等も教職員全員がその内容を理解し、行動することが必要であり、また新型コロナウイルス感染症そのものに対する共通理解も必要である。これらのことから、本学では新型コロナウイルス対策本部会議での決定事項を速やかに全教職員に伝えるため、これまで下記のとおり5回の全教職員向けの研修をZoomにて実施している。

2020年5月25日「第5回新型コロナウイルス対策本部会議報告」

2020年6月9日「新型コロナウイルス感染症に係る大学・短期大学部合同FD・SD研修会」

2020年8月21日「新型コロナウイルス感染症に係る大学・短期大学部合同FD・SD研修会」

2020年12月11日「新型コロナウイルス感染症予防啓発のためのFD・SD研修会」

以上のように、本学では大学運営に必要なSD及び研修を実施し、事務職員の意欲及び資質向上を目的とした方策を講じていると判断できる。

⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性の点検・評価については、毎年取りまとめる事業報告において、当年度の事業計画に基づき達成できたこと、できなかったこと、継続することに分けて点検・評価

している（根拠資料 2-27）。

内部質保証の方針を 2020 年 12 月に策定し、内部質保証における大学評議会、教学改革推進会議、自己点検・評価委員会の役割も明確化するとともに、学部・専門分野ごとの定期的な外部評価の実施についても定めた（根拠資料 2-2）。

また、点検・評価項目①に記載のとおり、長・中期計画における7つの活動基本項目に沿って、学部、研究科、事務局と、それらに属する各種委員会の諸活動を、PDCAサイクル方式を毎年繰り返して内部質保証を推進・履行する方式も併せて導入している。

監査は、公認会計士による会計監査と監事による監事監査を行っている。公認会計士による監査は、年間を通し延べ 260 時間を超える監査を受けている。監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況を確認するとともに必要に応じて意見を述べるほか、適宜理事との意見交換を行っている。決算時には、各種会計帳簿の閲覧や理事会・評議員会議事録などの調査、理事や経理責任者から当該年度の事業報告及び決算概要の聴取や質疑を行い、監査を実施している。また監事は、公認会計士による期末監査終了時に公認会計士より監査結果の説明を受けるとともに意見交換を行い、会計監査担当者と監事との連携を図っている。その他、「学校法人新潟青陵学園経理規程」（根拠資料 8-6）第 9 条に内部監査が規定されており、理事長の指示により随時実施される。直近においては 2016 年 7・8 月に実施、結果が 10 月に報告された。内容は、小口現金の状況及びその取扱い並びに財務諸表に掲載されていない保有資金の状況及びその取扱いについての監査であり、内部監査人による提言に基づき、各事業体における小口現金設定額を見直し、高等学校においては請求手続きも併せて見直すことで、安全性の向上と事務負担の軽減につながった。

私学法の改正に伴い、文部科学省からも監事機能の強化が求められていることから、特に業務監査について強化するため2021年1月から新たに常勤監事1人を置くこととした。今後、学校法人内主要会議への出席（法人学内理事会、大学評議会、短期大学部教授会等）、定期的なヒアリング、法人教職員への日常的なヒアリング等を通じて法人及び法人が設置している大学等の運営の適切性についても点検・評価していく予定である。

以上のことから、本学は大学運営が適切になされているか定期的に点検・評価を行い、その結果を活かして改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

（2）長所・特色

主要な会議・委員会には職員が関メンバーとして参加し、教員と職員が協力して教学・大学運営に取り組む体制が構築されている。SD 活動については、学内のみならず、県内外の大学と積極的に連携して継続的かつ長期的に取り組み、視野を広げるとともに、困ったときにすぐに連絡を取り、情報を得る、事務職員のセーフティーネットともいえる関係の構築に努めている。

（3）問題点

COVID-19 による緊急事態宣言発出に伴い在宅勤務の実施を余儀なくされたことで、在宅勤務をスムーズに進めるためのシステムや規程等の環境整備についての課題が認識され

た。事業継続のための予防・初期対応・回復までを見据えた全学的なリスクマネジメントは今後検討していく必要がある。また、昇格については、日頃の仕事への取り組み、勤務成績、能力・適性等を踏まえて実施しているが、納得できる職員人事の推進のためには、明確な人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善に関する制度の構築が課題である。

(4) 全体のまとめ

本学では、大学運営に関する諸規程を整備し、規程により明文化された権限と手続きにより大学が運営されている。大学改革の動向を踏まえ、ガバナンス体制の強化や専門性を有する職員の育成及び配置も積極的に行っている。また、全学的にSDを実施し職員の資質向上にも取り組んでいる。ただし、職員の昇格等に係る規程は未整備であり、納得できる人事を行い職員のパフォーマンスをよりよく発揮させるためには、明確な基準に基づく人事考課制度等の検討が課題である。また、全学的なリスクマネジメント体制の構築も今後の検討課題である。

以上のことから、基準に照らして軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる段階（評定基準「B」）であると自己評価する。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学を設置する学校法人新潟青陵学園には、本学のほか、大学と同じ校地（水道町キャンパス）に新潟青陵大学短期大学部及び認定こども園新潟青陵幼稚園、水道町キャンパスの近隣に新潟青陵高等学校を設置している。財政計画を策定する際には、これら学園内の全ての設置校の状況を踏まえた検討を行い策定している。

2017年度予算より、前年度踏襲型から予算枠を提示した事業計画と連動した部門別戦略的予算管理への転換を図った。このことにより、予算統制と支出抑制を図りながら、政策的な投資を効果的に行う体制を整えた。

中・長期の財政計画については、キャンパス再整備計画に伴う資金積み立てのための財政中長期計画を策定し、特定資産としての積み立てを実行してきたが、校舎改修工事実施に伴い、計画的に積み立てた資金を取り崩して工事費に充当するとともに私立学校振興・共済事業団及び市中金融機関からの資金調達を実施したことから、現在は中期的な財政計画は策定せず、毎年度、借入金返済と経常経費及び戦略的支出のバランスを考慮した予算編成方針に基づき予算を編成し、運用している。また、大学の現中期目標・計画は、その策定にあたり財政計画との連動が図られていなかったことから、次期中期計画においては、財政計画も併せて策定し、確実な計画達成を期す予定である。

学校法人新潟青陵学園では、毎年決算時に財務関係比率を算出し「事業報告書」に掲載している。現時点では指標そのものの目標値を定めているわけではないが、日本私立学校振興・共済事業団が毎年発行している「今日の私学財政」による大学法人・大学部門の指標と比較検討することで財務状況を客観的に把握し、長期的なスパンでの財政政策検討の参考として活用している（根拠資料2-27）。

2020年度からの5カ年の学園中期計画では学園の経営基盤確立のため、下記の方針を掲げており、その達成のため方策と数値目標の検討を始めているところである（根拠資料10-2-1）。

《財政基盤》

学園の経営基盤の確立、学園施設設備の整備に係る資金確保と確実な支出計画の遂行のため、以下の取組みを行う。

- (1) 予算制度・予算執行制度の点検・見直しによる予算管理精度の向上
- (2) 学生・生徒等確保体制の強化

- (3) 学生生徒等納付金の見直しと多様な収入源の確保
- (4) 人件費の合理的見直し

以上のように、本学は一定の方針に基づき財政計画を設定しており、おおむね適切に運営されているものの、現在のところ中・長期の財政の具体的な計画及び財務関係比率に係る指標を明確化していない面に問題が残る。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

<p>評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）</p> <p>評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み</p> <p>評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等</p>
--

本学では収入予算の80%以上（基礎データ表10）を占める学生納付金の安定確保は不可欠であり、毎年度、入学定員を満たす入学者数を確保するとともに、手厚い学生支援により、学士課程における退学率は、2017年度から2019年度の3カ年の平均が1.3%と極めて少ない水準を維持しており、入学後の学生納付金減少も抑制されている（基礎データ表6）。

2016年度～2018年度は、水道町キャンパス再整備事業に係る新校舎建築及び既存校舎取壊し等の教育研究環境の整備充実に重点を置いた大規模な支出を行った。事業活動収支計算においては、収入面は、併設の新潟青陵大学の入学定員増により増加傾向を示しているが、支出面では、前述のキャンパス再整備に係る校舎改築に伴い減価償却負担が増しているため、教育研究経費・管理経費とも改築前に比べて増加しているものの、2017年度の旧校舎の取り壊しに係る一時的支出が2018年度は無くなったこともあり、2018年度の経常収支差額は黒字に転じた。2019年度においては、学生生徒等納付金は前年対比微増となったが、国庫補助金の減少により経常収入は前年度比3.9%減少した。支出においては、退職金支出及び新潟県教職員のベースアップに準じて給与改定を行ったことにより人件費支出が増加した結果、経常収支差額は若干のマイナスとなった。

貸借対照表においては、キャンパス再整備の資金を日本私立学校振興・共済事業団及び民間金融機関からの融資と、キャンパス再整備のために積み立てていた特定資産の取り崩しにより充当したことから、特に2016年度～2018年度にかけて、資産・負債が大幅に変動したが、それ以降は大掛かりな設備投資や設備投資資金の借り入れを行っていない。

本学における教育活動資金収支は毎年度黒字となっている。また、事業活動収支における経常収支差額については、2017年度のキャンパス再整備に係る既存校舎取壊しに係る収支悪化及び新校舎完成後の減価償却費の増加による影響はあるものの、おおむね収支均衡を維持しており、借入金についても、現状程度の学生確保がなされれば問題なく返済できる。退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基準として私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れている。

以上のことから、教育活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているといえる。

予算配分においては、2017年度より、過去（2016年度以降）の予算執行実績の平均に基づいた予算枠を各部門に提示し、原則としてその範囲内で予算要求することで各部門の支出の正確な測定に基づく予算枠の配分を行いつつも、中期計画に基づいた毎年度の事業計画に従って、各部門の予算要求を調整するなどの戦略的な予算編成業務を行うことで、教育活動の遂行と財政確保の両立を図っている。年度予算の執行にあたっては、その時点で真に執行を要するものか否かの検討のため、経費執行伺において学校法人新潟青陵学園事務決裁規程により、学長又は理事長までの決裁承認を受けたうえで適正に執行している。また、年2回予算補正を行い、評議員会の意見徴収及び理事会の承認を経て実情に合わせて適切に見直している。

外部資金の獲得については、特に科学研究費補助金について積極的に支援する取り組みを行っている。毎年度「科研費獲得のための情報交換会」を開催し、科学研究費獲得経験のある教員が科学研究費書式の作成の要点等の指導を行っているほか、申請上の注意点を事務局から説明している。2013年度の申請より学長の指示のもと、全教員に科学研究費の主なないしは副で申請することを求めることとし、この支援策として2012年度より科学研究費補助金申請のための萌芽的研究支援の側面を持つ学部共同研究費における若手研究者の優遇や、科学研究費取得経験のある教員を学長がアドバイザーとして委嘱し、申請者の書類作成支援を行うシステムを導入し申請がなされた。2018年度からは、地元の国立大である新潟大学が行っている、県内各大学が個別に取り組んでいる研究支援や外部資金に関する情報収集等の業務を新潟大学と一部共有することにより、業務の効率化・負担軽減を目指す研究支援トータルパッケージ（RETOP）を契約し、支援を受けることでさらなる外部資金獲得支援に努めている。

【外部資金の獲得状況】

（年度別科学研究費補助金）（研究分担金、間接経費は除く）

2017年度：	9件（新規 2件・継続 7件／看護学部 4件・福祉心理学部 5件）	7,800 千円
2018年度：	9件（新規 3件・継続 6件／看護学部 5件・福祉心理学部 4件）	5,990 千円
2019年度：	12件（新規 6件・継続 6件／看護学部 5件・福祉心理学部 7件）	11,290 千円

法人の資産は、「学校法人新潟青陵学園資産運用規程」（根拠資料 10-2-2）を整備し、適切に行うとともに、理事会に運用状況を報告している。

以上のことから、本学の教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤は確立していると判断する。

（2）長所・特色

特になし。

(3) 問題点

現状は、学生確保が堅調に推移しているが、本学及び併設の短期大学部とも、帰属収入の80%以上を学納金が占めており、財務上は入学者数で収支が直接的に変化する。18歳人口減少期における安定した経営の観点から、適正な学生数の確保はもちろんであるが、それ以外の外部資金の獲得を図り、収入バランスの改善を行なっていく必要がある。また、全国平均に比して高い人件費率の改善も必要である。また、現在策定中の大学次期中期計画では、財政計画との連動を図っていく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の財政計画は学園内の全ての設置校の状況を含めて策定されている。現在は、大規模なキャンパス再整備による支出を概ね終え、借入金の確実な返済を期しているところであるが。学園の中核となる大学・短期大学部の入学生は安定して確保されており、毎年の予算編成において、過去実績に基づき実態に即した予算枠を提示しつつも戦略的な支出については収支のバランスを見ながら実行していることから、安定した財政基盤のもと、教育研究活動に必要な支出を行うことができている。

現在は、2020年度から策定した学園中期計画に沿って、学生生徒等納付金の見直しと多様な収入源の確保、人件費の合理的見直しの検討を始めており、大学新中期計画の策定に合わせて、連動した具体的な財政計画を策定し、計画の実現を期していく。

以上のことから、財務に関して、大学基準に照らして軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる段階（評定基準「B」）であると自己評価する。

終章

本学は2014年度公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）を受け、「大学基準協会の大学基準に適合していると認定する。」との評価結果を受けた後、2015年度に、多様な社会のニーズや学問の進歩にこたえるため、本学自ら立つ位置を明確にしたビジョン「大学の地域の「知」の拠点づくり」と、長期的目標「イノベーションセンターづくり」並びに中期的目標「新潟青陵学」を育てるプラット・ホームづくり」を立てた。本学が取り組むべき様々な課題は、「組織・運営基盤」、「入試」、「教育（教学）」、「研究」、「学生支援」、「社会連携」、「国際化」の6つの基本項目に区分し、各課題に対して中期活動目標を整理し全学に示した。

教育・研究等の質を担保するために、学部、研究科、事務局と、それらに属する各種委員会は、毎年度、その活動実施計画を立てる際に、それぞれが計画・実施している活動がどの中期活動目標を達成するための活動であるか、さらに中期活動目標を達成するために付け加える活動はないかを検討した。そして、年度末には、活動実施計画がどの程度達成できたか、次年度に向けて改善すべき点はどこかを検討し、次年度の活動実施計画につなげた。これにより、本学は内部質保証の礎となるPDCAサイクルを確立した。

本学の内部質保証は、実務的には学長諮問委員会である「自己点検・評価委員会」主導の下、全教職員が関わる形で実施している。自己点検・評価委員会は各研究科及び各学部並びに大学内の各分野の組織で実施している毎年度の自己点検・評価を、統一したPDCAサイクルシートを用いて主導している。さらに、特に教学に関する内部質保証の責任を負う組織として、2014年に教学改革推進会議を設置した。教学改革推進会議では、教育課程の全学的な方針策定に関する事、教学改革に関する政策形成及び制度設計の検討並びに提言を主な目的に掲げ、学長のガバナンス強化と教学の強化推進を図ることで、大学教育の質的転換、自己点検・自己評価と内部質保証等の大学の改善・改革を求めることとしている。

今後もこれらの内部質保証システムを毎年改善し、理念達成による大学の堅実な発展を推進するつもりである。そのためには、今後、各組織がデータに基づく活動を推進できるように、アセスメント・ポリシーに基づき IR 推進室が電子化し管理する IR データを活用して自己点検・評価が円滑に進められるよう改善を進める必要がある。

内部質保証システムの確立の他に、前回の大学認証評価で努力課題として指摘されたことについて改善策を講じたことはもちろんのことであるが、それ以外にも更なる向上をめざして、これまで着手できていなかった課題（教員・教員組織の点検・評価と改善・向上、アセスメント・ポリシーの策定、ディプロマ・ポリシーの達成状況を確認するためのアセスメント、学習成果の可視化の試み、障がいのある学生支援、国際化・国際交流、COVID-19への対応・対策）についても、確かな方向性と実績を示せた。特に、「大学が求める教員像と教員組織の編成方針」を作成できたこと、「FDポートフォリオ」を使って所属長との面談を通して教員評価を行えるようになったことは、大きな一歩である。ディプロマ・ポリシーの達成状況を確認するためのアセスメントを開始し、学習成果の可視化にも着手できたことは、今後の教育課程の編制や3つのポリシーの見直しの足掛かりとして重要である。また、COVID-19への対応・対策として全学的に実施した施策は、危機管理の面からも、教育の

質向上の面からも、本学にとって財産であるとともに、今後の教育改善のよい足掛かりになるであろう。

しかしながら、これまでに外部有識者から指摘を受けながら、その改善に着手できていない課題（大学の理念・目的や教育上の理念・目的の再検討、大学の資源を踏まえた中期計画の立案、卒業生の組織化促進など）もある。これらについては、今回の認証評価を通して指摘・助言される課題と合わせて、次期の中期計画の中に落とし込んで取り組んでいきたい。

本学が、地域にとって、学生にとって、さらに魅力ある大学となるよう、引き続き不断の努力を行う所存である。